

第七十七回国会 内閣委員会 議 録 第七号

昭和五十一年五月十三日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長代理理事 木野 晴夫君
理事 阿部 喜元君 理事 竹中 修一君
理事 藤尾 正行君 理事 松本 十郎君
理事 上原 康助君 理事 大出 俊君
理事 中路 雅弘君
有田 喜一君 大石 千八君
中馬 辰猪君 旗野 進一君
林 大幹君 三塚 博君
箕輪 登君 吉永 治市君
石橋 政嗣君 木原 実君
山本 政弘君 和田 貞夫君
鬼木 勝利君 鈴切 康雄君
受田 新吉君

出席國務大臣

法務大臣 稻葉 修君
國務大臣 植木 光教君
(總理府総務長官) 坂田 道太君
(防衛庁長官) 藤井 貞夫君

出席政府委員

人事院総裁 藤井 貞夫君
人事院事務総局長 今村 久明君
人事院事務総局職員局長 中村 博君
内閣総理大臣官房総務審議官 島村 史郎君
総理府人事局長 秋富 公正君
行政管理庁長官官房審議官 川島 鉄男君
行政管理庁行政管理局長 小田村四郎君
防衛政務次官 加藤 陽三君
法務政務次官 中山 利生君

委員外の出席者

人事院事務総局給与局次長 角野幸三郎君
警察庁刑事局保安部防犯課長 四方 修君
防衛庁人事教育局厚生課長 原中 祐光君
法務大臣官房官房審議官 鈴木 義男君
法務省刑事局公設課長 村上 尚文君
法務省刑務局少年課長 石山 陽君
法務省刑務局参事官 山口 悠介君
法務省入国管理局次長 竹村 照雄君
大藏省理財局特別財産課長 松岡 宏君
労働省労働基準局労働管理課長 田中 清定君
会計検査院事務局長 鎌田 英夫君
内閣委員会調査室長 長倉 司郎君

委員の異動

五月十二日

辞任

大石 千八君 補欠選任 丹羽 兵助君
吉永 治市君 本名 武君
受田 新吉君 安里積千代君

同日

辞任 補欠選任
丹羽 兵助君 大石 千八君
本名 武君 吉永 治市君
安里積千代君 受田 新吉君

五月十三日

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外一名提出、参法第一六号)(予)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○木野委員長代理 これより会議を開きます。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。
坂田防衛庁長官。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○坂田國務大臣 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の理由及び内容の概要について御説明いたします。
まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。
これは、自衛官の定数を、海上自衛隊八百一十一人、航空自衛隊六百七十七人、計千四百八十八人増加するための改正でありまして、海上自衛官の増員は、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛官の増員は、航空機の就役等に伴うものであります。
次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、航空自衛隊第三航空団司令部の所在地を愛知県の小牧市から青森県の三沢市へ移転するものでありまして、当該部隊の任務遂行の円滑を図るためであります。
以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○木野委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木野委員長代理 次に、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
植木総理府総務長官。

一般職の職員に給する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○植木國務大臣 たいだいま議題となりました一般職の職員に給する法律等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

一般職の職員に給する法律及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法並びに義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する法律の規定に基づき、去る三月十一日、人事院から国会及び内閣に対し、それぞれ教育職員の給与を改善すること及び女子教育職員、看護婦等の職員に対し、育児休業給を支給することを内容とする勸告が行われました。政府としては、その内容を検討した結果、これらの法律の趣旨にかんがみ、人事院勸告どおりこれを実施することとし、このたび、一般職の職員に給する法律等について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給する義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額を一万円から一万五千二百円に引き上げることとしております。

第二は、当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の職員に対し、育児休業の期間中、育児休業給を支給することとし、その支給月額は、俸給の月額に職員の所属する共済組合の掛金率を乗じて得た額とすることとしております。

第三は、特別職である防衛庁職員についても、一般職の国家公務員の例により、育児休業給を支給することとし、また地方公共団体の職員に対しても、条例で育児休業給を支給できる措置を講ずることとしております。

また、附則においては、これらの実施時期について、義務教育等教員特別手当は本年三月一日から、育児休業給については本年四月一日から実施すること等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○木野委員長代理 次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○和田(貞)委員 国家公務員災害補償法あるいは地方公務員災害補償法というものは、もとも昭和二十二年の四月七日に労働基準法ができて、それによって労働者災害補償保険法というのでできたわけですから、国家公務員法、地方公務員法のなかつたときには、労働基準法あるいは労働者災害補償保険法、これの適用を国家公務員も地方公務員も受けておった。したがって、この労働者災害補償保険法というのがやはり基本になつてくるわけです。おのずから労働者災害補償保険法の性格なり基本的な考え方が、やはりこの国家公務員災害補償法や地方公務員の災害補償法に影響、関連をしていくわけですね。

一方、社会労働委員会の方では、もうすでに労働者災害補償保険法が通過しておりますが、労働者災害補償保険法の性格というものは、当初制定されたときから、文章の表現にかかわらず、その文章の表現というものは、おのずからこの法の性格をあらわしているわけですが、だんだん性格が変わつてきているように思われます。たとえば労働者災害補償保険法で、当初は「災害補償を行ない」という、補償というたてまえをとつてお

た。それが「保険給付」という表現に変わつてきているし、今度の労働者災害補償保険法の改正案では、さらにそれが「必要な保険給付」を行う。いつの間にか「災害補償」というのが「保険給付」という形になつてきている。そこらあたり、国家公務員の災害補償法の審議をする前に当たつて、その基本になる労働者災害補償保険法の性格がその表現どおりに変わつてきているのはどういふことなのかというのを、労働者お見えになつておられますから、労働者の方からまずお聞かせ願いたいと思つております。

○田中説明員 たいだいま先生の御指摘のように、昭和二十二年に労働基準法と労災保険法が同時に制定されたわけでございますが、その段階の労災保険法の内容は、労働基準法の災害補償の中身をほとんどそのまま保険給付の形で制度化したという内容となつたわけでございます。それが昭和三十一年の法改正のときに、打ち切り補償にかえて長期傷病者の補償ということと年金を含んだ給付を設け四十年にはその年金額をさらに幅を広くするというところで、補償の中身が労働基準法の範囲を越えて拡大されてきたという経過がございます。その間、昭和四十八年に、通勤災害についてこれを保険給付の対象にするということで、労働基準法上の災害補償のほかに通勤災害も含めて保険給付の対象に入れた。このときに、目的規定に「迅速且つ公正な保護をするため、災害補償を行ない」という字句を「保険給付を行ない」という字句に改めたわけでございます。

改めた理由といたしましては、通勤災害に対する給付が労働基準法上の災害であるかということになりますと、やはり労働基準法では業務災害のみを補償の対象にしておりまして、災害補償という言葉をそのまま通勤災害の場合に使うのはやはり問題があるんじゃないか。現に労災給付の中身をこらんだままでも、業務災害に関するものは何々補償給付という中身で内容を書いてございます。これに対して通勤災害に関する給付の方は、補償給付を抜いて別の系列の給付とい

う名前にしておるわけでございますので、両方をひつくるめて一つの言葉で言ひあらわすために「保険給付」という名前に切りかえたわけでございますが、業務災害に関する給付の部分が災害補償という性格を持つておることはいささかも変わりはないというふうに考えております。

それと、今回の改正で保険給付の上に「必要な」という形容詞をつけたわけでございますけれども、これは従来の規定では、迅速、公正な保護をするため保険給付を行うということで、表現としてやや舌足らずではないかという感じがあつたわけでございます。これのためという目的を書いて、それに「必要な保険給付」ということが言葉としても自然であろうということで、いわば表現上の改善を図つたというふうに考えておるわけでございます。したがらして、「必要な」という字句を入れたことが給付の中身に具体的に影響する、あるいは給付の解釈に影響するということについては考えておりません。それほど積極的な意味はございませんけれども、表現の整備と申しますか、目的の保険施設に関する規定を改めたということとあわせて、字句の面での整備を図つた、こういう趣旨でございますので、字句の変更によつて労働法の性格が変わつたというふうには考えていないわけでございます。

○和田(貞)委員 さらに労働補償保険法の目次中に、「保険施設」を「労働福祉事業」というように改めるといふことになつていますね。一条では、災害補償を行う、あわせて労働者の福祉に必要な施設をなす、これは公傷をカバーするためにあるべきものです。いま補償というものが給付というふうな性格に変わつてきているということとあわせて、労働者に対するところの福祉施設というのは、当初この保険法ができた性格とこの二つの面を合すると、本来補償でなくてはならないのが何か給付事業というふうな性格に変わつてきている、こういうふうには私は受けとめるわけですね。そうじゃないですか。

う名前にしておるわけでございますので、両方をひつくるめて一つの言葉で言ひあらわすために「保険給付」という名前に切りかえたわけでございますが、業務災害に関する給付の部分が災害補償という性格を持つておることはいささかも変わりはないというふうに考えております。

それと、今回の改正で保険給付の上に「必要な」という形容詞をつけたわけでございますけれども、これは従来の規定では、迅速、公正な保護をするため保険給付を行うということで、表現としてやや舌足らずではないかという感じがあつたわけでございます。これのためという目的を書いて、それに「必要な保険給付」ということが言葉としても自然であろうということで、いわば表現上の改善を図つたというふうに考えておるわけでございます。したがらして、「必要な」という字句を入れたことが給付の中身に具体的に影響する、あるいは給付の解釈に影響するということについては考えておりません。それほど積極的な意味はございませんけれども、表現の整備と申しますか、目的の保険施設に関する規定を改めたということとあわせて、字句の面での整備を図つた、こういう趣旨でございますので、字句の変更によつて労働法の性格が変わつたというふうには考えていないわけでございます。

○和田(貞)委員 さらに労働補償保険法の目次中に、「保険施設」を「労働福祉事業」というように改めるといふことになつていますね。一条では、災害補償を行う、あわせて労働者の福祉に必要な施設をなす、これは公傷をカバーするためにあるべきものです。いま補償というものが給付というふうな性格に変わつてきているということとあわせて、労働者に対するところの福祉施設というのは、当初この保険法ができた性格とこの二つの面を合すると、本来補償でなくてはならないのが何か給付事業というふうな性格に変わつてきている、こういうふうには私は受けとめるわけですね。そうじゃないですか。

う名前にしておるわけでございますので、両方をひつくるめて一つの言葉で言ひあらわすために「保険給付」という名前に切りかえたわけでございますが、業務災害に関する給付の部分が災害補償という性格を持つておることはいささかも変わりはないというふうに考えております。

○田中説明員 御指摘の点につきましては、先ほども申し上げましたように、災害補償という言葉が給付に変わったというの、通勤災害を含めて給付するために変えたわけでございますので、業務災害に関する給付の部分の災害補償としての性格が変わったということではないと考えております。

それから、従来の現行規定が「必要な施設をなす」という表現をとっておるのでございますけれども、これは表現自体として施設とは何かということになりますと、やや表現としては古い表現に属することではないかというふうにも考えられますし、また発足以来、保険施設の中身が労災病院であるとかハビリテーションであるとかあるいは安全衛生対策であるとかいろいろのものを徐々に拡大してまいりました。施設の中身も、必ずしも病院その他のいわゆる施設というものに属さない援護事業なども含まれるようになっております。そういう中身を勘案いたしますと、やはり表現を改めて、施設を事業というふうに言いかえた方が実際に即するのではないかとこのように考えられるわけでございます。また、従来「労働者の福祉に必要な施設」ということできわめて抽象的かつ漠然と書かれておりましたのを、この際具体的の中身に即して、社会復帰に関する事業であるとかあるいは援護に関する事業であるというように中身のある程度具体的に明記して、この性格を明らかにした方がよいのではないかと考えて字句の整備をしたわけでございます。もちろん労災保険の基本的な性格が災害補償にあるということとは当然でございます。福祉事業というのは、あくまで基本になる事業に対する付帯的な関係にある事業、こういうふうな考えますので、全体としての制度の幅は広がってまいりましたものの、基本的な性格が変わったというふうには私も必ずしも考えていないわけでございます。その辺は労働災害の発生状況であるとかあるいは被災者の実情であるとか、諸般の事情に即応して制度の改善整備を図ることから、制度の中身が幅も広く

なり、あるいは奥行きも深くなるというふうに考えるわけでございます。

○和田(真)委員 通勤災害が入ったからと言うけれども、通勤災害というのは、業務にかかわりがある、業務に因果関係がある。公務員の場合は、通勤というのは公務に因果関係がある、だから業務とみなす、公務とみなす、こういうたてまえなんです。業務と通勤と別個に考えているのはおかしいのです。長い間の論議の中で、業務の範疇に通勤途上の災害を入れるべきであるという議論の中から通勤というものが出てきたんじゃないですか。そうでしよう。それに、あなた内容が変わってないと言われども、公務員の方は別として、労災の場合は現実に今度の傷病年金制度に変えることによつて、一級の傷病者は別として、二級、三級の傷病者については、福祉施設を含めなければ、従来の給付より減っているんじゃないですか。ことさらに減る分については、既得権としてカバーするために福祉施設でカバーしているだけのことじゃないですか。当初の補償というのは、事業者、企業者のそこに働く労働者に対するところの補償ということがたてまえて、それをいつの間にかやら保険法にすりかえて、企業の責任を保障に転嫁していくという形になってきているんじゃないかというふうに思うのですが、どうですか。

○田中説明員 前の、通勤災害と業務との関連性の問題で御指摘がございました。確かに通勤というものは、労働者にとつて業務と密接不可分の関係にあるということは御指摘のとおりでございます。そういう趣旨から、何らかの形でこれを業務災害並みに保護すべきであるというところはかねがね各方面から御要望があり、これは昭和四十八年の法改正で実現したわけでございますが、労災保険法が労働基準法の災害補償を基礎として、労働基準法上の災害補償責任を基礎として成立しているという一つの基本的な性格のものがございまして、労働基準法上では、業務と因果関係があるものは業務災害ということで補償責任の発生原因になつていくわけでございます。通勤災害は業務災

害の範疇に含まれていない。そういったしますと、労働基準法では業務災害だけが補償の対象になる、労災保険法では通勤災害を含めて給付の対象になるということになりますと、そこにおのずから給付の幅に差があるわけでございます。その通勤災害の部分まで含めてこれを業務災害だということに割り切りますと、労働基準法上の使用者の災害補償責任との関連上やはり問題があるということ、給付の水準は全く同じにする、しかし位置づけは業務災害の外枠として位置づけて、それを合わせて労災保険の給付対象の中に持つていく、こういうような処理をしたわけでございます。通勤災害がストリートに基準法上の使用者責任というところまで規定することには、現在の基準法のたてまえでは無理があるということ、目的の規定を含めてそういう処理をしたわけでございます。

それから後段の御指摘の問題で、新しい傷病補償年金が従来の給付より下がるではないかという御指摘でございます。現在の長期療養者を対象としております長期傷病補償給付の年金は、平均賃金、つまり給付基礎日額の六〇％が給付率になつております。これに対して新しい傷病補償年金は、給付基礎日額の六七％から八六％にわたる三段階の給付率を決めておるわけでございます。法定給付としてはかなりのレベルアップになる。ただ問題は、御指摘の中にもありましたように、長期療養者につきましては長期傷病補償給付たる年金のほか、特別支給金として二〇％上積みをしております。この二〇％上積みは、今度の改正でなくなるわけでございます。そのかわりボーナスその他の特別給付を基礎とした特別支給金が新しい傷病補償年金にはプラスされますので、通常の場合には問題ないというふうな考えておりますが、ボーナスにつきましては、民間労働者の場合に非常に少ない、あるいは職種によつてはそういう特別給付のない方もある。そういったしますと、確かに御指摘のように、新しい傷病補償年金の二級、三級受給者の中には、特別支給金の面で

計算上ダウンをするというケースもあり得るわけでございます。これにつきましては特別支給金についてダウンをしないような手当てをするとかいうことで、現在の受給金が低下するようなことは絶対ないように措置するということで、いわばカバーするという趣旨でございます。

○和田(真)委員 カバーするというのと下がるというのと違うのですからね。本質はやはり下がるのをカバーするというだけの話。われわれはなぜそうやかましく言うかという、先ほども言ったように国家公務員法なり地方公務員法、それに伴うところの公務員の災害補償法というのは後でできてきておる。いま公務員に労働基本権をもつておりにせよ、労働基本権を回復せよということをおっしゃる。労働基本権が回復することになったら、国家公務員法、地方公務員法それ自体も必要がないというふうなこともなりかねない、もとへ戻らなす。あなたのところでしつかりやつてもらわなければいけません。当然団体交渉権が伴えば、それは使用者としての国あるいは地方公務員の場合自治体、団体交渉の中で労働基本権の最低を上回る労働条件というものを確保したらそれまでだけれども、その最低になる基準法に伴うところの労災保険というのをもっと切り離して、いまの保険法をとかくいらいまくるというのではなくて、断じて給付の内容というものは、補償の内容というものは上がるとも下がるともではないという、こういう基本的な考え方によってやつてもらつてあくまでも補償。給付じゃないんだ、福祉事業じゃないんだ。問題点をすりかえるような、そういう疑問を持たれるような法改正というのには誠に慎んでもらわぬといかぬです。

さらに、労働基準法自体が最低の基準じゃないですか。そうでしよう。労働基準法というのは最低の基準なんです、この労働補償についても。言うならば大きな企業であれば、あるいは国とか地方自治体というふうな使用者の場合であれば、これは支払い能力がある。いかに基準法で最低の補償が決められておつても、支払い能力がない事

業所があるでしょう。支払い能力が伴わない企業がある。そういう企業のために、事業所のために、最低の基準法で保障されたものを補償しようというのがこの保険じゃないですか。労災保険じゃないですか。違うのですか。そうでしょう。いわば自動車保険と性格がよく似ているじゃないですか。そうじゃないですか。

○田中説明員 先生御指摘のように、確かに労災保険の問題が他の公務員の災害補償の場合非常に重要な意味を持つておるのでございまして、そういうことで私も労災保険をできるだけいいものにしていく、そういう気持ちにはかえりなく強固に持っているわけでございます。

今回の改正につきましても、実は一昨年来労災保険審議会の労使三者の構成の懇談会の中でいろいろな角度から検討してまいりました。その過程で、四十九年には年金を中心とした給付水準の全体のレベルアップということを進めたわけでございますが、その際給付水準の問題のみならず、たとえばスライドの問題であるとかメリット制の問題であるとか、あるいは他の社会保険との関係調整の問題であるとか、そういう給付の仕組みに関するいろいろな問題点についてまだ手をつけていない面がある、それを今後の検討課題にしていくということ、残された問題をまとめて今回手をつけて、制度の改善整備を図るとして一つの改正の目標をそこに置いたわけでございます。

しかしながら、御指摘のようにもちろん給付水準自体の問題も、今後の検討課題ということで十分私どもも検討を進めてまいりたいと思っておりますが、ただ先ほど御指摘のように労働基準法との関係から申しますと、労働基準法の補償の中身というものは、あくまでも個別の個々の使用者に法律上の負担を課する中身でございますので、おのずから限度がございます。しかしながら、労災保険におきましては、そこに一つの根拠を求めながらも給付の中身は労働基準法のレベルを超えている、これは年金化も進めましたし、また一時金に対しても、たとえば障害保険については労働基準法の

一時金の金額を上回る改善も進めておる。労働基準法のレベルにとどまることなしに、給付改善も進めてまいっておるわけでございます。特にいま御指摘のように大企業、中小企業、それぞれ企業の負担能力に差がございますので、労災保険が特に中小企業といった方々に非常に有効に働いておるといふふうにも私ども考えております。ただ、企業内の上積みその他いろいろな企業独自の立場での処理もあるわけでございます。これは労災保険という一つの定型的な給付のほかに、いろいろな企業内の処理もあるわけでございます。それはそれなりに一つの評価をしておるわけでございます。

いづれにいたしましても、労災保険としては、現状に即してできる限りの充実した給付水準を確保していきたいというふうにも考えております。

○和田(真)委員 繰り返しますが、法定補償給付、これはやはり原則に考えてもらわなければいけません。福祉施設というのはそれに伴うもの、カバーするものであるということですね。

そうしてもう一つは、あくまでも労働基準法の補償というものは最低の補償ということ、それを上回るように保険給付の水準を高めていくということに改正を図ってもらわなければいけません。そうでないと、大きな企業で能力のあるところは、法定外給付を労働組合との協定の中でやっているところがあるし、それができないところがある。すると、いつの間にかやら労災補償というのが最低でありながらそれが最高のものでなってしまう、そういう可能性があるんですよ。

それからまた、小さな企業に働いておる労働者やあるいは事業者のことを考えたら、たとえば死亡補償給付なんかは法定外給付でできるような企業はいいとしても、小さな企業では保険しか頼るところがない。そのために事業者が保険金を払っておるんですね、加入しておるんですよ。それは確かにあなたの方では独立した事業所の中では、安全管理も監督指導というのをなさっておられるでしょう。しかし、外での労災というのがあ

です。特に土建請負業の場合です。だから施設をしようと思っても、たとえば大手の土建屋さんの場合だったら、何十億という請負金額の中では、一千万も一千万も相当する安全施設といふものはできませんよ。一千万や二千万の請負企業がどうして安全施設ができますか。やれといふのは無理でしょう。もともと元請を大手がとって、下請、孫請、ひ孫請というふうになって、最終的な小さな土建屋さんになれば工事量が一千万、二千万ぐらいのところで、そういうところに災害が起こっているんですよ。労災が起こっているんですよ。大きなところは何もなし、小さなところはほど劣悪な労働条件の中で働かされておるんですよ。そこで死亡ということになってきたら、その保険が自動車保険よりも悪いというふうなばかんなことがありませんか。第三者事故によって自動車ではねられた方が補償が上であって、労働者が日働いてる中で間違つて死亡したという場合には微々たる補償だ。これは労災補償じゃないですよ。そういうような金額のせつかくこの改正案を出すのに、そういうような点は検討しなかつたんですか。いま一番問題になっているところをなぜ検討しなかつたのですか。

○田中説明員 御指摘のように、特に建設業に関しては、下請、孫請けを含めて、労災給付の中身でも非常にウェートの高いものでございまして。特に建設業の場合には、死亡事故に対する給付面もいろいろございまして、実はその点に関しては先ほど少し触れましたけれども、昭和四十九年の改正の際に遺族補償年金の約一二%平均の引き上げを行つたわけですね。遺族補償に関しては、かねがね年金と一時金と両方の給付の形がございました。昭和四十年に遺族補償給付を年金化して以来、私どもとしては、できるだけ年金給付を中心に充実を図りたい、こういう考え方で今日まで来ておるわけでございます。

そこで、先ほど申し上げましたような年金給付のレベルアップをしたわけでございますが、民間企業で一時金あるいは一時金の形での弔慰金の慣

行もかなりあるわけでございます。そういう経緯もございまして、特に特別支給金という形で四十九年以來遺族補償支給金として一時金を支給するという制度も導入したわけでございますが、今後その辺についてもさらに十分検討してまいりたい。また、そういう被災者の実情に即した形での給付なりあるいは福祉なりの進め方を考えてまいりたい、こう思っております。

○和田(真)委員 新聞紙上で出てくる現場の労災というものは、全部そういうところですよ。雇用の関係が全く不十分な農村出かせぎ者が必ずそういう労災に見舞われて死亡したり、現場の事故でけがしたりしているじゃないですか。そういう点を考えたら、労災保険の内容というものをそういう労働者に照準を当てて水準を高めるということに改正を検討してもらおうことをひとつぜひともお願いしたいと思つておるんですよ。

そこで、国家公務員の場合は、使用者としての国が国家公務員に対して災害補償制度をつくつておられるわけですが、人事院月報を読ましていただきましたが、「災害補償制度について」、こういうふうに書かれておる中で、「災害補償の意義・特質」その第一点として、「災害補償は使用者としての国の責任に基づいて行われることである。」それから第二点としては、「国の補償責任がいわば無過失の責任であることである。」それから第三点としては、「災害補償は職員が災害を受けたことによつて生じた損害を償ふことを目的として生じたものであるが、その内容が生命、身体について生じた災害に係るものに限られることである。」ということ、無にかかわらず国の補償責任があるということ、それから行政としての国が責任を負つて、使用者としての国の責任に基づいて行われるということ、それから災害補償を行つても国の損害賠償の責任が排除されるものじゃないかということが、この災害補償制度について人事院の見解として述べられておるわけですね。

いま労災保険法について労働省にお伺いした中

で、労働者がどう言おうとも、私はやはり、この
労災補償制度の性格というのは次第に変わってき
ていくというように受けとめているわけですが。国
家公務員の災害補償制度についてあなたの方で述
べられている点、いま指摘いたしましたけれども、
も、今度の改正を含めて、今後といえども国家公
務員の災害補償制度についてはここで述べられて
いるこの内容に何ら変化をしないということでは
か、どうですか。

○中村(博)政府委員 ただいま御指摘になりました
点は、国家公務員災害補償法の基本と相なるも
のでございますので、その考え方を直ちに変わる
という考え方は、現在のところ、持っておりませ
ん。

○和田(貞)委員 労災補償と同じように、国が使
用者としての責任を持って補償をするというたて
まえ、法定補償を中心と考えていくという考え方
を踏襲するのか、あるいは福祉施設を充実する
というところに重点を置いていくような補償制度に
していくのか、どっちですか。

○中村(博)政府委員 その補償本体と申します
か、たとえば療養の給付でございますか、ある
いは休業補償あるいは障害補償、そういった給付
の内容につきましては、これはやはり、先ほども
労働省からも御説明ございましたように、逐年改
善をして、現段階においてはILO百二十一号条
約、勧告の線まで来ております。国際水準が確
保されておるわけでございます。そのように、補
償本体につきましては明白に法律でその支給要件
が書き込まれておるわけでございます。

一方、福祉施設というものも、これは法律にそ
の基礎を持つものではございますけれども、やは
り災害を受けられた方々に対してより手厚き保護
をするために、まあ言葉は変でございますけれど
も、いわば小回りのきき、現状に適應するような
措置ということで福祉施設が考えられてあるのだ
でございますので、したがって、両者相まっ
て、おのおのその特性を生かしつつ補償の十全を
図ることが、今後におきましても、また現在まで

もそうでございますが、私どものとるべき筋道で
ある、かように考えております。

○和田(貞)委員 今度の改正案を見てまいります
と、これはもちろん労災補償制度に関連して改正
されていく部分がございます。あなたの方から意
見書、それに基づいてこの法案が提案されている
わけですが、身体障害者に対する評価の改善、あ
るいは他の法令による給付との調整方法の改善、
平均給与額の算定方法の改善、審査の申し立て制
度の改善、年金年額のスライドが、平均給与額の
変動、いままで二〇%であったのが一〇%以上で
あればできるようにするような改善、これらの改
善策は今度の改正案で改善である、前進である、
こういうふうに思われるわけですね。

しかし、傷病補償年金制度の創設は、先ほども
労災の方で申し上げましたけれども、私は必ずし
も改善だということには一〇〇%受けとめるわけ
にはいかない。あるいは法に基づくとする補償
の改善ということよりも福祉施設の増大に力が注
がれておるような改善、いわば法の改正というの
も、人事院規則で、あなたの方の意見も言ってお
りましたように、カバーするために、長期給付に
ついて特別な給付金の支給制度を福祉施設として
創設する、あるいは障害特別保護年金制度を福祉施
設として新設するという考え方、あるいは障害補
償年金または遺族補償年金を受ける者に対して子
弟の奨学奨護金の改善を図る、あるいは介護料の
改善をするとかというように、これは全部法定外
の補償給付の改善であって、福祉施設としての改
善ですね。

それ、たとえば傷病年金制度に変えられた点
を見てみましても、確かに一級の方は四十万円ほ
ど増額になっております。ところが二級の場合は、
あなたの方の資料で平均給与五千万円の場合とい
うことで例示されているわけですが、二十万二千円
ふえているだけでしょう。三級に至っては一万円
ふえているだけです。
だから、先ほど申し上げましたように、改善に
は違いないとしても、さほど大きな前進を遂げた

改善策であるというように私は思わない。むしろ
労災制度の変質と同じように、国家公務員の災
害補償制度も、本来の法定内におけるところの補
償給付を充実していくという考え方よりも、やは
り福祉施設の増大によってこれをカバーするとい
う内容が今度の改正案でも如実に出てくるんじや
ないか。それはあくまでも、公務災害に対して国
の使用人としての責任を感じるのならば、やはり
法定内の災害給付ということに重点を置いた改正
を図っていくということがあるべき姿じゃない
か、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○中村(博)政府委員 確かに先生御指摘のよう
に、基本的には法によってコンクリートなもの
補償を行うということは一つの筋であると思
います。法の委任を受けまして人事院規則で行わ
れておりますものが、確かに補償本体と福祉施設と
いうことで、何か本筋を外れたような印象を与
える場合もあり得ると思うのですけれども、しか
し、福祉施設は、先ほど先生がお読み上げになり
ました人事院の論文にもございますように、あく
まで使用者としての立場で現状に即した被災者の
援護を行おうという意味合いのものでございま
すので、むしろその場合に、あるいは世の中の
状況に応じて随時適切に使用者責任をその面
で果たすということが必要であるというよう
な考え方で、その意味では、これも先生十分御承知のよう
に、先ほど御議論がございましたように、労災で
法定の給付をいたしますほかに、支払い能力のあ
る民間企業の一部においては、いわゆる法定外給
付を支給いたしておるわけでありまして、その法定
外給付に見合うものが、いわばごく大ざっぱに申
し上げまして私どもの福祉施設でございまして、
その意味では民間の労働者の方々のある程度の方
が受けておられるような福祉につきましまして
は、国の場合にも同様にするべきだ、そこは小回り
がきくように、小回りという言葉はちょっと恐
縮でございますけれども、随時適切に行い得るよ
うに人事院規則でこれを確保していく、こういう

ことで努力いたしておるわけでございますので、
両者合しまして、やはり広義の補償の充実を図
る、そういうファンクションをいたしておる、か
ようにお考えいただけたいと思っております。

○和田(貞)委員 カバーするという点、よくわか
るわけですがね。やはり労災補償というのはあく
までも使用者の責任で、本来ならば、公務の場合
あるいは民間の業務の場合でも、自分の仕事をさ
せて、その労働者が災害に遭ったら、極端に言う
ならば、死ぬまでめんどう見るのがあたりまえじ
やないですか。これが原則ですよ。それがこの労
働基準法で最低の基準というのがあるわけであ
る。それに基づいて労災制度ができた。国家公務
員や地方公務員ができたために、国家公務員や地
方公務員の災害制度ができた。あくまでも人事院
がおっしゃっておるように、使用者としての国の
責任ということを感じるのであれば、これは労災
制度と横にならしていくということも保険制度と
しては必要であるかもわからぬけれども、やはり
国がその模範を示すために、その本質を踏まえ
て、法定内におけるところの補償給付というもの
の水準を高めていく、極端に言うならば、福祉施
設でカバーしなくても本来の法定内におけるところ
の補償給付の水準を上げていく、こういうたて
まえに立ったところの改善を図っていくことが必
要じゃないかということをお私に言いたいわけなん
です。

○中村(博)政府委員 ただいま御指摘の点は、確
かに一つの貴重な御意見だと思っておりますが、私
ども現在の体系は、いわばフィックスされた部分と
フレキシビリティを持っておる部分と二つがあ
って、その両者をもつて保護のより十全を期せよ
う、こういう態度であるということ、先ほど申
し上げましたとおりでございます。

その前段につきましても、これも労働省からも
御説明ございましたように、先回の改正におきま
して給付水準の大幅なるアップをいたしまして、
国際条約及び勧告の線まで達した国際的な水準を
確保しておる現状にある。もちろん、現在のその

ような状況になっておるということをもって満足しておるわけではございません。あらゆる場合にその改善には努めたいという気分を持ってやっておるのでございます。

○和田(貞)委員 そういふ議論、余り聞いてもなんで、やはり本質を踏まえて、あくまでも労災、公務災害に対しては使用者の責任によることの補償というたてまえを貫いてほしいと思つてます。

ただ、今度の改正案で、休業補償を傷病年金制度に変えるという中で、一年六カ月というこういふ線を引いたわけですが、医師の診断が、三年あれば、あるいは二年あれば治癒するか治癒できないかという判断ができて、一年半で少し短過ぎるというやうな傷病の内容の労災患者、公務災害の患者もやはりあるわけですよ。一年半という根拠は何かあるのですか。

○中村(博)政府委員 一年半の根拠につきましても、いろいろな考え方があり得るわけではございませぬが、まずそれは、いままで国家公務員災害補償法のケースでは、労災の方で持つておられたわけ長期傷病補償給付という概念は全然なかったわけでございます。ところが、私どもの調査によりまして、一年以上の療養を続けていらっしゃる方が残念ながら相当数ございますので、そういう方が導入することによって、先ほど来いろいろ御指摘がございましたが給付の改善を図るという線でもそのやうな制度を導入してきただけでございます。

そこで、一年半というの何かという御議論でございますけれども、これは、その方は現在療養の給付を受けておられるのでございます。したがって、病状はいろいろ変わるのでございます。私どもとしましては、療養の給付が行われてよりよく事後の障害を残さずとの体になつていただくというのを期待しつつ、しかし現実には大変重度な障害状態になつておられる方々は、そのやうな場合に毎日給付の、その療養のために

この日は国の休業補償を支給すべきであるというやうなことをせずに、そういう長期また重大な障害にあられる方々につきましては傷病補償年金ということで、御本人にも御納得をいただき、またその御家族にも御安心をいただきというやうな年金制度を導入することが一つの大きな改善である、こういう観点からいたしたのでございます。一年半という議論についてはいろいろ御議論あり得ると思つてますが、これは労災及び厚年等々の先例を他の例と平仄を合わせた姿でございます。

○和田(貞)委員 たとえば認定の問題が非常にむずかしいわけですが、現場で肉体労働をやつておる場合と、そうでない行政職を中心とした事務系統の者が、職場で仕事をしながら発作で倒れた。それが労災であるかどうかという問題は、いつも議論されておる場所ですが非常にむずかしい。それと通勤災害の場合、あるいは業務上職場を離れて、いわば出張ですか、そういうやうな場合、いろいろ認定にむずかしい問題が絡んでくると思つてます。

たとえば通勤による災害で一つ例を挙げてみますと、交通機関を使って通勤されている公務員がおる。いつもそれを通つておるのだけれども、明るくなる日にはどうしても自分の勤務場所に九時に行くがなくてならぬ。たとえば会議なら会議がある。自分は前の日にいろいろとそのため準備をしてきた。ところが、家へ帰つたところが何か一つ忘れておつた。いつも来る通勤の経路ではどうしても間に合わない。たとえ十分でも十五分でも早く行かないと朝のそれは間に合わない、そういう自分の正義感から、日ごろの通勤経路に使う交通機関を使わないで、たとえばバイクに乗つて別の経路から十分前、十五分前に自分の勤務場所に着こうとした。途中で何かの事故で通勤路上の災害に遭つた、こういう具体的な場合、本人は死んでしまった、死に口なし、これは公務死であるかどうかというのを、だれがどういふ場で認定するのですか。

○中村(博)政府委員 いま先生お挙げになりましたやうな例の場合には、残念ながら死亡という大変不幸な転帰をたどつていらつしやいますので、恐らく警察の調査、目撃者の証言その他いろいろあるわけではございます。そういうやうな点を十分に調査いたしまして、その死がいつおつたやうな態様で行われたのかを確認する方法はございます。

それからお、御質問の中で、その日はいわば本人が公務員としての自覚に目覚めて、ある仕事のために早く、あるいは別の経路で出てきたという点も第二の問題としてあり得ると思つておる。その場合には、これはいつもの経路とは違つておりました。私はいま御指摘のポイントから判断いたします限りにおきましては、これは明白なる通勤災害として言つてよろしいと思つておる。と申しますのは、たとえばマイカーで通つておられる方々は、九時なら九時までに役所へ着かなければいけません。ところが、ふだん通つておる道が工事なんかいたしておりまして迂回路をたどることは当然なことではございませぬ。また、ある点から役所へ行く道というものは非常に多様にあるわけではございませぬ。したがって、あるところが工事でもなくもつた、混雑しておつた、渋滞というやうな場合に、九時にできるだけ着こうと努力するために他の道、他の道と避けていかれて、そしてお着きになる、その途中、不幸にして災害が発生した場合、これは筋道として合理的な経路であると考えべきである、かように私は存じております。

○和田(貞)委員 用地買収というのがありますね。用地買収で、大概、夜一土地の所有者が勤務先から帰つてくるとか、あるいは仕事を離れたときでないと、昼、役所の勤務時間内に行つてもなかなかそういう交渉はできない。大概夜になつた。夜、交渉に行つた、日参して交渉がようやくまとまつた、まとまつた過程で、土地の旧所有者がその公務員の労をねぎらうために、まあきょうはまとまつたんだから一杯飲めやというところで一杯飲んだ、飲んだあげくの事故があつた、こういう

場合は公務の災害というやうに認定されるかどうか。どうですか。

○中村(博)政府委員 ある災害を公務上あるいは通勤上と認定するかどうかにつきましては、いろいろなファクターを必要とするわけではございませぬ、いまお示しのようなスケルトンの議論でも、その他のファクターによつていろいろ御見解があり得ると思つてますが、いまの御設例を、それが公務のために出張なさつておるといふ態様でカバーされておるといふやうなことでお考えますと、それは向こうへいらつしやる間、それからその仕事が済んでから、まあ、いわば儀礼的に、かた若く申しますとそのやうな住民の方々の好意を受けることが事後の仕事のためにも十全に役立つかつたというやうな場合であつて、単に飲酒のみを目的としておるといふやうな場合でございませぬれば、多分公務上にお考えべきであらう、かやうに思つてます。

○和田(貞)委員 ここで議論をやつておると、あんな非常なことを言つてくれるだけけれども、現実にはやはりそういう点が問題になるのですよ。したがって、一体だれが認定するかということ。特にその本人が死んでしまつたら、本人から聞くというのでもできないですよ。そうすると、やはり職場で同じ働いておる同僚、あるいは労働組合のあるところは労働組合というやうに利益代表者も含めて認定をしていくというやうな、こういう方途というものは考えられないのですか。

○中村(博)政府委員 いろいろなケースがあるわけではございますが、やはり公務上外のあるいは通勤上外の認定をいたします場合には、やはりできる限りのその事実の確認という方法をとりざるを得ないのでございます。先生おっしゃいますやうに、確かに亡くなられた方に口はないわけではございますが、たとえばよくある例でございませぬけれども、役所で超過勤務をして、そしてさらにうちへ持つて帰つてその書類の調査あるいはいろいろな作業をしておられるというやうな場合でござい

ます。そういう場合に、その出勤途上なりあるいはそういう苦勞を重ねた上でお役所で亡くなられたというような場合につきましては、御家族の証言もあり得るわけでございます。したがって、先ほども申し上げましたこととあわせて、警察なり御家族なりあるいはある場合には職員団体の方々なりあるいは目撃者の方々なりあらゆる方法を通じてその実態を正確に認識するということが必要なこととございまして、特定の方はだめ、特定の方じゃなければならぬ、そういうへんばな考えは一切持たせてございませぬ。

○和田(真)委員 任命権者だけでやっていくという姿よりも、いわゆる労災患者をできるだけ救う、救済するというために同僚なりあるいは労働組合のあるところは労働組合の意見も聞いて認定していくというような認定の制度というものは、ひとつ検討課題にしてほしいと思うのですよ。

さらに、特殊な職種の職員があります。たとえば病院に勤務する看護婦あるいは地方公務員の場合には保健婦、そういう保健婦とか看護婦とかいいうのが労災に遭遇した、こういう場合に、今度水準を引き上げてもらったけれども、特に視力障害者になったあるいは聴力の障害者になった、こういう場合に看護婦もしくは保健婦の資格がなくなってしまう、そういう場合の補償というのはどういうふうに考えていますか。

○中村(博)政府委員 確かにいまお挙げになりました設例は大変心を痛ませる事案でございますけれども、やはり資格はいろいろな観点からお考えの上で資格が与えられておるわけでございますので、不幸にして公務災害をいま申された方々がお受けになりました場合につきましては、当然公務上になると思っております。したがって、公務上としての補償は差し上げるわけでございますけれども、免許資格を取り消されたためにほかの仕事に移らざるを得なかったという点の補償は、補償法それ自体としては考えていないわけでございます。それはむしろ一般の任用上の配慮によってそういう方々がために特に損害を受けられること

とのないような暖かい配慮がなされるべきであり、また当然、いろいろなお考えで任命権者におかれてはそのような措置をなさっておる、かように思っています。

○和田(真)委員 保健婦助産婦看護婦法という法律がある。その九条では、絶対的欠格事由というのがある。どういふように書いてあるかというのと、「つんば、おし又は盲の者には、免許を与えない。」当然、資格要件ですから、資格を備えるために試験を受ける場合に、つんば、おし、盲——これ自体が差別用語ですがね。これは改めなければいかぬ。厚生省の所管ですが、改めなければいかぬけれども、いまだに看護婦法と同じようにつんば、おし、盲、こゝろいふ差別用語がれっきとして書かれた法律があるのですよ。こゝろはやはりよくは問題だと思ふ。雙というの初めからしゃべることもできないし、耳も聞けないわけですが、こゝろとつんば、おしと書いておるのですね。そうすると、つんば、耳が聞こえなくなつた、耳が不自由になつたという場合に、この法律さえなければ、聴力が支障を来たしたということであつても物も言える、目も見える、また看護婦としてあるいは保健婦として資格が継続できるのですよ。ところが、わざわざこゝろとつんば、おし、こゝろいふ差別用語を使ったこの法律があるために、そういう労災患者を救うということができない、こゝろいふ問題が出てくるわけなんです。

これは労災なり公務災害の制度の範疇には入らないけれども、こゝろいふ問題があるということ、これはひとつ労働省の方も、民間の労災患者にこゝろいふ例がやはり出てくるのですよ。そうでしょう、公務員の場合にもやはり出てくるのですよ。厚生省の所管であります。労働省なりあるいは人事院なりあるいは公務員全般にわたる人事を所管されておる総理府です。こゝろいふ労働の、こゝろいふように私は思うわけなんです。このことについてはひとつ、せつかくいま指摘したこととさせていただきますので、総務長官がおられるの

で、この法の改正、これに関連してひとつお答え願ひたい。

○植木國務大臣 ただいま看護婦等の法律の中にそのようなおし、つんば、盲というような用語が使われているということは初めて知つたわけでございます。申すまでもなく、私もはそういうような用語は不適切であり、あるいは聾啞者等の用語を使うべきであるというふうに考えます。これは厚生省と早速連絡をとりまして、善処方を私から要請をいたします。

○和田(真)委員 公務災害補償の問題については時間もありませんので、先ほどから申しましたように、やはり国が災害公務員の使用であるという責任、こゝろいふ立場に立つてもらつて、あくまでも公務災害におけるこゝろの補償責任を堅持するという立場に立つていただいて、むしろ民間の労災制度よりも進んだ内容に将来ともひとつ改善策を図つてもらいたいというところをお願ひすると同時に、労働省の方もせつかく来ておられますので、いま同時に審議されておる身体障害者の雇用促進法、参議院で先議されておりますが、そこで論議をすべきだと思ひますけれども、ひとつあなたの方の耳にしてもらいたいの、身体障害者の雇用率ですね。やまやまいたしますと、労災患者が自分の企業には幾ら抱えておるかということ、身体障害者の雇用率というようにすりかえてしまつて、おれのとここの企業は身体障害者はこれだけの雇用率があるんだというふうな企業が多くあるのですよ。また、そういうふうなことを頭に入れない、身体障害者の雇用率はこれだけ高まつておるといふような労働省の統計の数字というのは、私はまるまる受け入れることはできないです。そういうふうなことで、労災患者を身体障害者の雇用促進とごっちゃにしてすりかえてしまつて、そういうふうなことを、行政指導をしてもらいたいということ、この機会につけ加えて申し述べておきたいと思ひます。

論をしたいと思ひますが、御案内のとおり会計検査院は、憲法九十条によつて、いわば国民にかつて公金の使途について厳正に検査する、そして内閣や国会に報告をするということが、内閣とは独立した機関として保障されておる。それに違ひないでしよう。どうですか。

○藤井(貞)政府委員 御指摘の点はそのとおりでございます。

○和田(真)委員 ところが、現実の姿としては、同じように、憲法で内閣とは独立した機関に最高裁判所あるいは国会があるわけですが、国会の場合の職員は特別職、あるいは最高裁判所の職員も特別職ということになっておるわけですが、憲法で保障されておる、内閣から独立しておる会計検査院の職員が、いまだ特別職になっておらない。国家行政組織法によるこゝろの定員の配置ということと比べて、独立しているわけですから、会計検査院が独自に職員の定数について大蔵省と折衝して、予算内定員を確保しているということになっておりますが、身分の点については一般職の扱いになっておるわけですね。これを特別職下にすべきであるというところは、会計検査院自体も従来から主張してこられたことだと思ひますが、会計検査院、間違ひないですか。

○鎌田(真)政府委員 説明員、いま先生御指摘のありました会計検査院の職員は、現在一般職の職員でございますが、これを特別職に移行したいという検討は、事実昭和四十七年、四、五年前から現実検討をしてまいつておるわけでございます。

○和田(真)委員 検討しておるわけですか。

○鎌田(真)政府委員 説明員、この検討いたします中には、やはり関係当局の御意見を伺ひ、あるいは是非の意見も聞かなければいけない。また、会計検査院自体といたしまして、特別職に移行した場合のメリット、デメリットといったものも検討をしなければならぬわけでございます。特別の組織を持ちまして鋭意検討すると同時に、関係方面の御意見を伺ひ、こゝろいふ努力を重ねてきておるわけでございます。

内容を報告する、こういう独立機関であるという事は、憲法の九十条で保障されている。そして憲法九十条でさらに、会計検査院の設置については別に法律で定めるといふことで、これは人事院が内閣の所管に属するといふことと会計検査院は違ふと思つてはつて、しかも、会計検査院が憲法に基づいてつくりだされて、その会計検査院法第一条では「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。予算を執行する内閣とごつちごつちぢやないんだ、予算を執行する内閣とは独立して、内閣が執行した予算の適否について検査する、こういうことになつてゐるわけですから、これは裁判所なりあるいは国会といふものは三権分立の立場に立っているけれども、制度上から言ふならば、内閣から独立した監査機関、検査機関である以上は、やはり特別職といふ姿で、体を張つて内閣に対して検査もし、意見も言ひ、報告もする、こういう姿が好ましいんじゃないですか。

○藤井(貞)政府委員 御指摘の特殊性は、私も十分承知をいたしておりますけれども、果たして現在の会計検査院の職員の身分また国家公務員の分類上において、一般職からはずして特別職にするほどの特殊性といふものがあるのか、現在の特別職を決めておられますその基本的な理念、基本的な基準といふものから見て、それほどの特殊性があるのかといふことについては、私といたしましては、いまだ軽々に判断を下すべきではないという立場でございます。

○和田(貞)委員 いま、この判断は軽々にできないけれども、この点についてはやはり前向きに検討するといふ考え方にはおなりならぬのですか。

○藤井(貞)政府委員 長年ずっと継続してきてゐる問題であるようにも思います。私が人事院に参りまして直接そのことを部外の方々からお聞きしたのはきょうが初めてであります。そういう面もございますし、問題点は十分把握いたしておりますので、検討は続けてまいります。前向きであるかどうかといふことについてはこの席上にお

いて申し上げる段階ではございません。

○植木国務大臣 実は検査院の御意向は先ほど伺いましたが、総理府人事局といたしましては、まだ御相談にあつたことではないといふことでございまして、きょう初めてお聞きをしたわけでございますが、これは人事院の判断にまつといふことが国家公務員法の第二条によりまして明白でございますので、私どももいたしましては、ただいまの御指摘の趣旨などを御勘案になつて人事院が判断をせられるのを待ちたいと存じております。

○和田(貞)委員 これは総長、人事局はあなた、いままでも相談を受けてないと言つておるじゃないか。だからこの議論をやつたらしようがないから、一応あなたの方も自信を持って総理府の人事局なりあるいは人事院にあなたの方の主張を強く言つて、そうして信念に燃えた折衝といふのをやらなければいかぬですよ。その点ここで何ぼ議論していただつて何ですが、私は特別職とする方がやはり職員の検査業務に対して自信も持てることでもあるし、検査院自身もその権能を生かして、しかも内閣となれ合ひでない、予算の執行はやはり内閣がやる、その執行に当たつて適正であるかどうかといふことを検査するんだ、こういう独立機関としての権能を生かすといふこういう立場に立つて、自信を持って折衝してもらいたい。人事院の方もその点検査院の方から受けた意見を入れてひとつ前向きになつて検討してもらいたいといふことを私の意見として強く要請しておきたいと思ふ。

そこで、そういうようなことでありますから、人事院が総裁の方から、特別職といふことについて踏ん切りはまだついておらぬけれども、独立した特殊な業務であるといふことはよく理解しておるから職員への待遇について考慮を払つておる、こ

ういふように言われたわけですが、特にその一線で実務をやつてなされるのは調査官であります。検査官といふのはこれは特別職でありますけれども、実際には実務をやつておられない。調査官でありますから、この調査官が特別職にいま一挙にならなくても、その職務の内容といふものはきわめて高度な専門知識が必要であるとか、あるいは検査技術が高度に必要であるとか、責任の度が非常に高いとかといふようなことは十分おわかりのことであらうと思つたので、その点でこの際一般職の給与法に基づくところの俸給の調整額、職務の複雑あるいは困難もしくは責任の度云々といふ中でこの俸給の調整額が必要となされてゐるわけですから、俸給の調整額による調整額の調整手当をこの際つけてあげようといふような検討はいままでなされたことないですか。

○角野説明員 会計検査院の調査官等についての俸給の調整額の適用といふことで御相談を受けたことがございます。現在の状態で申し上げますと、昭和四十七年以来毎年の勧告の際に、給与報告の中で、俸給の調整額制度についてはそのあり方について検討する問題があるので、原則的にはそういうことで新設を見送つてきたという関係がございまして。

それで、なおまた調査官の職務内容について考えてみますと、ほかの省のほかの職種の中にも、給与上の問題としてとらえられたときに、会計検査院の行方業務と似たような職務の特殊性があるものもございまして。程度の差はいろいろあると思いますが、たとえば通産省にございまして船舶検査監督官でありますとか、あるいは運輸の船舶検査でありますとか立入検査あるいは監査をやるという職種が相当ございまして。そういうこともありますし、これらの方々からも調整額の適用といふことである問題提起されておられますが、全部そういう関係で見送つていただいている、現在そういう状態にございまして。

そういうことでございまして、一方でやはり給与上の処遇問題といたしましてこれをとらえるといふことで大変努力をいたしております。調整額ではございませんけれども、いま先生おっしゃいましたように、その調査官の職務が複雑困難であります、専門性でありますといふことを評価いたしまして、調査官でありまして、等級の格づけにおいて高い等級に専門職として優遇措置を講じておる、等級上そういうことをやつてきておりました、本年、米年度もそういうことを引き続き考へておる次第でございます。それで、さらにそういう調整額ではございませんが、それ以外に特殊勤務手当といふことで、昭和四十九年に会計実地検査手当てを新設いたしました。実際に検査業務に従事された日一日について幾らといふことで手当を支給してゐる制度もやつてゐる次第でございます。

○和田(貞)委員 私は、先ほど申し上げましたように、やはり特別職にすべきであるといふ前提に立つてゐるわけですね。検査の業務といふのは、やはり現場に行きまして、その所属の長が、たとえば局長級のクラスの人である方が部長級のクラスの人である方が、調査官として検査をした結果指摘した事項については、正々堂々と、遠慮会釈なく検査の実態について意見を述べるといふ必要があるから私は特別職といふことを先ほど言ったんだけれども、まだ結論が出せない、こういうことではあります。せめて調査官手当といふのを調整額でやはり出すべきだ、こういう意見なんです。

これは一般職の特殊勤務手当だといふような形でなくて、前提としては特別職だ、しかし特別職といふことはいま結論が出ないから、それにかかわるべき措置として調査官手当といふのを調整額によつて出すべきじゃないかといふ考え方、そういう考え方について会計検査院自身もなつて、いまから数年前から総理府なりあるいは人事院に対して要求されてゐるのではしょう。

○鎌田会計検査院説明員 特別職と待遇改善、これは別個の問題としてわれわれとらえておるわけでありまして、もちろん、先ほど米先生から御指摘いただきましたように、特別職に移行したいとい

う根底には、やはりわれわれが先生の御指摘のとおり自負心を持って、そうして困難な仕事を自信を持って遂行していく、こういう立場にありたい、基本的にそういうところから特別職に移行したい、こういう希望があるわけでございますが、この点と、それから待遇改善の面、これはもちろん特別職に移行したいという考え方とやらはらうわけではございませんけれども、いかに調査官が書面検査あるいは現地における実地検査において困難な仕事をしているか、あるいは危険を顧みず、トンネルとかダム、そういうところにもぐり込んで検査しなければならぬ、そういうふう非常に肉体的、精神的にも苦痛があるというところで、待遇改善をお願いしてきたわけでございます。

先ほど人事院の方からお話ございましたとおり、確かに検査特別手当というものも昭和四十九年度の手算からつけていただきましたし、また等級別定数、これは調査官制度というものの特殊性を十分御理解いただきまして、級別定数の配分を厚くしていただいている、これは事実でございますけれども、私どももいたしましては、特別職という問題と待遇改善という問題は、今後職員に労苦に報いなければならぬ、こういう考え方で、なお継続してお願いしていきたい、こういうふうに考えております。

○和田(員)委員 これは特殊勤務手当とかそういう形ではなくて、俸給調整額に該当するのではないですか。勤務の複雑、あるいはきわめて責任の度が高い、全く当てはまるじゃないですか。それで、特別職についてはいま結論が出なくても、四十三年以来検査院が要求しているのにかかわらず、いまだにその調整額の適用をした調査官手当を支給しないというのは一体どうなんですか。人事院、これはどうですか。

○角野説明員 先ほど申し上げましたように、現在俸給の調整額制度については、そのあり方について再検討しております。これは会計検査院の当該の官職ということではございませ

んで、給与体系の中の給与制度としての俸給の調整額の制度そのもの、それから運用の現在のあり方について、大変問題が出てきておりますので、全般的に検討ということで新規適用を一時的見送っておるという状態にございます。

それで、いま先生お話し調整額になじむかどうかという話でございますが、これも先ほど申し上げましたように、候補の中にはほかに飯務監督官でありますとか、労働基準監督官でありますとか、監督とか検査というような業務の関係がございまして、給与上の評価としてそういういろいろなものも多面的に横並びを考へまして、調整額としては評価したいというような考え方もございまして、したがって、そういう全体の調整額制度の検討の中で今後検討していきたい、そういうふうに考えております。

○和田(員)委員 あなたのところは得手勝手なことを言っているかぬよ。当てはまりもせぬのに学校の先生の主任手当については特殊勤務手当というふうなこじつけた考え方になっておる。調整額というのにはちゃんと書いておるではないか、さつきも読んだように、非常に職務の内容が困難である、複雑である、責任の度が高い、会計検査院の調査官の業務というのには、いまの三つのことについて当てはまるのじゃないですか。ほかのことと一緒に検討するということのじゃないか、具体的にそういうふうに指摘してきた点については、片方では主任手当をこじつけてやろうと言っておるのに、なぜこれはできないのですか。片方ではこじつけておるじゃないですか。これはこじつけよと言っておらぬ。全く法文に書いてあるとおりの字句に当てはまるのじゃないですか。だからこそ会計検査院がそれに基づいて要求しておるのじゃないですか。そうでしょ。検討しなさいよ。

○角野説明員 現在調整額の検討中でございますが、その中で慎重に検討したいと思っております。

○和田(員)委員 いままで慎重にやるのですか。四十三年から要求しておるのですよ。あと何年検討するのですか。

○角野説明員 調整額制度につきましては、定率で維持しておりますことに伴って、ほかの給与の水準の格差等の維持の仕方との間に乖離ができてまいりましたものですから、この制度について現在検討しておりますが、それと、いま先生がおっしゃいました一般に新たに調整額を適用すべきものがあるかどうかという検討と、双方早急に検討いたしていきたい、こういうふうに考えております。

○和田(員)委員 たてまえば、私がさつきから繰り返すように、あくまでも特別職であるという前提に私は立っております。立つべきだと思っております。執行するのは内閣じゃないですか。予算を執行する内閣に付随していったら、何が検査がございませぬか。あくまでも独立して、調査官という一人の公務員が、たとえ相手が局長であろうが部長であろうが、次官であろうが大臣であろうが、あなたの方の所管するところの予算の執行についてはこういうふうな間違いであるということとを正々堂々と言うこと、これが会計検査の本来の姿じゃないですか。そのために特別職にしないということを私は言うておる。そのことの結論が出ないのであれば、せめて現場の第一線で検査をやっておる調査官の権能を高めるためにも、単に優遇するということだけじゃなくて、その勤務の内容と責任のきわめて複雑である、きわめて高度な責任がある、困難性がある、こういうところから、調整額に伴うところの調査官手当を早急に結論を出しなさいということをおっしゃるのですか、そういうふうにはしませんか、どうですか。

○藤井(員)政府委員 先刻も申し上げましたように、特別職の問題につきましては、これは大変慎重な検討を要する問題でございますので、非常に深いお答えになって恐縮でございますが、前向きにいうことをいま申し上げる段階ではないというふうに申し上げたのでありますが、しかし、会計検査院職員、特に調査官の職務の特殊性というものにつきましましては、るるお述べになりましたこともございまして、また私自身もよく認識はいたして

おるつもりでございまして、その認識から、それだけで得る限りの処遇の面での配慮を加えてきておったつもりでございまして。その点は会計検査院の当局も御認識、御了解をいただいております。ただ、具体的ないま御指摘になった調整額の問題につきましては、事務の方からも申し上げましたように、調整額全体の問題として現在検討を加えております。これは専門家の和田委員です。御承知のように、調整額は率です。とてございませぬ。もともとの本俸がずっと上がってございませぬ。ですから、その点でいろいろ問題が生じておることは事実でありまして、全体のその取り扱いをどうするかというこの検討をいまやっております。これは早急に結論を下すつもりでございませぬけれども、それとの見合いもあって、いま申し上げましたように、総合的に検討するということも申し上げましたが、しかし、特別職の問題とは違つて、調査官の特殊性というものはよくわかりまして、これについては、ひとつその処遇の問題について前向きに検討をいたします。

○和田(員)委員 ひとつ前向きになって検討してもらいたいと思っております。時間もありませんので、最後に、会計検査院が新しく差足した当時から比較してみますと、先ほども申し上げましたように、きわめて業務量がふえておるといふように思っております。総長、いまあなたの方の、出先を含めて検査対象になっている関係箇所は一体幾らあるか。そして、それだけの対象になっておるにもかかわらず、検査を現実にしておる率というのはどのくらいなのか、ひとつお答えを願いたい。

○鎌田(員)検査院説明員 昭和五十一年の数字で申し上げますと、検査対象箇所、これは重要な箇所をとりますと、七千九百五十一カ所、その他の箇所三万三千六百五十四、合計で四万一千余りの箇所になっております。それで、実地検査を施行いたしました比率で申し上げますと、重要な箇所につきましては二千六

百六

ております。
以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○木野委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木野委員長代理 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 法案の質問に入る前に、法務大臣に少し心境のほどをお尋ねしておきたい。

ロッキード問題との関連で、一、二問お尋ねしたいと思うのですけれども、昨日の法務委員会、ロッキード問題との関連で、稲葉法相がかつて河本現通産相に児玉譽士夫を紹介したということが明るみに出ているわけですが、その事実については、法務大臣もお認めになったことによつてかなりショックを受けたのではないかと感じています。この事実が明らかになったことによつてかなりショックを受けたのではないかと感じています。持っているわけですが、私自身も、やはり稲葉法相もそういう経歴があるのかというところを感じたわけですが、といますのは、児玉譽士夫といふと、ロッキード汚職事件の中心人物だと言われおられますし、いろいろな意味で国民の敵しい関心がいま向けられている。また一方の法務大臣は、もう申し上げるまでもなく、このロッキード問題を捜査する捜査陣営の最高責任者と言つても過言ではないと思つておられます。そのあなたが、法務大臣の地位にあられる段階じゃないわけですが、過去の時点において児玉譽士夫と親しいといふことが、じつこの関係にあつたといふことは、国民の側から見ると非常にいろいろな疑惑を生みかねない。そういう面を、改めて法相のお立場としての心境をまずお聞かせをいただきたいと思つておられます。

○稲葉國務大臣 心境ということですから、率直

に現在の心境を申し上げますと、ああ何の因果かどういふことになつて、というのが私のいまの偽らざる心境です。あなたはいま児玉譽士夫と稲葉修がじつこの間柄だと言われましたが、それは事実を反しますね。きのうの夕刊にも十遍ばかり会つたといふことになつておりますけれども、会つたといふ意味はどういふ意味か。話をしたとか、ある事柄について世話をしたといふことが会つたといふことになつておられるのでしよう。三遍は会つたけれども、あとの七遍は見たと云つた方が適切ではないかと思つておられます。

それは、いまから二十年前に民主党時代に、春秋会という派閥がございました。河野一郎氏を首領とする派閥でございます。それが第一ホテルの地下室に春秋会事務所を持つておつて、事務所の責任者格といふか世話役といふか、そういう人は森清君だつた。そのころ初めて河野さんに会いに来た児玉に紹介されたことがあります。そして、ああ、あなた児玉君かい、私は稲葉だ、これが会つたといふことになるのでしようね。あとはどきどき来ておつたのを暮を打ちながら見た。ああ来ていたという程度です。それから、第二回目に会つたのは、河野さんの葬式の日、これは通夜から何から一緒に会いましたし、話もしました。

第三回目が、問題になつておられるジャパンラインと河本徹夫君の社長をしておつた、いまはそうではありませぬけれども、三光汽船との間の株のやりとり、業務協定とかそういう事件。これは新聞に報道されておりますが、その時期です。その時期に、われわれの仲間が忘年会をやつておつたところに、女中が児玉さんといふ人を知つておつたか、ああ知つていないことはないな、いま至急にお会いしたい、そんなに時間はとらせません、こゝろいふことでございますから、宴会の席を外して応接間で会つたのですね。何だと言つたら、いまうらから、おれはそういうことはだめだね、法律な

らばともかく経済のことだめだね、こういう関係で断つた。そうしたら紹介してくれと言ふから、ああそれは紹介はしてやろう、おまえどうしてそんなことを知つておられるのだと言つたら、いろいろなことだからあなたに言われれば河本君もうんと言わざるを得ない間柄ぐらゐのことは私も知つておられますよ、そんなようなことを言つておりました。そこまで知つておられるなら紹介してやろうかといふことで紹介して、その事実はすでに二月の終わりの週刊文春という週刊誌に出ているのです。そしてそのころいろいろ人に聞かれたから、それはそのとおりですよ。しかもなかなかいいことが書いてあるのだ。稲葉に頼んだけれどもだめであつて、そしてどこかだれかのところに行つて話がついた、こうなつておられる。事実そのとおりです。

ですから、すでに旧聞に属することでありませぬ。しかし、そういう事実があつたことは事実なんです。ですから、これは否定すべくもない。そんなことはなかつたなどと言つておられるのじゃない、あつたと言つておられるのです。それがたまたまこの時期に、国民を関心のだ真ん中に投げ込んでおられる、内容的に太平洋をまたかけた大疑獄事件の一番の容疑者である児玉譽士夫と、時の法務大臣稲葉修とそういうことがあつたといふことが報道されるというところは、まことに何の因果かと言いたいぐらゐら。何の因果か、ひどいことだ。

そして、週刊文春にすでに二カ月前に出たこととでございますし、その後何もなかったから、ああこれは済んだ、旧聞といふことにおつておりましたら、きのうの法務委員会、きょうの朝の参議院の法務委員会でも同じ質問がありましたから、よくいま言つたことを説明して、旧聞に属することを新聞が書くことは思わなかつた、旧聞を書いた。新聞といふものは新聞を書くので、旧聞を書くのじやないと思つたが、今度新聞記者会見をするときに旧聞記者会見でも言おうかね、こう言つた。しかし、国民に対しては非常にショックを与えることは事実ですからね。

ただ、そういう事実ではあつたけれども、あなたがいまおつたような、児玉譽士夫と稲葉修がじつこの間柄だといふことは全然ありません。いま言つたような関係で、何の因果かというめぐり合わせになつたといふことでございます。質問者の方でも、それからここに聞かなくなつておられる皆さんの方でも、そんなのじゃないよといふことを、いまの事実を人に聞かれたらどうかひとつ、私も一生懸命にそういう点は弁解いたしますが、だつて事は検察庁の若い検事なんかの士気にも関することだから、重大なことだと思つておられます。それがために解明に疑いを持たれたり、また国会の国政調査権について、それだから法務大臣はもたしておられるんじゃないかと言われたりすることは心外千万でございますから、この機会に私の心境を明らかにしておきたいと思つておられます。

○上原委員 私も別におもしろ半分はこのことを取り上げておられるわけじゃありません。事が非常に重大であるからこそ、いま法務大臣の御所見といふんですか、何つておかなければいかぬといふことでお尋ねしているわけですから、もちろんじつことであつたかもしれないといふ発言は私もしておられると思つておられます。それはそのことについてきょう深く議論をしていこうとは思いませんが、ただ、私が指摘しておきたいことは、少なくとも御面識があつたことにはお認めになつておられます。そうしますと、いま捜査当局の捜査といふのはかなり進展をしておられる、いよいよ山場を差しかかつておられるんじゃないかといふ感じがしておられます。そういう時期に時の法務大臣が、いみじくも大臣もおつたように、過去において関係があつたといふ事実があるとする、やはりこの捜査の成り行きに手加減を加えるんじゃないかといふ疑念の一部に持たれかねないことも否定できない常識なんです。そういう意味で私もお尋ねをしたわけですが、こゝろいふいきさつがあつたからといって事件真相の解明にはいささかもブレイキにはならない、そ

のことは国民の前に断言できませんか。

○稲葉國務大臣 お問になるまでもなく、ただいま申し上げましたような関係はございました。けれども、そのために、そういう関係があるなしかかわらず、それからまたロッキード事件のこのうい段階で、そういう関係のためにいささかの同情も加えたりあるいは憎悪に燃えたり、そういう冷静、沈着さを欠くものではありませぬ。国民は恐らくきのうのあの記事を見て大変に心配していると思ひますが、これから一生懸命に、そういうことについて事実をもってその心配が杞憂であつたといふことの証拠を私は示したいという願望であります。

○上原委員 ひとつ願望に終わらせずに、私たちがこれからの法相の御言動について十分監視もしつつ、また、追及すべきところはやってみようと思ひます。

それとあと一点、ロッキード問題との関連で尋ねておきたいのですが、捜査当局に現時点で説明できる範囲のお答えしかいただけないと思うのですが、いろいろ報道されていることなどからしますと、このロッキード事件の捜査に当たっては、全日空のトライスターの購入の是非をめぐり、これが児玉譽士夫を仲介しているやられておるわけですが、そのことに非常にウエイトが置かれておる感を受けるわけですが、しかし、私たちはPXL、いわゆる防衛庁が購入しようと考えておつた、あるいは国産化の問題等があるわけですが、この次期対潜哨戒機をめぐるいろいろのロッキード社との関係についてはどういふ捜査が進んでおるのか、ここいらの点についてぜひお答えをいただきたいと思ひます。

○安原政府委員 具体的な捜査の内容に関するところでございますし、御案内のとおり、どこに重点があるかということも申し上げることはこの際差し控えておきたいと思ひますが、いづれにいたしましても、本件はアメリカの多国籍企業小委員会におけるコーチン証言等を発端にいたしました国際的なスケールのいわゆる容疑事件で

ございまして、検察当局といたしましては、ロッキード社のわが国内における企業行為の全般にわたつて不正の行為の存否を明らかにするのめが検察の使命であるという意味で調査、捜査を進めておる段階でございますから、必ずしも御指摘のように何かに限つてやっていると調査、捜査は進んでおる段階でございまして、重大な関心を持つて調査、捜査を進めておるというところで御理解をいただきたいと思ひます。

○上原委員 そうしますと、PXL問題も当然含んでおるという理解でよろしいですか。

○安原政府委員 先ほど来申しましたように、ロッキード社の国内における企業活動の全般にわたつて不正行為の存否を明確にすべく調査、捜査を進めておるというところでございまして、

○上原委員 ここいらの点についても早晩明らかになると思ふのですが、やはり政府高官問題をめぐるいろいろな疑惑の解明ということについては、当然PXL問題も含んでおる、むしろ、ある面においては、その方がより重要じゃないかという感も私にはぬぐい得ないわけですが、したがつて、いま捜査の段階だから内容についてはお答えできないということですが、ぜひこの疑惑を持たれておることに對しても解明できるようにやつていただきたいと思ひます。

あと一点は、これも、例のユニット領収証の件については、これまで公開の場では公にされておりませぬ。しかし、すでに新聞などにはユニット領収証が発行された事実についても明らかになつておられます。私たちが当然、米側から入手した資料の中にはこれなども、もっと明細な裏づけ資料を含めて入つておると思ひますが、当然そういうユニット領収証の点についても資料の中には含まれておりますか。

○安原政府委員 御案内と思ひますが、日米の実務取り決めに基きまして入手いたしました双方の資料の内容を申し上げることは、協定の関係で申し上げるわけにいかない、秘密取り扱いにするということになっておりますので、よろしく御理解

をいただきたいと思ひます。

○上原委員 そのことについては後日また機会もあると思ひますので、さらにお尋ねをしてみたいと思ひます。

そこで大臣、いま大臣の御発言の点とこのPXL問題について、二問だけお尋ねしたのですが、やはりロッキード問題の真相を解明しない大臣のお立場も、きのう、きょうの問題より、より政治的に問題になつてくるわけですね。最も国民が知つたがっているのは、一体、このロッキード問題と関連をして賄賂を受けた政府高官名がどうなつておるのか、あるいは灰色の高官をどうするかというふうなことですね。要するに政治家の政治的、道義的責任の問題だと思ひます。そういう意味では、私たちはやはり一日も早く真相を解明することによって日本の議会制民主主義の信を、国民から理解ができるような場にしていかなければいけないと思ひます。

そういう意味で、もう一度、このロッキード問題に對する法相としての、解明をしていくのにタイムリミットとか、そういうことはいまの段階で御発言できないと思ひますが、改めて決意のほどをお伺ひして、私は次の質問に移りたいと思ひます。

○稲葉國務大臣 このロッキード問題で大きな金が動いたといふことはほぼもう常識上明らかです。そうして、どこから出てどこまで来たといふところは、大体児玉を利権で起訴してやることかといひますが、そこらところはいいのですが、あと、その先どうなつたか、上原さんおっしゃつた政治家の手に渡つたか、公務員の手に渡つたか、それがいま国民の知りたがっているところですね。そしてそれについては捜査を一生懸命にやつておる段階でだんだんだんだんじりじりと真相のところまで近づきつとあると、こう見るべきでしょう。

そこで、捜査当局、法務省は法秩序の維持、つまり刑事責任の追及の役所でありまして、そうして灰色とか白とかといふことがありますが、

われわれは黒をつかまへようとしておる。黒とこ

ういうようにつかまへられればその人間は、黒になつた人間は政治的、道義的責任も同時にまともに追及されるわけですね。ところが、刑事責任上は黒だけれども、職務権限がなかつたとか、時効にかかつたとか、証拠不十分とかあるいは微罪で起訴猶予だとか、そういうたうな場合はどうするんだ。これはやはり総理大臣もしばしば言つておるように、この事件は刑事的の面と政治的、道義的の面、両方全部解明しなければ国民は満足しないのでありますから、その残つた方の道義的、政治的責任はどうするんだ、これは国会は政治的、道義的責任の解明の場として、両院議長

の裁定案にあるとおり、国会の権限でおやりになることである、その国会の権限が国会法百四條等によつて発動された場合に、政府は刑事訴訟法の立法の趣旨を踏まえて最善の協力をするということになつておるのです。絶対の協力ではないけれども、最善の協力をするという意味は、わが国の法制上許された範囲において公益比較考量の責任者の判断に基づいてやる、決して逃げも隠れもしません、こういうことになつておるわけでございます。いわゆる灰色とかいふもののは、黒が決まつて初めて灰色であつたり白だつたりするものが残るのでありますから、そこらまでひとつお待ち願えませんかといふのが私の心境でございます。決してやむやみにはいたしません。国会の政治的、道義的責任の解明には最善の協力をいたしますと、こう言うておることによつてひとついまして、こつち御猶予を賜れば、そういうチャンスは必ずある、こつちうふに私は思つております。

○上原委員 大体法務大臣の考え方についてはわかりましたので、次の質問に移りたいと思ひます。御提案されました法務省設置法の一部改正、いわゆる訟務局の設置の問題ですが、これは指摘するまでもなく、昭和四十三年に局であつたものを部に降格して、今日また復活しようとしておるわけですね。いろいろ官房長さんも来られて説明も

そして訟務としては、やはり各行政庁に対して事件処理の上から十分に助言指導を行っていかねばいけないわけですが、そういう強力な関係省庁に対する助言、指揮、勧告、そういう関係でどうしても欠けるところが出てまいりまして、結局そういうことが訴訟の長期化につながっていくわけでございます。そこで局長を頂点とするそういう責任体制をとることによって、強力に関係官庁に訟務としての指導力を発揮することによって事件を短期に、迅速に解決するというものにもつながると思えますし、そのことはまたひいて国の相手方である当事者の権利の保護にもつながっていくのではないかと考えておる次第でございます。

○上原委員 長々と御答弁、御説明があったのですが、人員は現在はいまだ五十七人でしょう。二十三人の増になるというのですが、これは訟務局に二十三人の配置にはなりませんね。
○藤島政府委員 現在官房訟務部には、検事、事務官を合わせまして六十一人おります。そのほか各ブロック局にも検事、事務官がおりまして、その合計が新しい予算で申し上げますと三百二十八人になっております。内訳を申し上げますと、そのうち事務官が二百五十八名おります。その二百五十八名は、二十三名が増した数でございます。そして、その二十三名は、いまのところ訟務部では官房訟務部ではなくて、それぞれブロックの訟務部に相当たくさん仕事がございますから、その二十三名はそちらの方に向けるような一応の計画は立てております。

○上原委員 ですから、残念ながら細かい議論はできませんが、要するに現在の官房訟務部にいるのは六十一人、各地方の法務局の訟務担当にまた二十三人を配置するということでしょうか。したがって、私が指摘をしたのは、事件件数が多くなると本庁の業務量もふえる。もちろん、役所は本庁だけでやるのではなくて、地方の法務局もいろいろ関連はあるでしょうが、局長を一人つくることによって、本当に本来的に言うところ、その下に

る職員も増員をして強化するというなら話はわかるのだが、そうはならないところは問題がないのですかという指摘なんです。増員の枠の問題もあるでしょうが、そこいらにまた片手落ちの点はないのかどうか、改めてお尋ねをしておきたいと思うのです。

それと、これと見返りと言ったら語弊があるかもしれませんが、たしか参事官を一人減らすわけですね。入国管理局の次長もなくなるわけですね。次長制を廃止する。そういうことによつて、現在参事官が担当している仕事なりあるいは入管の次長を減らすことによつて、役所の仕事としてその面でのしわ寄せはないのかどうか。局長一人のポスト欲しさの余り、全体的なバランスの上ではむしろ後退をする懸念はないのかどうか、ここいらも明確にしておいていただきたいと思うわけですね。

○藤島政府委員 まず人員の点でございますが、二十三名は一応地方支部局の方に配置する予定と申しましたが、これは予算が一年まるまる入っている予算じゃございませんで、六カ月予算あるいは九カ月予算でございますので、まだはっきり確定をしておるわけではございません。訟務の方の担当の方でおその点については、官房訟務部の方に増員するのか、地方の方に増員するのか、いろいろ検討する余地は十分残っていると私は思っております。

それから、局長をつくるために入国管理局の次長あるいは参事官というものを減らす、それが相当法務省の行政に支障を来すのではないかと、こういうことではございますが、確かに私もいたしましては入国管理局次長というものを廃止されるということはまことにつらいわけでございます。しかし、これはただいま行政管理局長から御答弁がございましたように、政府の方針として私どもは受けざるを得ないわけでございます。大変重要な仕事でございますから、次長が廃止になつてそのままとすることになりますと、入管の仕事は確かに適正円滑な運用に支障を来すということに

なりますので、私どもとしては、法務省に現在官房審議官というポストが一つございます。これを官房の立場から入国管理関係を担当してもらつて、入管行政がこの次長の廃止によつて適正円滑な運用に支障を来さないように努力したい、こう思っております。

参事官二つでございますが、これはいまのところこの部局で減らすか、まだ確定はしておりませんが、いづれにしてもどこかのところから参事官二つを減らすわけでございますが、これはたまたま検事が占めておるポストでございます。検事は官職と俸給とが完全に合っていないわけでございます。したがって、参事官を減らすことにはなるわけでございますが、そうすることによつても、検事であるという特殊事情がございますので、それほど業務の運営には東原問題として支障を来すようなことはないというふうに考えております。

○上原委員 大体この訟務局設置をどうしてもやりたいというお気持ちなり考え方についてはわかったんですが、しかし一方、先ほど指摘しましたように、朝令暮改的な機構改革であつてはいかぬと思つておるわけですね。ひとつそういうことのないようにぜひ十分御配慮をいただいて、今後の行政面にかかわることについてやつていただきたいと思つておるのです。ですから、私どもこの法案についてはもっと検討をさせていただきますと思つておる。

次に、法務省と関連いたしますので二、三お尋ねをしておきたいのですが、一つは、復帰時点の沖繩の弁護士資格の問題についてなんです。これは、御承知のように来年の五月十五日で五年間の暫定措置が切れて、現在沖繩弁護士として弁護士業務をやつておられる方々が、現行どおりにいくと資格を失うわけですから、これをどうしても再度検討してもらいたいという強い要望が出されていることは御案内のとおりなんです。そこで、この問題に対して法務省としてはどういうお考えを持

つておられるのか。少なくとももうはば一年しか時間的な余裕はないわけですから、早急にその方向づけをやらないと、関係者にとっては非常に重要な生活のかかるあるいは仕事の上での問題になる。事弁護士業務をやつておられるわけですね。そういう意味で、これまででも非公式には御見解も賜つてきた面もあるのですが、現段階でどういう方針をおとりになるかと思つておるのか、ぜひ明らかにしていただきたいと思つておる。

○賀集政府委員 御指摘のとおり各方面から要望がございました。要望を一番先に受けましたのは日本弁護士連合会からでございます。その趣旨は、現在おられます沖繩弁護士二十名につきまして、再度選考を行つて——選考の前に講習を受けさせてもらいたいという要望もございましたけれども、再度選考を行つて正規の弁護士にしたいという趣旨がございました。その次に、沖繩県知事からも全く同趣旨の要望がございました。それから昨年暮れになりまして、沖繩県議会が私ども法務大臣に意見書を提出しました。その意見書の中では、正規の弁護士資格というはつきりした線は出しておりませんが、現在の沖繩弁護士が引き続き弁護士業務を行うことが出来る特別の措置を講じてもらいたいというのであります。書面で私どももいただきました。その三件であります。その間に、沖繩弁護士会所属の弁護士さんを初め県議会の方々から部屋へ訪れてこられました。陳情を受けたこともございます。

さつそく法務省としましては検討いたしました。ことに日本弁護士連合会の要望書には非常に詳しい理由が書いてありましたので、その理由について逐一検討いたしました。それからその理由に書いてある事実関係が果たしてどうかという証拠固めといえますが事実認定もいたしました。それで、結論的には現在のところそういう御要望に必ずというものはなはだ困難であつて、要望にはいろいろ問題点が多いということでございます。その問題点の主なものを二、三紹介いたします。か申し上げますと、復帰前の沖繩弁護士の資格問

題につきましては、もうすでに復帰に際し、私も沖弁法と言っておりますが、そういう特別法によって解決済みでございます、いわばけりがついた問題である。そして再度これを検討し直すべき特別の事情は現在のところ見当たらないというのが第一の理由でございます。

それから第二の理由として問題にしておりますのは、五年間の暫定措置というものは、沖繩弁護士が従来復帰前から持っておいた受任事件がございますが、その整理とかそれから沖繩時代の弁護士さんが復帰に際し職を離れると非常に気の毒だということ、転職のための準備期間として五年だ、こういうように設けられた制度でございます、その点は四十五年に、いわゆる沖弁法ができましたときに法案審議の段階でも御説明申し上げておりますが、そういうようにしまして現在の沖繩弁護士さんに対する配慮というのは十分なされおる。したがって、いまさらこれを再度どうするという意味は見当たらない。

それから三番目といたしまして、沖繩弁護士は現在二十名おるわけでございます。沖繩弁護士という特殊の弁護士が沖繩にできました事情といひますのは、復帰前の沖繩弁護士というのは本土の弁護士よりもかなり緩やかな資格であったわけでございます。だから復帰に際しまして、かなり緩やかな弁護士さんを本土の弁護士と同様の資格を与えるというところは困難であるというわけを御説明いたしました。その試験というものは、どちらかといひますと親心の入った緩やかな試験だと思ひますけれども、その試験の結果、多くの方が正規の弁護士として本土のどこへでも登録して弁護士活動ができることになったわけでございますが、いま御指摘の沖繩弁護士というのはその試験に合格しなかつた方あるいは試験を受けなかつた方、そういう方が沖繩弁護士になったわけでございます。そういう方については、先ほど言いましたように、すぐ職を失うのは気の毒だというわけで五年間の暫定措置というのを設けたわけでございますが、通らなかつた方あるいは受けなかつた方は全部で百五十名あるはそれ以上いるわけでございます。その百五十名ぐらいの多くの方のほとんどは五年間の暫定措置ということを法律の条文の額面どおり受け取りまして、沖繩弁護士になり得たにもかかわらず、ならなかつたわけでございます。現在要望等で問題になっております二十名というのは、ほとんどの方は額面どおり五年間というわけではなかつたのですけれども、二十名だけはなつた。しかもその二十名というのは、非常に困つたことに、四十七年沖繩復帰の年になって、私どもの言葉では滑り込みといひますか駆け込みのような形で登録された方もいらつしやるわけでございます。その駆け込みのような形で登録された方は十一人もいるわけでございます。そうすると、この五年間に限定した暫定措置を設けた理由というのは、本来ずっと長く沖繩で弁護士さんをやっておられた方の職務整理とか転職のための準備でございますが、四十七年の復帰の年になられた方に果たしてもう一遍暫定措置の延長とかいふことをすべきであろうか、額面どおり受け取つた方との間に大きな社会的な不正がなからうかということ、これがかなり大きな問題になっております。

○上原委員 そんなできないための理由をたくさん言つてもらつたら、こつちは困るのだよ、あな

た。そこで、それはいろいろ経緯があるということ、私は、私も法律は知りませんがわかるわけですよ。ただ、そういう特別な配慮を一遍やつたにもかかわらず試験を受けなかつた、受けなかつたのも意図的に受けなかつたわけじゃなくしていろいろ理由があるわけですね。そこで私も日本弁護士連合会から出された要望書を目を通してみました。問題は、確かに行政サイドで言つて、いろいろ不正な問題等も出てくるんじゃないかという懸念もあるでしょうが、要するにこの二十七年間のプランクがある中で一遍にすべて問題を処理しようとしたてなかなかなできないわけですよ。落

ちこばればどうしても出てくるのですよ。ですから、これは法務大臣、最終的にはやはりある程度の政治判断をやらなければいけないと思つております。だから弁護士会も無条件でやれと言つてはわけじゃないでしょう。いろいろ資格付与の方法として、簡単に言つて、一つは、沖繩弁護士名簿に登録されている者に限る、そのための何らかの立法措置なり特別措置を改正する方法を講ずべきだということ。二番目に、司法試験管理委員会のもとに選考及び同法第三条のような講習を改めて行うべきである。三番目に、先ほども申し上げたように、来年五月の十四日という期限があるから、遅くとも一年前にそういう選考委員会のあるかとの機会を、万一通らないあるいはどうしても弁護士として不適格であるという方についてはそういう機会を与える措置をとりなさい。四番目に、この特別措置は沖繩における弁護士に本土資格を付与するための最終的な措置とする、というふうな具体的な方法も付してやつてあるわけですからね。これをもう一遍、親心なつて言つてやつたけれども、あつたか資格を取れなかつたのは本人たちのせいだからしようがないということである。私はやはりどうかと思つておるのです。

ですから、きょうの段階ですぐ、はいやりますというお答えはいただけないと思つておるのですが、法務大臣、大臣は非常に人情家ということを私は聞いていますので、これはいさ少し政治的な判断も含めて沖繩の戦後処理という面からよく御相談をさせていただいて、申し上げた要望が通るような措置を、向こう一年しかございませんから、その間にぜひ講じていただきたい。これは要望を含めてですが、御所見を賜つておきたいと思つておるのです。

○稲葉国務大臣 この問題はきわめてむづかしくて、いま上原さんからそういういふじじんとともに切々と希望された意見を言われまして、私も自分でも人情家でないと思つておると思つておる方なんです、ここでそれじゃ前向きに検討し

ますとかおびやかなる答弁をして、またかえつて期待を持たせて、ついでにはだめであつたというふうなことになるかと、これは非常に人情に反するわけでございますので、いまこの段階ではひとつ御勘弁を願ひたい、こう存じます。

○上原委員 この段階ということですから、まだ私もこの件は継続していろいろ御要望も申し上げていきたいと思つておる、ぜひひとつ関係者が主張、要望していただける方向で解決できるように改めて要望申し上げておきたいと思つておる。

次に、時間の関係がありますので、いまの特別措置法も一つの復帰処理の特別措置法なんです。これも法務省と関連することですから法務省の見解も尋ねておきたいのですが、例の沖繩の公用地等暫定措置法、いわゆる米軍基地あるいは自衛隊基地その他の公用地に供しているところの公用地の暫定措置法の件です。せんだつても本委員会で防衛施設庁と開発庁の意見あるいは国土庁の意見も聞いてみたのですが、いわゆる新しい特別措置法を考えているわけですね。この件についてはわれわれは憲法との関連においても非常に疑問を持っています。具体的にはきょうは触れませんが……

そこで、少なくとも法律行政を預かるあるいは特別措置法について担当する面も持つておる法務省として、県民全体が反対している特別措置法は強行しようとする、一方ではこういう特別措置法を特別措置法の特別措置については特別措置法を新たに講じてもらいたいということにはなかなかやらない。どう考えても県民の立場からは納得しがたいですね。この公用地暫定措置法については法務省はいろいろ考えで対処しておるのか、基本的な点だけきょうは明らかにしておいていただきたいと思つておるのです。——だれもいらないのですか。

○稲葉国務大臣 民事局長の管轄なんですけれども、そういう要求があつて来なかつたと思つておるのか、御要求がなかつたものから、民事局長が来ないのです。

○上原委員 いや私は、法務省は全部来ると言

つておる。民事局長の管轄なんですけれども、そういう要求があつて来なかつたと思つておるのか、御要求がなかつたものから、民事局長が来ないのです。

つておる。民事局長の管轄なんですけれども、そういう要求があつて来なかつたと思つておるのか、御要求がなかつたものから、民事局長が来ないのです。

たものですから、特に指定はしなかつたわけですよ。それじゃ、この件については民事局長に報告していただいて、どういふふうに移設庁と詰めて協議をしてきたのか、後で報告していただければ

○稲葉國務大臣 上原さんのいまの御要求に対し、民事局長によく調べてあなたに御返事申し上げるように、あるいは委員会の席で機会を得て答弁をいたしますように処置いたします。

○上原委員 大臣御自身はこの公用地等暫定措置法をどうお考えですか。あくまで新たな法律をつくりませんか。御専門ですからちよつと一言聞いておきます。

○稲葉國務大臣 専門ではないです。

○上原委員 もうつくりたくないことに私は理解します。

○稲葉國務大臣 そうではない。

○上原委員 時間ですがあと一点お聞かせいただきたいのは、沖繩刑務所の移転問題が、いろいろ経過はありますがそれは別として、跡地の利用の問題で非常に問題になっているわけですね。跡地についてはどういふふうな計画を持っておられるのか。かつて都市計画法に基づいて都市計画審議会では公園用地にするということが一応合意を見たのじゃなからうかということですが、最近はどうもまた総合庁舎をつくることかいろいろ意見が出ているようですが、やはり那覇が過密都市で緑地帯がない。本土と比較してもたしか五分の程度だと思ふのです。そういう面からしても、都市計画法に基づいて審議会が出した公園緑地にするということが最も望ましい跡利用の仕方だと私たちは思うのです。これはぜひ大蔵省とも協議をしていただいて、法務省としても刑務所移転についてはいろいろここで議論したいことも私はあるのですが、いまさら決まってしまうことに対して一々けちをつけたり、また問題が発展するような方向にはやりたくございませんのでこれはさておきますが、少なくとも跡利用の問題についてはいま申し上げたようなことを法務

省としてまずそれは考えていただかなければいかない問題だと思ふのです。どうお考えですか。

○水原説明員 敷地は現在四万九千平米余りございます。昭和五十三年度中に現在の楚辺の刑務所は島尻郡知念村の移転候補地の方に移る予定でございます。現在の楚辺の刑務所用地は大蔵省の御所管でございます。四万九千平米余りのうち沖繩拘置支所をあそこに残さなければ業務上大変支障を来すこととなります。

それを除きまして、跡地につきまして法務省としての希望を申し上げますと、現在那覇の地方検察庁が先生も御案内のとおり県庁の庁舎の一部をお借りいたしております。県の職員並びに理事者からは、できるだけ早く県庁の実情を認識の上ほかに立ち退いてほしいという要望が出されております。それから那覇の地方法務局、これは久茂地というところがございます。土地は大蔵省、建物は復旧前からの法務支局でございます。法務省の所管にさせていただきます。これも御案内のとおり敷地が大変狭うございまして、法務局にお見えになります住民の方々の駐車場用地も全く確保できないという実情がございます。住民サービスを旨とすべき法務局がそのように大変御不便をかける立地条件にあるということ、それから保護観察庁が労働基準監督署等の合同庁舎に入っております。これまた大変不便な暗いところがございます。それらを入れました法務合同庁舎の新営予定地をお願いしたいというところを大蔵省には申し入れていただいております。

○上原委員 大蔵省はどういう計画を立てていらつしやるのですか。

○松岡説明員 沖繩刑務所の跡地のうち、ざっと一万平米足らずの土地を公園予定地ということに残しまして、それ以外の部分は総合庁舎の敷地というふうに充てたいと考えております。

上原先生十分御存じのように、沖繩におきましては、沖繩総合事務局を初めといたしまして国の出先機関が全部で五十八官署ございますが、その

大部分が現在民公有地の上、あるいはまた建物を借り上げて事務庁舎といたしております。これが各地に散在しているために非常に県民の皆様方に御不便をかけているわけでございます。また、建物も役所の庁舎ということで建てられたものでないものを使っているために、事務効率上も非常に不便であるというようにございまして、総合庁舎を建設する必要は前々から関係者一同の深く痛感しているところだったわけでござい

ます。これには、先生も御承知でございますけれども、経緯がございまして、すなわち、与儀にありました与儀タンクの跡地を小学校及び幼稚園のために活用してもらおうという話が昨年決着がついたわけでございますが、そのときにそれとの絡みで、刑務所の跡地は総合庁舎の敷地にするんだというところも沖繩県あるいは那覇市ともうすでに約束済みでございます。そもそも与儀タンクの跡地を総合庁舎の敷地にしたいということで関係者話し合っております。とにかく分離して新しい古蔵小学校をつくらぬとどうにもならぬということで、いわばそちらを先取りという関係であるとの跡地を小学校用地の敷地にいたしましたので、その際に刑務所跡地は必ず合同総合庁舎の敷地にするんだ、こういうことで昨年夏に与儀の問題を最終的に決定いたしました段階で、沖繩県知事及び那覇市長と大蔵省の間でその旨のかたい約束が取り交わされているわけでございます。

○上原委員 どうもいまの点については私は合点がいかないのですが、それは行政ベースでどういふことをやったか、それまで私が知るすべもない。しかし問題は、いまおっしゃったように一万平米前後は緑地帯に残すということ。これは確かでございます。それは狭い土地ですから、公共用地もないわけですから、効率的に活用せなければいかぬということはおもわれます。いづれにしてもあの地域の住民の皆さんが緑地帯も欲しいということ。そこいらのバランスは十分法

務省の方も大蔵省の方も考えていただかないと、地域住民の協力がなくてやっさもつさした中で庁舎をつくったためです。それらはむしろ緑地帯にした方がいい。それを含めて、これには大臣お答えいただけます。

○稲葉國務大臣 刑務所移転の問題は各地に問題を起すわけですね。やっぱり地域住民と法務省あるいは大蔵省のそういう行政ベースの方針とかみ合わないで問題を将来に残して騒ぎを起すような政治にならぬと思っておりますが、お説のとおりです。しかし、説明を従来も聞き、いまここで聞かされても、緑地帯もつくると言っているのですから、どうでしょう。上原さん、地域の住民をあなただけの人が説得できないわけがないのですから、そういうことでひとつ御協力願えませんか。お願いいたします。

○上原委員 これで終えます。

○木野委員代理 中路雅弘君。

○中路委員 最初に法案について二、三、簡潔にお伺いしたい。

訟務部の局への格上げですが、四十三年の各省庁の一局削減によって廃止されたのを、訟務部を訟務局に復活するということなんです。事前の説明をいただきましたところ、格上げでも当面定員の増加や仕事の内容は変わらないのだという説明を受けているわけですが、間違いはございませんか。

○藤島政府委員 人員の点につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり二十三名の事務官が増員になっておりました。これについては訟務局がもしお認めいただければ、その局に増員するか、地方法務局の方へ増員するか、そういう点も含めて訟務当局で検討いたす予定でございます。それから、仕事の内容が変わらないということでございますが、今度の局への昇格は、一局削減後に事務が非常にふえてまいりました。しかも非常に複雑になってまいりました。中には科学的な専門知識を要するような新しい形態の事件、これは従来の判例にないような新しい形態の事件、こ

ういうものが相当出てまいりまして、結局従来考えておりました官房長の指揮監督のもとに訟務部を把握する、こういう形が実際問題としてとれなくなつてしまつた。したがつて、官房長は実際には決裁とかそういうものを見ないで官房長の指揮監督を受ける訟務部長がそれを全部やつてゐる。そういうように組織と実態が違つてしまつて、そういうことは訟務に従事している職員士氣に非常に影響するわけでございます。

したがつて、そういう実態をそのまま組織としてお認めいただいて、局長を頂点といたしまして大臣、次官に直結して責任体制をとることがどうしても必要だということ、これも先ほど申し上げましたが、やはり局長となつて関係の各省庁に強力に法務省の立場からいろいろ助言、勧告、場合によれば指揮をすることによって訴訟の迅速な処理、または相手方の権利の擁護に尽くしていきたい、こういうようなこととございまして、仕事の内容それ自体は局になつたからといつてすぐ全く変わつていく、事務量がかわつていくわけじゃございませぬけれども、事情はそういうこととございませぬ。

○中略委員 行管にも一言お聞きしておきたい。去年の八月に法務省から行管にこの機構の問題について要求があつて行管もオーケーされたのだと思つたのですが、一度廃止をしたのを復活する問題ですが、行管の方のお考えをもう一言お聞きしたいと思つてます。

○小田村政府委員 先ほど上原委員に申し上げたとおりでございますが、行管としては機構の膨張を極力抑制するということで、五十一年度の予算におきましても部局の新設は認めない、こういうのが原則的な方針であつたわけでございませぬ。

〔木野委員長代理退席、竹中委員長代理着席〕

しかし、ただいま法務省官房長から説明申し上げましたとおり、訟務の実態は部としては非常に不十分、局としてふさわしい実態になつておる、これを訟務局にすることによって実際の仕事の内

容もさらに円滑化が図られるという客観情勢の変化がございましたので、訟務局につきましてはただいま申し上げました原則の例外としてこれを認めることとしたわけでございませぬ。ただ全体の機構の膨張を抑制する観点から、訟務部を廃止いたすまはか、入管局の次長及び政令職でございませぬ、参事官二を廃止する、こういうことといたした次第でございませぬ。

○中略委員 いま御説明がありました、先ほど特に官房長の説明の終わりにあつた、私は局へ格上げする一番の背景といひますか、聞いていますと他の省庁に対する指揮監督を強めていこうというのが一番中心じゃないかと思つたのです。最近特に教科書の検定訴訟とか長沼のナイキ基地の訴訟あるいは大阪の国際空港訴訟など、国が被告になつていられる裁判が非常に多くなつてきています。この背景に、こういう中で国の裁判体制といひますか、主張をひとつ貫徹していこうという考えがこの背景にあるのじゃないか。そうだとすれば、私たちがこの法案については検討を、単に局をもう一回復活するということだけではなくて、いまのそういう情勢とも関連して見ますと、この問題は十分検討をしていかなければいけないと考へておられますので、法案の審議の過程を、皆さんの御答弁ももつとよくお聞きして、最終的には態度も決めていきたいと思います。

そこでもう一つ、この法案と関連もしてくるのですが、お聞きしておきたいのは、若手の裁判官を訟務部に送つて勉強させるとか訟務部の検事等が国が当事者になつていられる事件の裁判官になつていられるというふうな交流といひますか、かつて朝日訴訟のときのような裁判所と訟務部の人事交流が現在もあることを聞いておられるわけですか。資料もいただいておりますが、大変ですから資料でいいのです、最近の、たとえば四十八年から三年間ぐらい、判事補から訟務担当の検事に転官するとか、あるいは訟務の検事から判事ですね、裁判の方に転官されるとかいろいろは何名ぐらいおられるのか、数字で結構ですが、簡単に答ええただけで

か、数字で結構ですが、簡単に答ええただけで

いと思つてます。

○貞家政府委員 裁判官と訟務検事の人事交流の点でございませぬが、これは歴年でございませぬが、昭和四十八年に裁判官から訟務担当の検事になりました者が三名、昭和四十九年には九名、昭和五十年は同じく九名となつておられます。これに對しまして、訟務検事から裁判官に転官いたしました者は、四十八年が四名、四十九年が六名、五十年が四名となつておられます。

ただ、この中には御指摘の判事補以外の判事の数字が入つておられるわけでございます。判事補から訟務検事になつた方の数を申しますと、昭和四十八年に一名、昭和四十九年は五名、昭和五十年は四名、こういうことになっておられます。

また、訟務検事から裁判官になりました者のうち判事補に転出した者が、昭和四十八年には三名、四十九年には四名、五十年が三名、か

いまま一つ補足的に御説明いたしますと、訟務検事から裁判官になつた者の数を先ほど申し上げたわけでございますが、これは裁判官から訟務検事になりました、訟務検事から裁判官になつた者以外に、当初から検事であつた者あるいは司法修習生から直接訟務検事になつて、それから裁判官に転出したというものの数字も入つておられます。念のため申し上げておきたいと思つておられます。

○中略委員 もう一点、これはきょう論議するつもりじゃないのですが、お聞きしておきたいと思つておられます。

先ほどお話ししましたように、現在国等が当職者になつていられる事件、この担当裁判官の中で法務省の訟務部または局に勤務した経歴を持つていられる人がいるとすれば、その事件名と裁判官名を教えてください。これは資料で事前にはいたさしたのを見ますと、件数で、本省関係で十七件、それから東京七件、大阪六件というのをいただいておりますので、全国は大変ですから、この資料では東京地裁昭和三十八年第一号とか、何とか

請求事件という書き方で出ています。ちよつと私、専門でないのだからよくわかりませんが、先ほど言いましたように、たとえば世間で言われているいわゆる事件名というのがありますね。簡単にいいますが、それでひとつこの事件名をちよつと挙げていただきたい。そうしないと、この事件が何の事件なのか。先ほど言いましたように、たとえば北海道では長沼ナイキ訴訟というように普通言われているのがありますね。北海道はなくていいのですが、ここで資料でいただいた大阪、東京、本省ですね、この件についてだけひとつ事件名を教えてください。

○貞家政府委員 これは全部申し上げますとちよつと時間がかかると思つて、逐一申し上げます。よろしゅうございませぬか。

○中略委員 事件名だけいいですよ。ここに出ていられる何年とか何号というのはいいいです。主なものはいま社会的にわりあい注目されている事件名。

○貞家政府委員 実はこの中にはかなり、社会的に注目されていらないと申しますが、されていらないと申すと誤解がございませぬけれども、必ずしも有名でないような事件もございませぬ、一応全部簡単に申し上げます。

一番は、これは通称はございませぬが、名城大学の理事に対する文部大臣の解職処分が不法行為を構成するといふことで争つていられる事件でございます。

二番は、これは全林野の労働組合の争議行為を理由とする懲戒処分を争う事件でございます。

三番は、中野の民主商工会の関係の損害賠償請求事件でございます。

四番は、グライダーの滑空練習場の使用禁止要求措置及び占有許可取り消し処分を争う事件でございます。

五番は、スモンの薬害訴訟でございます。

六番は、ストレプトマイシンの製造販売等の許可処分を争う損害賠償事件でございます。

七番は、全林野の労働組合の違法な争議行為を

指導したことを理由といたします懲戒処分を争う事件でございます。

八番は、税金の事件でございます。現物出資に係る譲渡所得の収入金額の算定方法を争っている事件でございます。

十三番は、反戦自衛官に対する懲戒処分を争っている事件でございます。

十四番は、教科書検定に関する家永訴訟でございます。

十五番は、留置場における戒具使用の違法を争う事件でございます。

十六番は、いわゆる大島サラリーマン減税訴訟でございます。

十七番は、東大付属病院の医師の医療過誤に係る損害賠償請求事件でございます。

十八番は、海外出張中の国家公務員が、帰国命令に従わなかったことを理由といたしまして戒告処分いたしましたところ、これを争っている事件でございます。

十九番は、成田空港の暫定パイプライン工事におきまして凝固剤を使用したその土壌の除去を求める仮処分命令請求事件の抗告事件でございます。

東京法務局の一番は、土地を払い下げたことを約束したということでその土地の明け渡し等を求めている事件でございます。

二番は、北大付属病院の医師の医療過誤に係る損害賠償請求事件でございます。

三番は、農地買収処分の違法を事由とする国家賠償請求事件でございます。

四番は、基地周辺の騒音防止のため国が買い上げました土地の所有権を争っている事件でございます。

五番は、旧軍隊が買収して未登記になっております土地の移転登記を国の方が求めている事件でございます。

六番は、やはり同じような土地の移転登記を国が求めている事件でございます。

七番は、飛行機操縦訓練中に機体が空中爆発を

いたしました。自衛隊員が死亡いたしました。その相続人が国家賠償を請求している事件でございます。

大阪法務局の一番は、農地買収処分の無効を理由といたしまして登記の抹消を求めている事件でございます。

二番は、賃料請求事件でございます。

三番は、用地買収に伴う補償金が課税対象となるかならないかというのを争っております課税処分取り消し請求事件でございます。

四番は、農地売り渡し処分の無効確認を求める事件でございます。

五番も同様でございます。

六番は、国税滞納処分による差し押さえ債権の取り立てを国が求めている事件でございます。

以上でございます。

○中路委員 本省と東京、大阪で合計三十件ですね。いま御報告いただいたのですが、全国的に見れば相当多いと思うのです。私は、国等が当事者になっている事件の担当裁判官の中で、いま言いました法務省の訟務部または局に勤務した経歴のある人たちが入っている事件というところでお尋ねしたのですが、挙げられたのを見ますと、社会的にも非常に皆から注目されている裁判がこの中にたくさんあるわけですね。そういう点で見ますと、司法と行政の独立の問題の論議とも関連してこの問題は十分私は公正な裁判という立場から検討してみなければいけない問題があるんじゃないかというふうに考えているわけですね。これはまた別の機会にこの問題として私は論議してみたいと思うわけですね。きょうは一応どういふ事件があるのかということだけ、時間の関係もありますので、この席で御報告をいただいたということとどめたいと考えております。

そこで、きょうお尋ねしたいのは、法務省が所管している各種の審議会について幾つか行管それから法務省にお尋ねしたいと思うのです。

法務省に現在国家行政組織法の第八条に言う審議会としてどういふものがあるのか、名称と定員

それから実際の実在員、簡単に御説明していただきたいと思っております。

○藤島政府委員 お答えいたします。すでに資料を提出してあると思いますが、申し上げますと、検察官特別考試審査会、これは委員は五名でございます。副検事選考審査会、委員は七名でございます。法制審査会、これは委員は二十四名でございます。これは現在委員でございます。公証人審査会、これは委員は七名でございます。民事行政審査会、これは現在委員の任命を行っております。矯正保護審査会、これは委員は三つの部会に分かれておまして、四十五名でございます。中央更生保護審査会、委員は五名でございます。

○中路委員 そうしますと、第八条に言う審議会として七つあることになるわけですが、あわせてこの機会にこの第八条によらない、基づかないもの、たとえばいろいろ協議会とか懇談会とか研究会とか置かれている場合がある省庁があります。法務省の関係ではこういうものに該当するものはありますか。

○藤島政府委員 ございません。

○中路委員 行管にお聞きしたいのですが、これまで各種の審議会への国民の直接参加の道を拡大するということに関して行政監理委員会として意見を何か述べているとかあるいは述べた場合の文書、趣旨をひとつ簡単に御説明願いたいと思っております。

○小田村政府委員 行政監理委員会がそのような意見が出たかどうかということにつきまして、私ちょっとただいま覚えておりませんが、後ほど調べさせていただきます。これは必ずしも行管のみで問題につきません、これは必ずしも行管のみで問題につきません、人選の問題になりますと、総理府人事課の所掌になるわけですが、いろいろ関連を含めまして、三十八年九月に、「各種審議会委員等の人選について」という閣議口頭了解がございます。それから昭和四十年の八月十七日、これは閣議決定におきまして、「関係関係協議

会及び審議会等の整理活用について」という閣議決定がございます。それから四十二年十月十一日に、「審議会等の設置及び運営について」という閣議口頭了解がございます。なお、四十四年七月十一日には、第二次行政改革についての閣議決定におきまして、審議会の整理統合につきましての決定をいたしております。

ただいままで、審議会に關します主たる方針の決まりましたのは、以上のようなものでございます。

○中路委員 これは行政監理委員会の出されている「行政改革の現状と課題」という中に、「行政改革今後の課題」というところでこういう箇所もありません。審議会等行政に対する国民の直接参加の制度は、社会経済の進展と国民のための行政の姿勢を確保する必要性に伴って、ますます重視されなければならない。それが、いわゆる御用機関化したり隠れ蓑の利用されたりすることは、審議会等の構成と審議に国民のための行政の実質が伴わず、形骸化していることによる。審議会等には、行政に対する専門知識の導入の目的もあるが、これも含めて、制度の目的に即した実効を確保するように改革されなければならない。というところがこの中に述べられているわけですね。

こういうものと関連して、いま挙げられた中で、私も一つ一つ見てみたのですが、たとえば先ほどお話しになりました中の昭和四十四年の七月十一日に第二次行政改革についての閣議決定をしているわけですね。この中で、皆さんの方で読んでいただいてもいいのですが、時間の関係で私の方で、こういう点があります。この中で審議会の設置、運営について決定しているわけですが、たとえば「委員の数は、原則として二十人以内とする。」ということですね。それから「国会議員及び行政機関の職員は、原則として審議会等の構成員にしないものとする。」というの閣議決定の中にあります。そしてこの閣議決定の「備考」として、「上記のほか、委員の任命にあたっては、先

ほどお話しした「昭和三十八年九月二十日の閣議口

頭了解によるものとする。」というのがありますから、この三十八年九月二十日の閣議の口頭了解を見ますと、たとえば「会議によく出席して十分にその職責をはたし得るよう、本人の健康状態、出席状況に留意し、これに該当しないような高齢者又は兼職の多い者を極力避ける。兼職の数は最高四とする。」というふうになっているわけですが、そして任期についても、「任期三年のものは二期まで、任期四、五年のものは二期までを原則とする。」約十年までですね。これが昭和三十八年九月二十日の閣議の口頭了解の中にも触れられているところなんです。

私は、これらの閣議決定や了解事項を幾つか挙げましたけれども、たとえば委員の数は原則として二十名以内、あるいは国会議員及び行政機関の職員は原則として審議会等の構成員にはしないというところ、あるいは高齢者または兼職の多い者は極力避けるとか、兼職の数は最高四とするとか、任期の問題とか、こういって閣議決定や口頭了解は、それ以後訂正されたというふうな話は聞いていないのですが、今日でもなお生きていますのかどうか、いま私が挙げたような部分で変更をされた部分はないのかどうか、まずお聞きしたいと思えます。

○小田村政府委員 変更をされておられません。現在でもこの閣議口頭了解、閣議決定等は生きておるわけでございます。ただ、先ほどちょっと申し上げましたように、委員の任命等の人事に関するものにつきましては、これは総理府の人事課の方で個別的のチェックをいたしております。

○中路委員 ここで職を兼ねる、兼職という場合ですね、先ほど言いました国家行政組織法の第八条に該当する審議会委員の兼職ということなのかどうか、その他の各種の懇談会委員やその他の公職等も含むのかどうか、この閣議決定の文章と関連して説明をしておいた方がいいと思うのです。ここでたとえば兼職最高四というのがありますね。これは第八条で言う、該当する審議会の委員だけを言うのか、その他の問題の兼職について

も含めて言われているのかどうか。
○小田村政府委員 総理府の所管でございますけれども、兼職と申します以上は、ここにございませうに、行政機関としての正規の審議会の委員のことを当然指しておるものと考えております。したがって、いわゆる懇談会につきましては、この兼職の中には含まれないというふうに理解しております。

○中路委員 第八条に基づいた法務省の審議会ですね、七つの審議会。一つは定数だと現在の委員が決められていないのがありますが、六つです。先ほど報告がありました。たとえばこの法務省の審議会を見ても、委員の定数が二十名を超えているというのがある、この中で二つありますね。それから、国会議員または特に行政機関の職員が加わっている審議会ということになると、中央更生保護審査会を除けば全部行政機関の職員が審議会に加わっているということになりますから、この閣議決定や口頭了解事項ですね、いまも変更されていないの基準で一応見ますと、法務省の関係の審議会でも、一応その基準に合っているのは一つだけ、あとはみんな閣議決定されたものよりもはみ出ちゃって構成されているということになるわけですが、先ほどの報告によりますと、そのように理解していいですか。

○藤島政府委員 形式だけを見ても、確かに先生のおっしゃるとおり、人数その他出身、そういう点について閣議口頭了解あるいは閣議決定の線と抵触している面があるわけでございます。この閣議口頭了解あるいは閣議決定は、私どもはあくまでも原則というふうに理解をいたしておるわけでございます。

私ども法務省としては、この委員の任命については、いまだ一番細心の配慮を払ってまいりました。この口頭了解あるいは閣議決定の中にございませう高年齢者なるべく避けるというのと、兼職は最高四である、それから任期は三年のものは三期、四年、五年のものは二期、大体十年というふうな点に重点を置いていろいろ委員の任命をし

てまいりましたわけでございます。ただ、審議会のいろいろ性格がございまして、人間が二十名よりも多いのは、法制審議会あるいは矯正保護審議会がそれに該当したおるわけでございますが、法制審議会と申しますのは民事法、民法、刑法その他基本的な法令に関する調査、審議を行うところでございます。これは実は九つの部会に分かれておるわけでございます。したがって、民法、刑法、民事、刑訴、そういうような基本の法令に従いまして部会が分かれている。矯正保護審議会と申しますのは、矯正というものと更生保護というものは機能が違うわけでございますから、本来一つにしてもいいのかもしれないが、これを一つにいたしました。矯正保護審議会というものを一つにいたしました。これも三つの部会に分けておることで、多少人間が二十名よりもオーバーしたわけ、まあ、ある程度やむを得ないのではなからうかと私どもは考えておるわけでございます。任期とかそういう点についてはできるだけ細心の注意をいたしておるわけでございますが……

○中路委員 いま任期だとあるのは高齢者、このの方に重点を置いておっしゃったから、私どもちょっと言いたくなるだけども、じゃ、高齢者というものは、失礼だけれども大体どのくらいのことを言っておるのですか。

○藤島政府委員 この年齢あるいは任期の点についても、まあ法務省の特殊事情としてお聞き届けいただきたいのでございませうけれども、やはり民法とか刑法とかそういう基本法令の審議会でございますので、相当その方面の第一級の学者をお願いいたしますので、なかなか余人もってかえがたい面もあるわけでございます。

ただ、先般も私も官房でいろいろ検討いたしました。法制審議会委員の年齢が相当高齢化しておる、それから相当長期にわたっている方がおる、これになりましたので、この際、年齢を下げまして七十五歳、または在任期間十年、このどちらかの条件に当てはまりましたならばひとつ御辞退をい

ただこうというふうな方針を昨年つくりまして、それを実行いたしております。

○中路委員 あなたは実行いたしておりますと言ったけれども、いまそちらがお挙げになったから法制審議会に例をとりました。お名前を挙げて失礼なだけども、法制審議会、たとえば岩松三郎さん、八十二歳で、在任期間二十六年七月、小野清一郎さん、八十五歳、二十四年八月、鈴木竹雄さん、七十歳、十四年四月、あと七十四歳、七十六歳、ずっと七十歳以上になると半分ぐらいおられるのじゃないですか。さっきのお話では、ただ年齢と任期をほぼ重視したんだ、人数と兼職の方はともかくとしてということでおっしゃったから、それで昨年、十年ですが、年齢は七十五歳で、どっかにかかった方はどうお話しだけれども、実際にいま挙げたように二十何年という方がずっとおられるのじゃないですか。どういうことですか。

○藤島政府委員 先ほどの私の説明がちょっと足らなかつたわけございまして、いま挙げられました八十歳を超えておられる方が二人おられるわけでございますが、この二人は法務省の特別顧問といたしまして、法務省の法案の立案、研究等についての方々からいろいろ御指導を現在でもいただいております。したがって、この特別顧問の方に限っては例外的に、特別顧問としてお願いしている間は法制審議会の委員としておやりいただくのが適当ではないかということをお考えいただけます。

それから、十四年四月という方が一人おられますが、この方は確かに在任期間が長いのでございませうけれども、実は商法の大家でございまして、ちょっと余人もってかえがたい。現在商法部会の会長をさせていただいておりますので、この方も例外的にどうしてもそのまま引き続いておやりいただくということにならざるを得ないということになったわけでございます。なお、そのほか七十五歳を超えておる方が一人おられますが、この方は近くおやめいただくこうと

いうふうに考えておるわけでございます。

○中路委員 ジャ、もう少し別の角度でお話ししましょうか。たとえば職員でですね「行政機関の職員は、原則として審議会等の構成員にしない」、これも閣議決定あるいは口頭了解事項であることですね。法務省の関係のさっきの審議会でもちょっと挙げてみましょうか。その中で皆さんの出された資料で見ると、たとえばさっきの法制審議会なんかは、半分近い十名がそうですね。行政機関の職員ですよ。それから矯正保護の場合は十四名ですよ。つい最近まで小佐野賢治氏までここにいたのでしょう。矯正保護、悪いことをした人を取り締まるのに小佐野賢治氏が入っているんですね。それから副検事、これも六名職員がいる。それから検察官、これは四名。あと公証人の四名。全部入っているじゃないですか。「行政機関の職員は、原則として審議会等の構成員にしない」ということが閣議口頭了解であるわけですね。しかし、みんな半分近く審議会に入っているじゃないですか。「原則として」というのはどういう意味なんですか。

○藤島政府委員 私が申し上げました七つの審議会、審議会というのがございますが、これは審議会等ということで性格が若干違うんじゃないでしょうか、こう考えるわけです。たとえば検察官特別考試審査会、副検事選考審査会、それから公証人審査会、こういうような機関と法制審議会、民事行政審議会、矯正保護審議会というものと性格が違いがあるのではなからうかと考えるわけですね。

といたしますのは、検察官特別考試とか副検事選考審査会というものは部内の職員を試験をいたしましたして副検事に任命するための、言うなれば試験機関。検察官特別考試も同様でございます。それから公証人の審査会も、いろいろ公証人の規律、懲戒等を行うところでございますので、こういうような審査会的なものには、やはり何と申しましても法務省のそれぞれの行政を担当している人を入れる必要が私はあるように考えるわけです。

それから法制審議会、民事行政審議会、矯正保護審議会、こういうところは一般の各省の審議会と同じでございますが、確かに行政機関の職員が多いわけでございますが、やはり私どもの審議会の特性と申しますか、法律専門的なことをいろいろいたします関係で、それぞれの所管の行政の人に入っている関係で、その審議会の場においてそれぞれの行政の実態、実情等を十分説明していただき、そういうものを審議会の場に反映させて、そして審議を行っていただきたいというようなことございまして行政出身の方が入っておる、こういうわけでございます。

○中路委員 そういふごまかしばかり言っているわけですよ、逃げを。私がさっき言った閣議決定は「審議会等」と、全部「等」がついているので。第八条ですね。審議会等の設置及び運営について」という閣議決定なんです。それからさっきの閣議の口頭了解も「高齢者又は兼職の多い者を極力避ける。兼職の数は最高四とする」とか「任期三年のもの」云々というの「各種審議委員等の人選について」ということで、第八条に基づいて設置をされるこの審議会等というのを全部つけて言っているのですよ。だから、いまのようなお話したら、閣議決定は全く空中分解しちゃって意味はなさなないでしよう、閣議決定だとか口頭了解やっていると。それぞれこの委員会は特殊なんだ、この委員会は特殊なんだ——そうすれば、こんな閣議決定やらなければいいのですよ。全く実情に合わないわけですね。行政の職員を入れる。入れないと言って半分近く入っちゃっている。一人が入っていると二人たまたま入っていたとかいふんじゃないわけですよ。だから私はこの問題を取り上げておるわけなんです。

この三十八年の閣議口頭了解あるいは閣議決定、これはいまも審議会の運営はこの方向でやっています。口頭了解もそれに基いて指導されていくんだということだとすれば、いまの審議会をそういう立場でもう一回見直してみる、すぐがごとと変更するのはむずかしいかもしれないけれども、閣議決定の方向で改善していくとか、そういう

うことのあるとらなければ、一つ一つわけあってつぶしていったんでは、せっかく閣議決定を言っても、全部省庁の、自分たちの都合を言っていて、それが通っていないことになるんじゃないですか。大臣どうですか。

○稲葉国務大臣 中路さんのおっしゃるように思いますが。それで、やはり閣議決定がある以上はそれに合わせていく、そういうのがいいのではありません。だから、さっき言った法制審議会等やむを得ないものがあるんだが、さあそうなる、閣議へ持ち出して、この閣議決定は言うべくして行われぬ点もたくさんあるから、この辺で考える。そっちの方を考慮してみようかというところもあり得るわけですね。検討します。

○中路委員 いや、また例を挙げますと、さっきの審議会の委員のうち、これは原則として——兼職の場合は原則も何もないですよ。最高四と閣議決定は書いてあるのですよ。しかし、その中で、ずっと見ていただければいいのですが、八つも七つも兼職している人がいるのですよ、委員で。最高四だと決めてあって、実際は七つも八つも兼職しているのですよ。そういうのがずつとありますから、私のお話ししているのは、法務省の審議会、法の守り手ですからね、法務省というものは、法務省がこの閣議決定に事実上反しているわけですね。最低限自分たちが決めた閣議決定は守っていくということにしていかなければ、七つあるうち一つ除いてほかは全部閣議決定や口頭了解にも事実上反するような構成になっているということ、はい、いずれにしても問題だ。

「竹中委員長代理退席、木野委員長代理着席」
この閣議決定が生きているのですから、おっしゃったように、閣議決定、口頭了解が変わっているのだというなら別ですよ。しかし、閣議決定は生きているのだとすれば、口頭了解もそれに基いて指導されていくのだとすれば、その法務省の審議会がそうでないということは、やはり私は検討しなければいけないという考えで持ち出したわけですね。

行政管理庁、いまの実状についてどう考えておるか。
○小田村政府委員 任命の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、私も所管してございませぬが、たゞ、この閣議決定はいろいろ原則を書いたものでございませぬので、その中には審議会のそれぞれの性格によりまして例外があることを否定するものではないと考えます。その個別の例外があるかと思えますけれども、例外があることまでも絶対的にいかなぬというわけではございませぬ。たとえば法律によりまして、審議会によつては国会議員何名、行政機関の職員何名ということとを法定しているわけにはなかなまいらぬのではないかと存じます。

○中路委員 私が言っているのは、例外といううらな現状じゃないからお話をしているのです、これは大臣も先ほどおっしゃいましたから、十分検討していただきたい。閣議決定と了解事項がいまも生きて、そういうことで審議会の設置、運営をやっていくとすれば、やはりここで検討しなければいけないだろうという意見ですから、ひとつこれで検討してほしいと思う。

○稲葉国務大臣 どっちが原則でどっちが例外だかわからないようなはみ出し方は、法秩序を担当する役所としては、まことに不愉快に自分も思いますね。検察官の任用の審議会みたいなものは、やはり部内の者が入らぬと云うまいことになって官房長も言うていますが、それならそのように閣議決定にもある程度弾力性を持たしたものでないと、行われぬものも閣議決定をいつまでも固執しているというの、どういふものだろう。

こういう貴重な御質問を受けて、何だかまことにお恥かしいようなはみ出し方でございますから、早速総理府総務長官にもこの事情を言うて、こつちも閣議決定に沿うよう、すぐ、ばかっとはいかぬけれども、順序を追うてなるべく早く

れを強く言うて、おれも困っちゃうよということ
を訴えまして、担当は総理府総務長官ですから、
閣議へ持ち出して検討して各省に注意を促して、
余りはみ出さないように申し合わせでもしようじ
やないかということをやってみたいと思います。
○中路委員 それでは一応この質問は終わらしまし
て、短時間ですが、あと一問だけ、全く別の問題
ですが、お聞きしたいのです。
これはまだ検察庁に告発するか、法的な手続
をとったという問題ではないのですが、きょうの
私の質問や御答弁、それから今月の関係者のいろ
いろの話し合いによつては、ぜひ法的な手段もと
りたいという問題ですので、ひとつ聞いておいて
いただきたいと思います。防衛庁はお見えに
なっていますね。

横須賀の防衛庁の共済組合の土地の取得に關す
る問題なんです。神奈川県横須賀市で防衛庁の
共済組合、代表は防衛庁長官ですが、職員の仕事
をつくるというので関係農民から土地を買入れた
わけですが、事実上その代理人になって間に入っ
て土地を取りまとめた日伸産業、これは下平邦義
というのが社長ですが、それが等価交換で換地を
予定したわけですね。防衛庁の共済組合の方は公
正証書もそろっているということで、十三回にお
たつてですか、たしか七億二千五百万円も金は
支出されておるわけですね。しかし、十六名ぐら
いと思えますけれども関係の農民には、五年たっ
ていますけれども換地はまだ渡りませんし、そこ
へ土地の譲渡が実際にはまだないにかかわらず税
金は来ているという状態なわけですね。しかもそ
の換地の土地は宅地造成の規制が行われていまし
て、造成がされる見通しはいまないですね、ま
だ。それだけじゃなくて、最近の周辺の平作川
はなんらかいことでも市の方も厳しい規制をや
っていますから、造成されるという見通しも立
たない。簡単に言いますと詐欺同然の形で土地を
取られている、それでそのままにされているとい
う状態で、訴えもありまして、これは共済組合の
皆さんにも御足勞願って、現地で関係の農民と、

それからこれを取りまとめた下平日伸産業の上に
ロイヤル観光という会社があるわけですが、防衛
庁の共済組合はこの会社に金を払われたわけです
ね。この観光の代表者と協議をしたのですが、ま
だ問題は解決しない、関係者は逃げ回っている
という状態なので、農民の人たちはこのまま解決
しなければ、防衛庁の共済組合、いま仮登記にな
っていますから、契約不履行で仮登記を抹消して
ほしい、そして法的にも訴えたいという話もある
わけです。

ですから、現状がいまどうなっているのか。こ
の問題を共済組合は、いまだ七億二千五百万
から共済組合の金が出ていっているわけですから、どう
いう現状なのか、どういふふうにかこれを解決され
ようとしているのか。共済組合としても私は責任
があると思えますので、ひとつお考えをお聞きし
たいと思えます。

○原中説明員 申し上げます。

いま先生がおっしゃった中で、私も実は御指
摘の土地は、四十五年の十二月十四日に北軽井沢
ロイヤル観光株式会社、現在はロイヤル観光開
発株式会社と名を改めておりますが、この会社と土
地の売買契約をいたしました。やはり土地と申し
ますものは確実に確認した上で代金を支払わな
くはならないという見地から、所有権の移転登
記、農地につきましても所有権移転請求権仮登記
が終りましたものにつぎまして代金を払ってま
いりました。四十五年から四十九年七月で一応す
べて代金を払ったわけでございます。ところが昨
年になりました、いま先生がおっしゃっておられ
ますように、私どもの相手となりましたロイヤル
観光開発株式会社の下で日伸産業株式会社という
会社を取りまとめたというのを承知したわけ
でございます。そのことにつぎましてはわれ
われは知らなかったわけですが、特に調べてみま
すと、土地を売るよりも等価交換で土地をもら
いたいという地主の方十九名に対しては、当時公
正証書を作成いたしました。私どもの取得いたし
ました近辺の会社の土地を造成した際には、その

土地を交換の現物としてお渡しするというような
ことになっていたわけでございます。

そういうことでございますので、交換すべき土
地の宅地開発につきまして私も調べますと、会
社側は四十七年三月には事前審査願を横須賀市に
提出しております。以来、学校用地あるいは公園
用地、道路の設計等々、いろいろと許可に当たり
ましての市側の指導を受けてまいりてきています
事案がございました。しかし、四十九年の七月で
ございますが、六、七十年来の豪雨がございまし
て、先生がおっしゃいました平作川という川がは
ららんに流れました。この地区の開発に当たって
は、どうしても排水の問題が解決しない限りちよ
つと、市街化区域に指定されてはおりますけれど
も、開発許可の見合わせと申しますか、そういう
ことになったわけでございます。

それで、とにかく地主さん方と会社側とはその
時点でそれぞれ納得して契約されたことござい
まして、会社側としてもできるだけ早くお約束が
果たせるよう努めているように聞いております
し、私も何の問題もない土地だということ
購入したわけでございます。一日も早い解
決を望んでいるわけでございます。

御存じのとおり、現在職員の家を持ちたいとい
う希望は大変切なるものがございます。特に自
衛官は各地に転任してまいりますので、おおよね
が五十歳で停年になる方々は、停年後の住宅とい
うことについては本当に真剣な悩みを持っており
ます。そこで、防衛庁の共済組合といたしまして
も、宅地分譲用地をどうか入手して、皆さんの
福祉に役立てたいというふうになつてまいりたわ
けでございますが、ある申し上げました事情で、開
この地区の測量は一応終わりましたけれども、開
発の許可の見通しが立たないのです、事業の推進は
中断しているという状況でございます。私どもと
いたしましては、事情がわかりますと地主の方々
の心情も理解できることと申しますので、会社
に対して地主と円満な解決を図るよう強く要請し

ております。
以上でございます。

○中路委員 公正証書がそろったので金を七億か
ら払ったということなんですが、実際訴えを見ま
すと、特に仲介をした業者が、土地売買に大変不
慣れた農民の皆さんにつけ込んで、実際は印鑑や
印鑑証明を勝手に使つて所有権移転の登記をして
しまったという訴えもあるわけですね。自分が車
の車庫証明をとりに行つて初めて宅地もみんな渡
されたということがわかったという人たちもある
わけです。しかも、いまお話しした代替の土地とい
うのは、市の方で開発がストップされているとい
うだけでなくて、業者が所有していない第三者の
土地というの中にもあるわけなんです。だから、
この問題は交換の問題だけどうするかという
ことでは解決しませんし、横須賀市も、こういう
事態になつていまして、共済組合の方が農地転
用の申請を出しても、この問題が解決するまでそ
れは受け付けないということを農業委員会は決
めています。そうしますと、皆さんの方は七億二千
五百万からの金を出したのだけれども、実際には
農地の転用はできませんから、先ほど切なる願
いだというお話でしたけれども、その切なる願
い住宅は実際には建たないわけですね。そういう意
味では、やはり防衛庁の方でもこの解決につ
いてひとつ積極的に関係者と話をして、たとえば等
価交換の土地の別のところを何か考えとか、いろ
いろの方法はあると思うのです。そういう点で十
分関係者と話をしてもらうということも、ここ
ひとつお約束をお願いしたいと思います。

それで、きのう私、電話で聞きまして、現
地業者と農民の人たちの話し合いがやられてお
りまして、そこで五月の末までには防衛庁の関係
の皆さんを含めてひとつ三者で話し合いをして
いただくことがきつて決まりました。こういうこと
で、この話をひとつ解決できるようなうにいた
だきたい。話がかたければ、先ほど言ったよう
に法的にも告発もしたいという話なんです、その際

土地を交換の現物としてお渡しするというような
ことになっていたわけでございます。

そういうことでございますので、交換すべき土
地の宅地開発につきまして私も調べますと、会
社側は四十七年三月には事前審査願を横須賀市に
提出しております。以来、学校用地あるいは公園
用地、道路の設計等々、いろいろと許可に当たり
ましての市側の指導を受けてまいりてきています
事案がございました。しかし、四十九年の七月で
ございますが、六、七十年来の豪雨がございまし
て、先生がおっしゃいました平作川という川がは
ららんに流れました。この地区の開発に当たって
は、どうしても排水の問題が解決しない限りちよ
つと、市街化区域に指定されてはおりますけれど
も、開発許可の見合わせと申しますか、そういう
ことになったわけでございます。

それで、とにかく地主さん方と会社側とはその
時点でそれぞれ納得して契約されたことござい
まして、会社側としてもできるだけ早くお約束が
果たせるよう努めているように聞いております
し、私も何の問題もない土地だということ
購入したわけでございます。一日も早い解
決を望んでいるわけでございます。

御存じのとおり、現在職員の家を持ちたいとい
う希望は大変切なるものがございます。特に自
衛官は各地に転任してまいりますので、おおよね
が五十歳で停年になる方々は、停年後の住宅とい
うことについては本当に真剣な悩みを持っており
ます。そこで、防衛庁の共済組合といたしまして
も、宅地分譲用地をどうか入手して、皆さんの
福祉に役立てたいというふうになつてまいりたわ
けでございますが、ある申し上げました事情で、開
この地区の測量は一応終わりましたけれども、開
発の許可の見通しが立たないのです、事業の推進は
中断しているという状況でございます。私どもと
いたしましては、事情がわかりますと地主の方々
の心情も理解できることと申しますので、会社
に対して地主と円満な解決を図るよう強く要請し

は検察庁の方もぜひ調査もしていただかなければならぬので、きょうこの席で事情だけ聞いておいていただきたい。

だから、もうこれで終わりますけれども、防衛庁の共済組合の代表の皆さんには、ひとつ防衛庁の方も責任を持って関係者と話し合つて解決するということが努力していただくということの発言をお願いしたいのと、それから検察の方では、そういう告発があれば当然調査をして、いまお聞きになっておられるので、この問題について調べていただきたいということもお願いをしておきたいと思うのですが、一言ずつ発言を願つて終わりたいと思います。

○原中説明員 努力してみます。

○山口説明員 現在の時点でどういふ犯罪が成立するか確定的なことは申されませんが、告発を受ければ誠心誠意捜査するつもりでございます。

○木野委員長代理 鬼木勝利君。

○鬼木委員 私は、本法案について御質問を申し上げたいと思つていますが、その前にちょっとロッキード問題について法務大臣にお尋ねを申し上げたいと思つておられます。

稲葉先生は私、日ごろから非常に御尊敬申し上げておられますが、連日大変お疲れだと思つております。ロッキード疑獄事件は、私が申し上げるまでもなく国民の重大な関心をいま集めておられるわけでございます。国会におきましてもほとんどこの一点に論議が集中されておられるわけでございますが、大臣は司法の最高責任者としてロッキード事件の真相解明ということ、国民が、すっかりした、本当によかった、こういうときに人格高潔な稲葉法務大臣であつたればこそ、よかつた、みごとくに解明をしていただいた——率直に申しまして、非常に稲葉法務大臣に対する国民の期待は大きいのです。これは私、決して稲葉先生にお世辞を申し上げているのではない。かねてから豪胆無類をもつて鳴る稲葉法務大臣だから、必ず快刀乱麻を断つごとく解明してくれるだろう、よかつ

た、国民はこのように期待をかけておられる。言いかえすならば、この問題の解決はまさに稲葉法務大臣の御双肩にかかつておると言つても過言でないと思つておられます。

そのように国民が期待しておりますので、先生は必ずおれの手でこれは解決するんだ、りつぱに解決してみせるという御確信があるかないか、国民の期待に必ずおれは沿うぞ——どうも三木さんが明確にこれは徹底的に追及して解明いたしますと言つておりながら、あいまいもごでだらだらして、われわれは全く承知ができません。そこでわれわれは先生に大いに期待をかけておりますが、先生の御見解、御確信のほどを承りたいと思つておられます。

○稲葉國務大臣

ロッキード事件の徹底的解明に

関しましては、当面の責任者としてきわめて責任の重大なることを痛感しておりますから、自信のほどはどうか、私はこの事件の解明は、法務行政人事におきましてもきちんとしてございまして、先生も御承知のとおりいまの検察首脳部の陣容を見ていただければ、十分信頼するに足る陣容であります。この信頼関係に基づいて、いやしくも世間から、政党内である大臣がなまはんに資料を見たりすることは、責任を回避するのじゃありませんけれども、検察陣営の士気に関する点もなしとしないということから、ああいう措置をとりました。しかし、責任は法務大臣にあるんだから、責任云々のことを心配せずに潤滑自在に、ことにこの事件につきましてもは政界に疑い向けられておることから、厳正公平、不偏不党——その不偏不党のところが大政であるのみならず、余りおれがやつてみせるんだというふうな、そういう功名心に走つちやいかぬ。難事件であるから、冷静沈着に事態の究明をしてみたい、こういう段階で、鋭意捜査をし、じりじりりと真相究明に近づいておられますというのを申し上げ、万全の自信があるというふうな大それた、謙虚でないことではかえつて真相究明を危うくしたすと思つて、謙虚にしかしまじめに、あの

有能にして勤勉な検察国家公務員に対する満幅の信頼を置いていまやらしている。

幸にして、こういう法務大臣の態度に対し、検察首脳部としてはこれまた信頼してくれておりまして、この事件に関する限り法務大臣と検察首脳部、ことに検事総長との間にこんな信頼関係のあつたことはいまだかつてないのでないか、この点は自負しております。御期待に沿いたいと思つておられます。

○鬼木委員

これはおれがやるんだというふうな

功名心というふうなことはない。なおまた、司法当局を信頼して謙虚な気持ちでやるんだ。そこがあなたの大変いいところであつて、私が御尊敬申し上げているところはあなたの人となりで、いまの大臣のお言葉を聞いて私も非常に意を強くするわけでございますが、おっしゃるとおり司法当局の今回の陣容はまことに前代未聞で、みごとなもの、そして司法当局を信頼し切つてあなたが任せられておる、まことに結構で、私も大いに敬意を表します。

ところが、司法の最高責任者としてこの事件をいつごろまでには解決したい、いつごろまでには何とかけりをつけたらいいという大体のめどといひすか目途といひますか、——私もそんな根性の悪い男じゃございませぬから、時期的に大体の目途を言われて、それを取り上げてどうだこうだとかそういうけちなことは私は申し上げません。しかし、おおよそ目的というものが、行く先がはっきりしてなければ、そういう点は司法当局と打ち合せていただかないというふうなこともおありであるかもしれないと思つておられますが、大体大臣のお気持ちはおよそどの時期ごろまでには何とかしたい、これが全然わからないと、二年になるか三年になるか四年になるかでは、これでは私、国民が絶対承知せぬと思つておられますから、法務大臣にお心やすいままに私をお尋ねするんだが、君は心やすいと云うが、おれはお前とはそんなに心やすくないとおっしゃるかもしらぬけれども、そんなことはおっしゃらぬと思つし、ことに私はあなたと会館

でも隣組ですからね。朝晩先生のごけいがいにも接しておるのでそういう気持ちでお尋ねをしたわけでございますが、その点をひとつ……。

○稲葉國務大臣

それは、まことに手痛い御質問

でございますね。まあ、わが国の民主政治の健全育成にも重大な影響を及ぼす事件であり、民主政治に重大な影響を持つ事件はやはり選挙にも非常に関係のあることでもあります。したがって、事態の黑白というものがなまなまま選挙はやらぬ方がいいという私の政治家としての判断からは、選挙の時期はぎりぎり詰まつているのですから、それがある程度余裕を持たした時期に解明しなければ困るではないかというところは言えると思つておられるので、七月の末であるとか、そういう時期を明確にして私がここで、そのころにはできるでしょうというふうなことをもし申し上げますと、法務大臣の検察当局に対する積極的な指揮権の発動にもなりかねないおそれがあることは、鬼木さんも重々御承知のとおりでございます。

そういう点を踏まえまして、刑事訴訟法の第一條にも、適正、迅速にとあるわけですから、その立法趣旨に適合するよう、いま一生懸命にやっているとこのことで、この段階では答弁をどめさせていただきた、こう思つておられます。それを、あつ六月の末までとか七月末までにやりますよと、かつこういふことばかり言うだけでは事態の究明になりません。先ほど言つたように、その辺は謙虚に、じりじりつとやつていかないと、非常な難局、難局も一番の難局のところへ差しかかつておられるような段階でございますから、これからこの手後何時間で終わるなんと言つたら基になりません。なかなかむずかしい詰め基ですから、基の名人である鬼木さんにはおわかりいただけると思つておられます。

○鬼木委員 御趣旨まことにごもつとも、お答えはさあらかなと私は思つておりましたが、しかし、迅速に処理するようにという、これは法的御説明もいまあつたようですが、国民は、これも従

来のように、疑獄事件なんか起こつてもあまいもこととして、やいやい言つても最後は竜蟠尾でわけわからぬ、そういうことにまたなるんではないかという非常な危惧を持つておる、いつごろこれは解決するのだと。巷間いろいろ伝うるところによりますれば、自民党が解散できないのはこれが解決しないからできないのじゃないか、だから解散前には何とかこれをやるんであろう、いろいろな憶説、議論百出でございますが、それはそれとして、いまおっしゃるとおり、そういう簡単なものじゃない。ですけれども、これが二年も三年も四年もかかったのじゃ、これは話にならぬ。それは、なるほど法務大臣がおっしゃるようにかつてない捜査陣容を整えておる、だから私は信頼している。これはまことに結構であると思う。だけれども、信頼し切つていらつしやると同時に、また、司法当局と互いに連携をとられて、あるいは最高責任者として大いに皆の労をねぎらつてやる、あるいは奮励する、あるいは激励するといふようなこともおありであらうと思う。ですから、いつだという、私はそんな御無理なことは申し上げないが、少なくとも国民が納得するような早い時期に、迅速にこれを処理したいというお気持ちはおありだらうと思つておる。具体的に申し上げますが、その辺のところまで、ちつとでもいからひとつ御答弁願いたい。

○稲葉國務大臣 それはもう申すまでもないことなんです。またうやむやになるのではないかと国民は不安を持つておることをおっしゃいましたが、それは私もうなずけるのです。この事件が、国際的なきわめてむずかしい事件であることが、もう一つは、過去において、具体的には造船疑獄事件のときに、捜査して逮捕に踏み切る寸前に、その前の晩までいよいよ言つておつた法務大臣が、明るく日の朝、当時の検事総長に言わしめれば、呼んで話してくださいばいいものをメモを持ってだれかに、それも余り高い地位でない人を持ってきて、これは大変だというので居どころを

捜したけれども行方不明になつたりいたしまして、遂にああいうことになつたという悪い実績が過去においてあるものだから、これが一つ原因になつて、またうやむやになるんじやなからうか、するんじやなからうかというあれがございませぬ。

私は、第一の点については、事案のむずかしい点でございますから、それに対してやつてくれればいいがな、うまくいくんじやないだらうか、まづいくんじやないだらうかという不安は肯定しまして、第二の不安はどうかひとつこの際私として、御信頼願いたい。法務大臣稲葉修を御信頼願いたい。迅速に奮励して国民の期待に沿いたい、こういう気持ちでございますが、ただ、いづつごろまでというようになつておるのいいことは申し上げる性格になつておるもので、御勘弁願いたい、こういうことでございます。

○鬼木委員 これより以上大臣に追つても、それは同じだらうと思つておる。そこで、この事件捜査に当たつて司法当局の方から、その都度といふ必要があるいは必要な場合に大臣に御報告があつておるのか、あるいはまた指示を仰がれたようなことがあつたのか。先ほどから、司法当局をすっかりおれは信頼している、だから一切任せつておる、まことに結構だと思つておるが、全然任せつておる、最高責任者である大臣が、何も知らない、傍観しているんだというふうなことはあるまいと思つておるけれども、何か司法当局から報告でもあつたか、あるいはまた指示でもなされておるのか、そういうことが行われておるのか、おられないのか、その点をひとつお漏らしできれば……。

○稲葉國務大臣 任せつておるのではないのです。日露戦争のときの大山元帥みたいな、あんな偉い人ではありせんから、きょうはどで戦してまじかんとおっしゃる調子で、その辺で酒飲んでおるというわけにはいかないのです。それはそうです。ですから、報告も受けておる。私の記憶では、見玉馨士夫を脱税で起訴する段階において、刑事

局長を通じて報告を受けました、そこまできました。公判維持の自信があるかという問いもいたしました。自信があると言つておられます。それから丸紅の大久保、伊藤両人を外為法違反で起訴することになりましたというときも、刑事局長を通じて受けたわけですから、それからもう一つは、ついでといひましたか、さきおとといひましたか、見玉馨士夫を外為法違反で明日起訴いたしますという段階のときに、これも刑事局長を通じて言つてきました。もつと重大なのは贈収賄でございますから、これのときは刑事局長を通じておられます。そういうことでございます。

○鬼木委員 見玉馨士夫の件あるいは丸紅の件、それから昨日の見玉馨士夫を紹介された件とか、いろいろ国会で——それは大臣は随時御発言なさつておられます。それも結構だと思つておるが、相当この事件についても時日を要しておられます、国会も残り少なくなつておられますので、一度ロッキード事件に対して中間報告といふことが、大体こういうふうになつておるといふようなことは国会で中間報告でも、系統的に、お漏らしできる範囲内において、捜査に支障を来すようなことはかたがねおっしゃるとおると思つておるが、そういう点はお考えはございせんか。その点ひとつ、やはり国民が知りたがつておられますから、一体どういふふうになつておるのか、いまだどこまで進んでどういふふうになつておるだらうかといふことを非常に国民は求めておられますので、そういうお気持ちには大臣にはございせんか。

○稲葉國務大臣 捜査当局の捜査の妨げにならない範囲とおっしゃいましたから、そういう範囲で国民の知りたがつておることを国会を通じて知らせるのは民主政治の要諦であると思つておる。したがって、よく法務省内部においてもまた警察当局との打ち合わせもしまして、事態の推移を見つて、その段階において差し支えない範囲内においてそういうことを中間報告をすることは検討をいたします。

なお、先ほど丸紅の二名につきまして起訴をするときと言ひましたが、まだ起訴の段階に至らないという報告を刑事局長から受けたことがございませぬし、見玉の外為法違反の起訴は、報告を受けたのが五月十日でございます。訂正いたしておきます。

○鬼木委員 最高責任者としてはいろいろ慎重にお考えにならなければならぬだらうという先生のお立場は私も大いに承知いたしますが、その点ひとつ考慮していただきたいと思つておる。それから、本問題について最後に一つお尋ねしたいのは、昨日、法務委員会でございますが、安原刑事局長が刑事訴訟法の四十七条のただし書きについて、法務大臣は、理論上いづれの公益が優先するか否かを判断することは可能である、こういうわけがわかつたようなわからぬような言ひ方をしておるのです。つまり、言いかえするならば、法務大臣は灰色高官の名前を四十七条のただし書きによつて明らかにするところの権限を持つておる、こういうことを安原刑事局長は言つたものだと私は理解しておる。言ひ方はいま申し上げたようなことを言つておられるけれども、私がこれを解釈すれば、法務大臣の権限にある、こういうふうには私は理解するし、皆さんもそう理解しておると思つておる。

そこで法務大臣は灰色高官名を公表することもあり得る、このように大臣は明言されますか。おっしゃられますか。それをはっきりひとつ言つてもらいたいと思つておる。

○稲葉國務大臣 いまの段階で捜査終了後の時点の事態の究明を想定しあるいは予想して所定のなことを申し上げることは、総理にもちよつと慎重に願ひたいと言つて、総理もそういうふうにご答弁を願ひたいと思つておる。私も同様でございます。とにかく捜査当局、私もどもとしては黒を追及するわけです。そして黒が明らかになつて初めて、みんなが想像しておつたのが白だつたり、灰色だつたりといふことになるわけでありまして、いまは犯罪捜査をする当局は、どうしても黒と、こういう決

着をつけた。そしてそれが黒であるか、黒の存否をつかみたい、こういうことですから、その後の段階で初めて灰色とか白とかいのがその時期に出てくる。それをいま予想して、いわゆる灰色の政府高官という表現で、それを公表することもあり得るとかあり得ないとか、そういうことを断定的に申し上げるのはどうか。ただ刑事訴訟法上、四十七条のただし書きは「いまま」から、国会の国政調査権に基づいて国会が正式に捜査当局、法務省あるいは政府に要望を出しになったときに非常な重大な場面に遭遇するわけでありますが、これについてのきちんとした覚悟はできているのか。ひそかに持ってはおりますが、いま申し上げるといふ段階ではないことを御了解願いたいと思ひます。

○鬼木委員 いや大臣、私はいま四十七条のただし書きを行使しろ、こういうことを申し上げているんじゃないのです。なお、いま総理のお気持ちもおっしゃっておたんですが、私は総理のことをお尋ねしているんじゃない。総理はどう言うか、それはまた別で、いやしくも司法の最高責任者として四十七条のただし書きの行使については、これは法務大臣の権限にあるんだ、こういうことを安原刑事局長は言ったんだと私は思うのです。というの、こういうのですよ。法務大臣は理論上いづれの公益が優先するかを判断することは可能である。だから、これはこうやったらいいか悪いかということは法務大臣の権限である、こう言ったわけですね。ですから、いま直ちにどうだこうだということをおし上げておられるんじゃない。ですから総理のことは別です。これはこちらへ置いておいて、法務大臣として、司法の最高責任者として四十七条のただし書きを——それは灰色というの疑わしいから灰色と言っているのであって、決定的には黒になることもある、白になることもあり得ると思うのですよ。だけれども、少なくとも灰色の高官名を法務大臣の判断によって公表される権限はあるんだから、それはあなたは法律の大家、オーソリティーで大先輩だから、私

がどうだこうだ言うことはないのだけれども、お尋ねをしておるのですからね、もっと生徒に教えるようなふりにおっしゃってくださいよ。ようございませうか大臣。

○稲葉國務大臣 鬼木先生に生徒に対して教えるような学力は持っておりません。ただ、お尋ねでございますから刑事局長の発言の意味、内容を申し上げますと、刑事局長は衆参両院の法務委員会委員各位からお尋ねがあつて、刑事訴訟法四十七条本文は非公開、ただし書きはその例外を規定したものであるから、だれが一体どちらの公益が優先するかの判断をするかという問いに対して、刑事局長は、第一次的には本件に關しては当該捜査官です、そう申しましたところ、こういうような事件については公益の比較考慮というものはいろいろ政治的判断を要するではないか、単なる一検事のよくするところではないではないかというお尋ねがあつて、それに対し、上司にも相談するでしょうし、上司の方では最高の検事総長にも相談する場面もあるかもしれぬ、検事総長も決しかねれば法務大臣に相談する場合もあるだろう、こういうことを言ったわけですね。その相談があれば別ですが、けれども、それに対して第一段階における判断権者である当該検察官が全然知らぬ顔をしていて、こういう場合には、検察庁法第十四条に基づいて法務大臣は検事総長を通じて公開しなさいと言つて指揮権の発動は可能か、こういうお問いでしたから、法律上、理論的には可能でございますということをお答えしたわけであつて、そういう方法による公開は果たして妥当であるかどうかについては、藤木論文などにおいてもそれは妥当でないという一般の見解のようでございます。ですから、やはりぎりぎりには国会の調査権に基づき正式な要求があつた場合に、これは内閣全体としての問題として重大な判断の場面に遭遇する問題でありまして、こういう解釈論や運用論を御答弁したのが、そういう御指摘になつたような一つの前後を抜きにした文言に入つてゐることは事実です。

新聞では、法律上は指揮権を發動して公表を指示することが可能だという点だけを報道されておられますけれども、前後の關係はそういうことでございませうから、そしてそれが行政的に妥当であるかどうか、あるいはそういう意思を法務省が持っているかどうかというようなことは全くいま考えておられない。ただ法律論的に解釈を問われれば、十四条を發動することは可能だ、こう申しただけでございませう。そこはよく質問者も御理解をいただくと同時に、こういう質疑応答を通じて正確な報道がなされることを望んで私はやみませぬ。

○鬼木委員 それはいまおっしゃるとおり理論上ということでございますが、政治的に国会の国政調査権の発動によつてそういう要請があれば、そういう非常事態に立ち至つた場合には考えなければならぬ、こういうことをおっしゃつておるようです。そういう場合には、では灰色の高官名は公表する、このように解釈しようございませうか。

○稲葉國務大臣 それは重大な御質疑でございますが、私はいまの情勢ではぎりぎりいって——黒は発表になりませぬ。自然にまた知られる場合もありません。起訴するのですから。公判どうなるかは別として、起訴するのであればそれは明らかになると思ひます。しかし、世間が非常におかしい、おかしいと言つておるものを、それじゃ黒じゃないのかというふうなことになるれば、この国会の情勢からいって、国会を正常化するための議長裁定の第四番目の項目からいって、まあ国会から国政調査権に基づいて政治的、道義的責任を明らかにせよという要求があると予想するのが常識じゃないでしょうか。したがつて、その場面に遭遇したときには内閣としては非常に重大な判断を迫られる。その結果、公表する可能性もあるし公表しない場合もあり得るかもしれぬ。これ以上申し上げられませぬのです。その場合は公表するつもりでいまおるのですなどということをおし上げるわけにはまいりませぬ。

○鬼木委員 それで私の質問が大体ゴールに到着したようでございますが、そういう重大な事態に立ち至つた場合に、国政調査権を發動して、公表をするつもりではあるが、あるいは公表ができないというようなこともあり得ると、いまおっしゃりましたか。公表をするつもりとはおっしゃらなかつたか。公表することもありますが、ないこともあると、そうおっしゃつたようですが、じゃ、ないこともあるかもしれぬというのはどういふ場合ですか。

○稲葉國務大臣 そのところは非常に——公益上の必要その他の事由があると認めるといふことの解釈ですが、ロッキード事件、ただ単にこの事件のみについて言えば、それはこれだけの疑惑があり、そして犯罪は免れたけれども、金銭の授受があつたとか時効になつておつたとかいろいろあるでしょう。それでいわゆる灰色というジャーナリズム語が生まれたのでしようが、それを公表する利益と、ああ、いつも灰色は公表されるのが例になるなどということによつて、犯罪捜査の多くの他の事件へも、長い将来に向かって起り得る犯罪事件の捜査当局の機能が将来長きにわたつて低下する、妨げられるという公益は一体どうなるのだろうかという悩みもあるわけですね。これは永遠の将来の問題については、非常に重大な、大きな犯罪捜査能力を堅持するということは、公益ですかね。それらの点についてまだ決意がいまの段階ではできておりませぬということを申し上げたつもりでございます。あり得るし、あり得ない場合もあるというふうにおとりになつたのは、その意味、内容はそういうことでございます。

○鬼木委員 いや、ところがそういうことによつて将来へ、いま大臣のおっしゃるお言葉を平たく解釈いたしますと、将来、捜査上困る場合がある。しかしこれは道義上、仮に灰色の高官を公表なさつて、それは当然私は——灰色と言ふのだから、これは当然黒になることもありませうし、白になることもある。それによつて将来そういうことでは困ると、こうおっしゃつておられますけれども、先ほどから申し上げておられますように、これは政府高官ということになつておりました、い

まだかつてない非常な国際的な大きな、一億国民がひとしくこの行方については関心を持っておる重大な問題ですから、たとえそれが灰色が白になるうが黒になるうが、私は道義上こういうのは当然公表すべきだ。それで何ら将来に禍根を残すこととはない。いささかもそんなことはない。そうすることが私は大いに公益に優先すると、こう思う。ただ一部の人の問題ではなくして、これは国民全体の問題ですから、これより以上の公益の大なるものはない。ですから、そういうことを公表することはあり得る、これは私はそれで満足しますが、ない場合もある。これはどうですかね、大臣。他の場合はあるいはあなたのおっしゃるようなことがこれは当てるはまるかもしれない。人権尊重という意味から、人の名誉尊重というような点からあるいは考えられるかもしれない。しかし、今回の件についてはそういう考慮はさらに要らない。それはどうですかね。大臣、いかがです。

○稲葉國務大臣 私の上申上げていることが鬼木さんの方にまだ正確に伝わらないようでございますから、繰り返すようでございますけれども、捜査の結果黒ではなかった。まあ全然白というわけでもない。そういう場合の政府高官を発表することが将来の民主政治の正しい育成に合致して、これほどの公益の大なるものはないではないかというところもそのとおりです。

ただ、そういう捜査にいろいろな人が取り調べに協力してくれて初めてそういう黒、白、灰色というような色合いがある段階で出てくるわけですね。それなのに、これからは常にこういう重大な事件については灰色も法務大臣が公表するのだ、総理大臣が公表するのだということになりますと、将来長きにわたっていろいろなこの種の犯罪が仮に起きたとして、犯罪捜査に、任意捜査などに応じてくれる度合い、人の範囲、そういうものを狭めるおそれが、これは何と言ったって多分にごさいます。そういう将来のこの種の事件についてこれが例になるという印象を与えると、今後の

この種犯罪の捜査機能を非常に阻害するのではないかというおそれを抱くのも、当面の問題だけが問題ではないわけですから、将来の国民の期待する捜査当局に対する犯罪捜査能力が著しく妨げられるような慣例をつくっていいのかがどうかというところも考慮すべき重大な公益ではないかというところもあるわけで、したがって、この事件についてだけこれはこうこんな重大な公益はないから発表することもあり得ると断言せいで、こうおっしゃられましたも、ことにただいまは捜査の段階でございますから、なおさらきちんと犯罪捜査を詰めて、国民の期待にこたえたいと思えばこそ、そういう熱意があればこそ、ただいまの段階で、公表の場合もあり得るといふ発言をこういふ公の席上で、鬼木先生の質問で法務大臣が明言した、これがまた新聞に出るといふことになりまして、捜査当局は困るんじゃないでしょうか。御賢察願いたいと思うのです。したがって、未定である。十分質疑者の御意見は貴重なものとして拝聴しなければならぬ、非常な貴重な御意見である、こういう感想を上申上げるとどめさせていただきますたいと存じます。

○鬼木委員 大体わかりました。決して貴重な意見じゃありません。愚見でございますけれどもね。時間がございますが、いずれにいたしましておきたいと思っておりますが、この問題はこれでも、稲葉法務大臣も大変御心労が多いと思っておりますけれども、断固これはひとつ勇をふるって解明に当たっていただきたいということを私も要望いたしておきます。

次に、本法案の内容について一、二申し上げたいのですが、これは四十三年の四月であったと思っておりますが、当内閣委員会で質疑があつておりますが、その場合に一局削減ということによつて、当時の法務大臣は赤間さんだつたと思つて、「私は行政簡素化とか人減らしは思ひ切つてやらなければいけぬのじゃないか」といふ感じがいたします。やはり人を減らしたり簡素化は、もう今日思ひ切つてやらなければいけぬ。こう言つて、

そしてわれわれ野党が反対するのを押し切つて訟務局を部にされた。ところがいまになって、訴訟事務がますます近年増加する、内容も複雑困難の度を加えてきておる、そこで官房の一部門ということをもつてはこういう複雑な仕事を適正、円滑に処理することが困難である。法務省みずからが局から部に下げておつて、野党がひとしくこれに反対したにもかかわらず、部におろした。今度はまだ忙しくなつたから部を局に上げる。これはまるで子供の仕事みたいで、そのころは稲葉先生じゃなかった、さつき言つたように赤間さんだつたと思つて、大体法務省には子供が集まつているのか、どういふ仕事をしていふのか。また、来年あたりはこれを減らすんじゃないか。愚にもつかぬようなことを、これは私はどうしては変わつていけない。ただ部を局にするという看板を塗るかえるだけなんです。内容は何もそのままで、いささかも変わつていない。これは一体どういふことですかね。大臣は、こういうことは余り部下を信頼して任せ切りでおやりになつていふのかと思つて、局長でもだれでもいいが、法務省から偉い人がたくさん来ているから……。

○稲葉國務大臣 官房長がお答えします。

○藤島政府委員 ただいま先生仰せのとおり、四十三年の一局削減の措置がございまして、これは行政の簡素化ということと各省おしなべて一つの局を削減するといふ大変厳しい措置であつたわけです。私も法務省といたしましては、法務省は御承知のように事業官庁でございます、法務省の維持を任務といたします典型的な事務官庁でございますので、ほかの官庁と比較して必ずしも部局の数が当時においても多くなつたわけではございません。また、法務省は、法務庁、法務府、法務省と組織が変遷しておりますが、そのたびに省内の組織の合理化にいろいろ努めておりました。その当時、閣議決定でございまして、なかなか削減する局がございせんもので、何とか法務省はお許しただけなかつたこと、当時の担

当者がいろいろ関係官庁と折衝した形跡がございませぬけれども、これは何と申しましたも閣議決定でございまして、どうしても一局を減らさなければならぬということ、さてどこを減らすかということ、これを当時いろいろ検討いたしましたわけでございます。

その結果、当時訟務局で次長制をしいておりました大きな局でもございましたこの訟務局を、どうしても削減して、廃止して部を新設するという形を当時とらざるを得なかつたわけでございます。当時といたしましては事件が現在ほどございせんので、私どもに八つのブロックがございましてそこに法務局の訟務部というのがございまして、そちらの方に事件を多少回しまして、局の事件数を減らしまして、そうして官房の長の下に官房の一部として訟務部を置くという形で何とかやつていけるのではないかと、こう判断いたしましたわけでございます。

しかし、いま仰せのように、またそれを復活するような形で出してくるのはまことにおかしいというところもございまして、確かに、当時法務省としては、今日のように訟務の事件がふえ、しかも内容が今日のように困難であり質的に非常にむずかしい事件がふえるといふことをこまごまで長期の見通しを立てることができなかったわけでございます。その点は本当にまあ不明を恥じておるわけでございます。

しかし、先ほど来私、御説明申し上げておりますように、事件が非常にむずかしくなりまして、官房長の指揮、監督が及ばないような形になつてしまつたために、組織と実態が全く遊離してしまつた、そういうことで、やはりこの際に、訟務局長を頂点とする一つの責任体制をはつきりつくつて、そういうむずかしい困難な仕事に対応していくよりほかにない、こういうことで、現在も行政の簡素化あるいは人員の抑制といふことで大変今日でも財政当局は厳しい態度をもって臨んでおるわけでございますが、幸い、財政当局の御理解を得てこの法律案を提出することができたわけ

でございますが、四十三年の審議のことを振り返ってみますと、確かに法務省としては長期的展望について見通しが甘かったことを恥じております。ただ、どうしても一局を削減せざるを得なかったという事情がございましたことを御察賜りたいと思っております。

○鬼木委員 官房長さんのお話はよくわかりましたけれども、仕事の量はふえたからといって内容はいささかも変わっていない。組織、機構は何も変わっていない。ただ部長を局長にするということになれば看板の塗りかえであって、私が考えますとそれはただ権限の強化ということにしかたらない。権限の強化をねらっているのじゃないですか。そういう点はどうも——おっしゃることはわかる、一応理屈はわかる。この前はどうしても局を減らさなければならぬということをやむを得なかった、将来このように事務が錯綜してくるというふうなことの先の見通しが甘かった、なるほどそのとおり。だがしかし、内容は全然変わっていない。ただ部長を局長にする、看板を塗りかえて権限を強化する。それでは、そういう複雑煩瑣な仕事を迅速かつ円滑にやっていくことがどうしてできるか。入れ物をかえただけで入っている物はもとのとおりで同じ物だ。そこに私は疑問を持つわけです。

○稲葉國務大臣 入れ物は違いますが内容は全然変わっていないじゃないかとおっしゃいますけれども、全然変わっていないのではない。不十分ではございます。それは後で官房長から説明させます。

ですから、四十三年のときに野党の反対にもかかわらずこうなったというやむを得なかった事情については申し上げました。その後、公害だとかそういう国が被告人になる事件が非常にふえまして、七年たちますと事情がずいぶん違ってきました。そこで、野党の見通しの方が正しかったなという反省に立つてこれは局にした方がいい、過ちを改めるにはかかることなけれ、こういうざっくりばらんな気持ちでございまして、当時反対された

野党の御趣旨にもいささかこれは全面的満足のいくような状態ではありませぬけれども、内容はきわめて不十分です。しかし、内容が全然変わっていないで入れ物だけをかえたということでも、これは事実上余りにも厳し過ぎると思えます。変わっています、しかし不十分である、それはこれらの問題であるということです。

私は、国を被告とするいろいろな事件がありまして、権限を強化して全部勝ちたいなんて思っているのじゃないのです。負けるべきものは早く負けて、理屈に合わないものをいつまでも引張つていては国民の不利益になるから、そのところをきちんとしたものにしたい、こういうところにむしろ重点があるくらいです。

そういうことで、この問題は重大な決意をもって昨年法務大臣として臨みました。いいと言ったやつなのに、原子力安全局だけで訟務局はだめだみたいなことだったら重大な決意をしななければならぬ。そうしたらたまたま来年はやると言った。それがごとしになったわけですね。そういういきさつもございまして、決して全部初めからへ理屈つけて勝とうなんという、そんなおかしな考えで権限だけを強化するのだというふうにはひとつお考えにならないでいただきたい。内容も多少は充実しているのですから、その点は官房長から説明させます。

○藤島政府委員 四十三年に一局削減で官房の部になりましたから、事件がたまたま申しましたように、いろいろ質的にも複雑になってまいっておりますので、それに対応して検事の数あるいは事務官の数等につきましても、毎年予算におきまして財政当局の御理解を得て増強いたしておるわけでございます。今度の五十一年度の予算におきましても二十三名の事務官の増員をいたしておるわけでございます。関係の財政当局もこの訟務の仕事の重要性を御理解していただいております。私は理解しておるわけでございます。

なお、権限の強化ということがございましたので、私、ちょっと御説明させていただきますと、

この法務省の訟務の仕事は各省庁に關係する、いろいろな省庁がございしますが、たとえ大蔵省の国有財産關係とかその他厚生省の藥品關係とかいろいろな仕事があるわけでございます。そこで、訟務とその關係官庁との關係をきつと御説明申し上げて御理解を得たいと思っております。

私どもの訟務の検事と行政官庁の關係は弁護士と依頼者という關係とは違つてございまして、一弁護士でございまして、一人から事件の依頼を受けます。委任契約をするわけでございます。その場合には、その個人の依頼の趣旨に従つて弁護士として活動をしなければならぬ義務を負うわけでございますが、私どもはその關係官庁の指示を受けたり、その意に沿つて訟務の仕事をしなければならぬというふうなことは絶対ないわけでございます。

訟務事件は、権限法という法律がございまして、それにおきましても、民事事件については、法務大臣が國を代表する、行政事件については、法務大臣が關係行政庁を指揮するというのが法律で明記されておるわけでございます。したがって、具体的な事件の処理に当たりましては、訟務の職員は一方においては國の關係官庁のいるるな事情、公共の福祉とかそういう面を考慮する一方においては、相手方である私人の立場というものも十分に考えるわけでございます。結局訟務の職員が基準とするものはどこにあるかといふことです。やはり法の精神ということになるかと思つております。法の正義というものはどういふふうな事柄に貫徹できるのか。言葉をかえまして、この事件はどのように処理していくことが社会通念に従つた、健全な常識に従つた処置であらうかというところを考へるのでございまして、關係官庁の意を受けたら、意に沿うようなことをするということではないわけですね。両者の立場を十分に考へて一番妥當な方法を講じていく、そのためにはやはり訟務というものが一つのそういう官房の部ではございまして、局になつてそういう關係官庁に対する強力な助言、勧告、そういうものができ

るようにならないとだめだと思つております。先ほど大臣もおっしゃいましたように、何も全部が勝つということじゃないのです。やはり一方の私人の立場を考へて、この事件はもうこいらいで示談したらどうだろうか、もう和解したらどうだろうか、こういうようなことを強力に言えるような訟務の体制を整えていくということが、ひいては訴訟の迅速な処理ということにもつながるわけでございます。相手方の私人の立場から見れば、その人としても大変いい結果に終わる場合があるわけでございます。権限の保護ということもつながつていこうかと思つてございまして、権限強化といういかにも何か國側の、相手の関係官庁の方ばかり味方するような、そつちの方ばかりが強くなるような感じをちょっと受けるわけでございますが、そうではないというところをここで御説明を申し上げたわけでございます。

○鬼木委員 あなた方の説明を聞くと、まことにごもつともな、もうそうなければならぬように思ひますけれども、しかし、あなたのおっしゃるように、やはり権限強化とか思われないのです。それはいまあなたも肯定された、だがしかし、そうじゃないということをおっしゃる。それは四十三年以降内容は変わつておるでしょう。だけれども、今回のこれに対しては、内容は何も変わっていない。それはいま大臣がおっしゃる通りに、四十三年からずっと見た場合は、逐次この内容は変わつておる。だけれども、今回の内容は局長になすだけで、あとは何にも変わっていない。変わつておるならば、われわれのところには説明資料は何もない。だつたら不都合だということになる、ごまかしだということになる。だから、大臣のおっしゃることはよくわかる。こういういい大臣を持って、あなたたちは本場に幸せだよ、部下をかばつて、過ちを改むるにはかかることなけれど、なかなかうまいことをおっしゃつて、そうして部下をかばつていただいております。一生懸命やりなさいよ。

それで、それは子供が親にせがむように、どうしてもそうしなければ困るのでしようから、あえて私は反対はしないけれども、一応物の理屈はそうなっているんだから、これは困ったことだと私も思ったのです。ことに入国管理局の次長を削つてある。大体将棋のこまみたいにあつちへやりこつちへやりして、じゃ入国管理局の次長はいままで要らなかつたのですか、要らないものを置いておつたのですか。片方は局長にする、そして片方は抹殺する。まるで品物みたいにあつちへ動かしこつちへ動かし、消したり生かしたり、これはどういうわけですか、官房長。局長になるのと何の関係があるのですか。これは次長こそ迷惑なものです。

○藤島政府委員 私ども法務省といたしまして、できれば入国管理局次長を廃止するということは避けたいわけですが、しかし、現在の政府の方針と申しますか、そういう機構の新設は認めない、認める場合にはスクラップを出すというふうな、スクラップ・アンド・ビルドという方針が政府の方針でございます、したがって、そういう一つの局をつくるというものは法律職が一つふえるわけでございます。そういう場合には法律職を差し出してもらいたい、こういうことになりまして、私どもは五十一年度の予算要求折衝のぎりぎりの段階で行管庁を初め財政当局といろいろ折衝をいたしたわけでございますけれども、しかし、それが政府の方針ということであればのまざるを得ない。そうすれば、何か法律職を廃止しなければならぬということ、いろいろ上司にも相談いたしましたし検討いたしました結果、入国管理局次長を廃止するということを、まことに残念ではございましたが、そういうふうにして行管管理庁の方に伝えたいわけでございます。

仰せのとおり、それじゃ次長は要らなかつたのか、こういうことでございますが、そうではございません。次長は局長を助けまして入国管理行政全般を統合整理するきわめて重要な職務を持つて

おるわけでございます。そこで、そのままの形で廃止したままということになりますと、明らかに現在の入国管理行政の適正、円滑な運営に支障を来すということは目に見えておりますので、そこで、私どもの法務省の中に官房審議官という官職が一つございますので、これを入国管理局次長廃止と同時に入国管理局担当の官房審議官といたしまして、これを活用することによりまして何とか入国管理行政の平常の運営が支障を来さないように努めてまいりたい、こういうふうにご考慮を第でございませう。

○鬼木委員 それはわかりました。つまり、次長を廃止して、そして入国管理審議官になす。それも承りましたが、いずれにしましても、じゃ片方に局長をつくるための犠牲になつたわけですね。それは次長というのと審議官と名前は変わつておるかも知れぬけれども、本人にとつては——まあそれはだれがなるのか知らぬ、また別にそういうトレードマークを変えて新たに来るのか知らぬけれども、私はそういう点についてこれは後でまたお尋ねしたいと思つておるけれども、入管の事務なんかは、私はいままでよりもっとまだ多くなつておると思つておる。決してこれは軽視すべきものじゃないと思つておる。これは後でまたお尋ねしたいのですけれどもね。

だから、私が言うのは、いかなる理由をもって、そう簡単に次長を審議官にしてしまうのか。入管なんかの仕事はまあどうでもいいのだから、次長は審議官にしておけというふうな簡単な、将棋のこまをあつちへやりこつちへやりするような気持ちでやられたのでは私は困る。そういう点は十分お考えの上おやりになつたのですか。

○藤島政府委員 入国管理局の仕事は私、決して軽視したわけでもございませぬし、この入国管理局次長という法律職を一つ廃止するというため、長い期間省内でいろいろ議論をいたしました。何とかほかにいい方法はないであらうかというところで検討したわけですが、ほかに廃止する官職もないために、どうしても一つ差し出

さなければならぬということで次長の廃止に踏み切つたわけでございます。まあ政府の方針でございませぬから、法務省としてはそれに従わざるを得ませんので、官房審議官をもつてそれに充てまして何とか仕事に支障を来さないように法務省全体としてもいろいろバックアップして努力していきたい、こう思つておるわけでございます。

○鬼木委員 まあそれは、先ほどから申し上げますように、私は反対のための反対をするのじやないから、あなた方の御希望はやはりそうだろうからそのとおりにしなければならぬと思つたが、これは大臣によくお考え願ひたいのですが、それは訴訟事務が非常に複雑で局をつくるんだ、それも結構だと思つておるが、これは賢明な大臣だからおわかりだと思つておる。これは法務省の職員が非常に少なく困つておるんです。これは私にも陳情書が来ておるのですが、簡単に読んでいきますと、地方法務局の事務が非常に滞つておる。そこで部外者に応援を頼んでおる。これは法務省あたりにも私は陳情が行つておると思つておる。部外者応援と称して地方公共団体あるいは公団、公社の職員や司法書士、土地家屋調査士等の人に登記簿の記入や謄本のコピー作業等に応援をしてもらつておる。なおまた、地方税法第三百八十二条に基づいて市町村への通知業務を含めた業務処理が遅延し、また地産物の登記簿持ち出し等の不正も防止できないという状態である。そこで、「法務局の職場を真に国民のためのサービスのできる官庁にし、自前で住民の期待にこたえられるよう法務局職員の大増員を要求し、地域住民の財産、権利の擁護のため特段のご配慮を得たく強く要望いたします。」という陳情が来ております。

そこで、私が申し上げたいのは、大臣は内容が違つておるとおっしゃるけれども、看板の入れかえみたいな部長を局長にするというのを急ぐよりも、本当に大衆に直接密着したこういう法務局あたりの末端機関の最も苦しんでおるところを大

臣は御存じであるかどうか。こういう悲痛な叫びというか、声というか、要望というか、悲願というか、いろいろ言葉はあるでしょうが、こういうのが参つておるのです。大臣が御存じないならば、大番頭の官房長やその衝に当たつておる人たちは、これを一体どうしように考えておられるのか。これは非常な問題なんです。

そこで、私が実情調査をあらちちらややつてみた。ところが、事実そういう人を雇つてやつておる。登記事務なんというのは、大事な個人の財産ですから、命から二番目のものなんです。一番大事なものだ。今日この事務は非常に多くなつておる。ことに高度経済成長によつて登記事務は殺到しておる。石油ショックなんかで一時低下して、経済が安定してくればますます多くなる。で、行つてみますと、なるほどいろいろな人を使つてやつておる。それから臨時職員といひまして、臨時職員を入れて、そして更新しておる。二カ月前まで更新、三カ月前まで更新、そんなのをいつまでもいつまでも置いておく、身分の保障はない、無給待遇もよくない、そういうので間に合せておる。ですから、私が申し上げるのは、そういう大事なところへは手が届かない。上の方のいわゆる政府高官で部長が局長だなんて、そういうことを急ぐばかりで、一番大事なこういう仕事は、ほつたらかしてと言つておる。これは御無礼で、そんなことはないと思つておるが、一体これはどうしようにしようと思つておるのか、これをひとつお尋ねしたい。

○稲葉國務大臣 法務局、それから支所、いわゆる登記所の事務が非常にふえて人手が足りない、そのために部外者に頼んだり、場合によっては書類を持ち出したりして国民に非常な迷惑をかけている実情はよく把握しておるつもりでございます。ことに綱紀紊乱、汚職事件などを起こしてまはつたらかしておいて、法務局長を法務局長にする、そんなことばかりやつておつて何だと、先ほ

どは顔から火の出るようなおだて方をされたり、今度は百八十度、えらい目の玉から火の出るようなおしかりを受けたらしいと申すわけでございますが、ごもっともだと思っております。

それにつきましては、予算時期になりますと必ず法務省の全司法労組の諸君も見えまして、よく懇談するわけですが、もっともな点が非常に多いので、民事局長を通じて、やや不十分でありますけれども、年々充実しつつあると思っております。ですから、民事局長から、どういふ点がどういふふうに充実しつつあるかという点の説明をお聞きいただきたいと思っております。

○香川政府委員 御指摘のとおり、昭和三十年ごろから四十八年ごろにかけてまして、高度成長に伴って登記事件が急増してまいりまして、確かに現在におきましてもいゆる職員の絶対数が不足しておる事実も否定できないと思っております。ただ、御承知のとおり総定員法のもとで国家公務員の増員抑制、これは政府の大きな一つの施策でございます。すし、今日のように不況のさなか、失業者が出る、倒産があるというふうな時代におきまして、いかに職員数が足りないからといって、ただ増員をもって対処するというわけにもまいらない事情はひとつ御賢察願いたいと思っております。

さようなことで、事務処理上御指摘の部外応援というふうなものを得ておることも事実でございます。まして、五十年の後期に実態調査をいたしました結果、人数に換算いたしました約千五、六百名から千七百名ぐらいの部外応援を得ておる実態と思っております。この中身はやはり先ほど仰せの司法書士、土地家屋調査士の補助者、それから市町村その他公共団体の職員というものによつておるわけでございます。

これはちょっと御理解いただきたいのは、司法書士、土地家屋調査士の補助者の部外応援と申しますのは、そのような者が国民にかわつて謄抄本の交付申請をするわけでございますけれども、大都市の登記所におきましては即日謄本を交付するというわけにまいらない事務の遅延があるわけ

でございます。そういういたしますと、非常に国民に迷惑をかけるわけでございます。そういう場合に司法書士の補助者なり土地家屋調査士の補助者によりまして、御承知の謄本作成のコピーの機械による複写作業を手伝つてもらふというふうなやり方をしておるわけでございます。

また、地方公共団体、市町村等の職員による部外応援の実態は、先生御承知と思ひますけれども、土地改良法による土地改良事業の結果の登記とか、あるいは道路施設による道路地の買収等の登記とか、あるいは土地区画整理の関係の登記事務、こういふもの、あるいは国土調査法による国土調査の登記事務というふうなものは大量の事件がどかどかと登記所に集中的に持ち込まれるわけでございます。そういう事件の持ち込まれる登記所というのは、どちらかと申しますと地方のわりあい田舎の方でございますので、これに対応する登記所も小規模で少人数しか職員がいない。そこで市町村の職員にいろいろの弊害を生じない事務の手伝いをしてもらつておるというふうなことが御指摘の部外応援の実態でございます。

さような状況にあるわけでございますが、これに対処するためにどのような措置をとるか。率直に申しまして、私どももいたしまして何と云つても大幅な増員措置によるものが望ましいことは当然でございますけれども、これは幾らそう申しまして、今日の時世のもとで全部増員によつて解決するといふふうなことは、かえつて国民の側から批判を受けることではなからうかというふうにも考へるわけでございます。したがつて、財政当局にもお願いいたしましてできる限りの増員措置、私は、結果的には数字的にはそれは三けた台のものでもありまして、今日の情勢からは十分財政当局としては理解を示した増員措置はとつていただいております。思つておるのでござい

ます。ただ、その増員措置だけでは足りませんので財政当局にお願いいたしまして、先ほどちょっとお言葉にございましたような臨時職員、つまり私どもは賃金職員と申しておりますが、賃金をも

つて職員を雇い入れてまして、そして繁忙対策に対処するといふふうなことにいたしておるわけであり

ます。予算的に申しますと、賃金予算を基本にして考えますと、昭和五十一年度におきまして賃金職員を千名ぐらい措置していただいております。先ほど申しましたところまでにはまだまいりませんけれども、そのほかにできるだけ機械化できる事務は機械によつて処理する、つまり能率機具の導入とかというふうなことも極力予算措置を講じまして対処しておるわけでございますけれども、これで十分とは決して考えていないわけでありまして、このような方向で何とか国民に御迷惑をかけるない登記行政をやつてまいりたいということで一層努力いたしたい、かように考えておるわけでございます。

○鬼木委員 決して十分でないと考えておる、十分でないどころか全然だめなんだ。局長は実態をよく把握していらつしやらぬですよ。決して十分でないと思つておられます。十分でないと思つておるならいならわれわれ質問をしませんよ。こんな陳情なんか出やしませんよ。全然だめなんだ。しかも、部外者の応援なんというものは無報酬でや

つておる。いまあなたのおっしゃる通りに、ある一定期間になさなければならぬ道路工事なんかある、それによつて登記事務に移さなければならぬ、だつたら市町村あたりからおまえたちは応援をやらなければ登記事務はやらぬぞ、そういう卑劣なことをやつておるんじゃないか。しかも無報酬なんだ。臨職といふのは賃金制度で、それは予算化されておる、千名分取つておられる。賃金制度といふのは、これはパートタイムみたいにい

ころか全然だめだ。十分でないといふことは、あ

る程度やつておつてまあもうちょっとと、こういう場合に十分でないと言ふ。あなた、言葉の意味知つていますか。御存じですか。そんないいかげんなことを局長ともある者が、十分でない、十分でないからこうして陳情も出ている。

本年度において法務省は二千八百六十二名職員増の要求をしておられる、それで五百七十八名認められておるように私は承つておりますが、では昨年度はこれだけで、本年度はどうなつた、どれだけ補強した、その実態をひとつはつきりおしやつてください。

また、それがわからなければ、東京法務局の場合はどうなつておるか、それで大体全国のあれはわかりますからね。職員数が何ほで、臨職が何ほで、部外者の応援は何ほ、ちょっとそれを示してください。

○香川政府委員 いまお示しの増員数は法務省全体の数字でございますが、問題になつております法務局関係だけについて申し上げますと、御承知のとおり定員削減の措置がございまして、削減後の純増分だけについて申し上げますと、昨年は定員削減を受けてまして増員が認められて、差し引き純増が法務局全体で百七十八名でございます。本年度はいま申しました削減を受けて増員されて、差し引き純増が百二十名でございます。

賃金職員につきましては、本年度予算で、先ほど申しましたように職員に換算しまして約千名分でございますが、五十年度は約八百名前後の数字にならうかと思ひます。

○鬼木委員 いや、東京の法務局の実態はどうなつておるか。正式の職員と臨職と部外応援者。

○香川政府委員 ちょっと正確な数字は自信がないのでございますが、私の記憶によりますと、昨年は東京法務局分としての純増がたしか六名、本年度は九名を予定いたしております。賃金職員につきましては、東京法務局は現在、職員数に換算いたしますと二十三名分にならうかと思ひます。

○鬼木委員 部外者の応援は。

こういった面からの規制も効果を發揮しているのではないかと考へております。

○鬼木委員 その効果が非常に上がっている、なおまた、芸能人の入国した状態、拒否された状態、詳しくお話を聞きました、非常にいい傾向であるといふことはまことに同慶にたえません、外人の資格外のバンドマン等芸能人なんか、それをキャパレーやあるいはクラブあたりに仲介をするいわゆる呼び込み屋といふますか、口きき屋といふか悪徳ブローカーといふますか、そういうような者がある。これはもぐりですか。これは職安法にも関係しますし、労働省の方も関係しますが、警察の方が見えなくなっていますか。——大變御苦労でしたが、こういう点は警察の方ではおわかりでないでしょうね。何か問題が起れば、それを検挙されるということは皆さんのお仕事だと思ふが、こういう悪徳ブローカーみたいなものによつてのもぐり外人といふような者の実態はおわかりないでしょうね。

○四方説明員 御質問のとおり、警察の場合には具体的な被害等をキャッチいたしました場合に捜査に乗り出すということで、先生御指摘のとおり、具体的に数字等で把握はいたしておりません。たとえば、昨年の場合に、静岡県警でフィリピンから前後十六回ばかりにわたつて合計八十名のバンドマン、ホステスを日本に連れてきておつたという事件を検挙した。その後は神奈川、千葉、和歌山等でタイ国あるいは香港等から女性をだまして連れてきて、最後には軟禁状態に置いたり、あるいはおどかして売春までやらしておるといふ事犯を検挙いたしております。

○鬼木委員 警察としては、そういう事態が起れば当然検挙といふことで最善の策を講じられると思ひますが、これは大半が少年、少女ですからね。まだ義務教育も終えていないような中学校あたりの女の子なんかを、口きき屋とか悪徳ブローカーによつてだましてそういうところへもぐらせ

る。そういう点において、少年保護といふ意味から、かつまた防犯といふ意味から、警察ではそういうことを事前にキャッチできませんか。

○四方説明員 もぐり芸能プロダクションと呼ばれておるようなものが、電話で募集をしたりあるいは広告で募集をしたり、それによつて少年、少女多数が被害を受けるという事犯はお話しのようになつておるわけでございます。毎年十件前後の悪質もぐりプロダクションの検挙をいたしております。いづれも少年保護の見地から児童福祉法違反等で検挙いたしております。最近も御存じのとおり、例の大原みどりの事件は警視庁の少年二課の方で事件を洗つております。これは詐欺罪でございますけれども、少年課でやつておるといふのはあくまでも少年保護の見地からであります。

したがつて、そういう事犯が後を絶ちませんので、新しい今日の社会に見られる少年の福祉を害する犯罪としてとらえまして、従来そういう通達を出したことがないのですけれども、警察庁からことし一月にも通達を出しまして、常に新聞広告とかいろいろな情報の収集に当たつて、少しでもおかしながあれば内偵を進めて、職業安定法違反とか児童福祉法違反等で迅速に検挙するよう示達いたしておりますので、そういう悪い者が大手を振つて長期間少年、少女を食い物にするという事態はわれわれの努力によつてかなり食い止められておると思つております。

○鬼木委員 先ほど局長から御説明があつておつたが、あなた方としては、警察権があるわけじゃないから、常時これを調査するとか、立入検査をするとか、あるいは取り調べるというふうなことは、多少御遠慮なさるかもしれないと思ふが、警察と十分連絡をとつていただいて、どうもあそこはいかがわしいとか何かあるというときには、警察と互いに相寄り相助けて、影の形に沿うごとくおやりいただきたいと思ひます。いまもそうやっていらつしやると思ひますが、その点ひとつ局長の御見解を聞きたい。

○影井政府委員 先生御指摘のとおり、私も人数から申ししても、また権限から申ししても、いろいろ制約がございますので、警察との協力といふことは当初からやつております。最近、資格外活動事案が急にふえましたので、これに応じまして当初から警察の協力を仰いでおりますし、私もどなたかからしては十分な協力を得ていふふうになつておると思ひます。

○鬼木委員 そこで、最後にちよつと局長にお尋ねしたいが、おかげで五項目の規制をつくつていただいて、十分効果も上がつておるといふお話を承りましたが、各方面からいろいろな通報が来るというところもいまさら承つた。各方面から通報が来ることに耳を傾けられることもむろん大事なことだ。だが、積極的に芸能人の組合とか、プロダクションの組合とか、あるいは演奏家組合とかいう組合の方の意見を聞く、あるいはそういう方に来ていただいて結構だと思ふ。来ていただいて、どうですか、皆さんお困りになつておることがあるのじゃないですか、あるいはあなたの方の気づいていらつしやることではないですかというふうに声を聞くといふことは積極的にはおやりにならぬですか。

○影井政府委員 入国管理事務所というところが一般的に日本の国民とはほとんど縁のない役所である。そこで、どういふことをやつていられるかといふことを御理解いただくという意味で、いろいろ私ども広報活動をやつていられるつもりでございます。先ほど申し上げましたように、地方都市においても資格外活動がありました場合に、入国管理事務所なりその出張所の方に通報いただけるようになりつづつておると思ひます。

それから、ただいま御指摘のような、たとえば日本人の芸能人の組合等の意見を聞いたかどうかといふこと、これは私ももちろん喜んでやつております。それからまた、ごく一部ではございませぬけれども、そういう活動を始めておる事務所もございませぬ。これを逐次広げていきたいといふふうになつておると思ひます。

○鬼木委員 私の考へておることをすてにやつていふところもある、まことにうれしく思ひます。それでは、時間が非常に超過しまして大臣もお疲れと思ひますけれども、もう一点ひとつごしんぼう願ひたい。

密入国の問題で一つお尋ねをしたのですが、全国で警備官が七百名足らず、六百九十二人といふ話を承つた。私どもの九州全体で三十名足らず、福岡が二十名、鹿児島に十名程度です。これは沿岸から夜陰に乗じて密入国をどんどんやつてくる。わづか三十名ぐらいで九州全土どこへ上がつてくるかわからぬ。これはどういふふうになつておるのか。現状は一体どうなつておるのか。警備官がわづか六百名か七百名でございませぬか。

○影井政府委員 入国警備官の定員は、御指摘のとおり七百名弱でございまして、しかも、そのうちの相当数の者、百名以上でございませぬが、これは入国審査官が臨船審査に行く場合に使用いたします舟艇、ボートでございませぬが、この乗員、また事務所との併任等がございまして、人数はきつめて少のうございませぬ。しかしながら、密入国の防止につきましては、警察それから海上保安庁の御協力と申しますか、と連携をいたしておりますし、また、その間の意思疎通をするために、一年に一度ぐらいかなり大規模の会議を行つておると思ひます。

○鬼木委員 そうしますと、あなたのいまのお話を承つておると、六百九十二名ぐらいで、七百名足らずで警備官は完壁だ、十分だといふ御意見ですか。

○影井政府委員 もし誤解をお与えいたしました

ら、私の言葉不足でございますが、もちろん私も十分とは思っておりません。この体制の強化というものを図っていかねばならないと考えております。現実の問題といたしまして、たゞいま当面の措置といたしまして行っております措置の一例といたしまして、警察、海上保安庁との協力ということをお願いしたのでございまして、入国警備官が現在の人員で十分であるという意味では全くございません。

○鬼木委員 そうでしよう。だから、私が言っているのは、それはむしろ海上保安庁もありませんし、水上警察署もありましようと思っておりますが、警備官が七百名未満で、手取り早い話が、先ほど申しましたように、九州全土に三十名しかいないというようなことでございまして、大体い国内の密航者の実態は把握しておられますか。どのくらいおられますか。これも非常に諸説ふぶんだが。

○影井政府委員 もぐって入国する者の数でございますので、これはどうしても推定しかできないわけでございます。人によりましては十万以上と言う人もございまして、また五万ぐらいいはなにかというふうに見積もる者もございまして、従来、私どものいままでの経験と申しますか、まあ一人密入国者を発見できる場合には、そのほか大体三人ぐらいの潜在密入国者があるのじゃないかというふうなことを言う者がありまして、それによりましてもちろん明確ではございませんけれども、大体五万から十万の間ではないかというふうに見積もっております。

○鬼木委員 私もそのように聞いています。ある人いわく、五万ぐらいいだろ、またある人いわく、十万ぐらいいだろというふうなことで、五万から十万の間の非常に幅の広いことを聞いておりますが、これはなるべく送還するようにやっておりますが、これはなるべく送還するようにやっております。なぜならば、いまおっしゃるよう、一人入つてくるという事は、こちらに手引きがあるわけだから、潜在密入国者が手引きをするんだということになりますと、

国内の正しいりつぱな家庭を持つておる労働者が非常に圧迫を受ける。今日、ことに仕事がないかなくて労働者があぶれておる。職業安定所なんかの前に行くと、もう毎日列をなしておる。それで仕事にあぶれておる。ところが、そういう密航者は、非常に低賃金で、しかも重労働。雇い主は、労働基準法もくそもありません、安い賃金で奴隷のごとく仕事をさせておる。そういう悪い雇い主がまたおるわけなんです。そうしますと、正しい、善良な、善良な労働者が非常に困っております。これは大きな社会問題であります。だから、それを労働省あたりも盛んにウの目タカで早く送還して欲しい。そういうのはなるべく早く送還して欲しい。

ところが、これは去年も大臣にお話し申し上げたと思うが、九州の大村から送つておりました。そこに今度りつぱな収容所が建ちました。だけれども、これも三百名しか収容できない。横浜にも収容所——まあそれは私が言わぬでもあなた方がつくられたんだから。だけれども、あれは他の外人の収容所だから別。そうなりますと、国内には五万から十万おる。それを収容しておるのは大村で三百名。船に乗せていくときには二百名しか乗らぬ。去年までは年に二回しか送らぬ。ことしから三回送つておる。三回送つたつて六百名。こうなりますと、正式にパスポートを持つてきた人はばかを見て、密航してやつてきた者は裏街道でいいかげんなことばかりやつているということになるわけですね。だから、そういうのはなるべく送還して欲しい。もつと船を何回も出す。なるべく国内のそういうのは全部ひっ捕らえて収容する。収容所だつて三百名しか入らぬ。これはまた大臣の方の問題かもしれぬけれども、大臣、どのようにお考えいただけますか。

○稲葉國務大臣 密航労働者がどういふところで働いているか等の調査は、やはり労働大臣にしてもらわなければいかぬと思つてます。ですから、そういう労働法秩序の維持は第一義的には労働大臣の所管でございますので、労働省とも入国管理局を通じて密接な連絡をとり、そういう密航者であつて低賃金の労働者によるわが国の労働者の圧迫、労働秩序破壊の事実を摘発して、なるべくよい送還するという鬼木さんの御要望というが、御意見は全くそのとおりで、文句はございません。どうしてそういうふうなやつてもらわなければならぬのですから、よく労働大臣とも、そういう御質問のありましたことを機会あるごとにならして、そつちの方の係とこつちの方の入国と密航に連絡をとるよう、あなたの方も頼む、こういうふうな措置したいと思つておる。

○鬼木委員 大臣のおっしゃるとおり、これは私、先ほど申し上げましたように、労働省としても、ウの目タカが目、一生懸命やはり摘発しようと思つてやつておるわけなんです。だけれども、密航者というのがなかなかわかりませんから、実際の話が御苦労だと思つておる。おれは密航者だと自分から言う者はおりませんから、これは非常に困難なことだと思つておるけれども、なるべくそういうのはつかまえて、これを収容所に収容する。そして速やかに送還する。収容所もつとつとつて収容する。そして船を何回も出して送り返す。三百人や二百人ぐらいいの船でなくして、もつと大きい船をつくつて出すというふうな措置を、ひとつ稲葉法務大臣の政治力によつて、現關係の最も重鎮で、また火の出るようなこととおっしゃるかもしれぬけれども、ひとつそういうところをやつていただきたい。実際私は大いに期待しているのです。そういうことですから、大変遅くまでお疲れになつたと思つてすけれども御承願したいと思います。

それでは、時間が経過してはなはだ恐縮千万でございますが、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○木野委員長代理 受田新吉君。

○受田委員 稲葉先生今晚は、御苦労でございます。私、稲葉法務大臣は先生という名称が非常に当たる大臣であると思つておる。御自身大学の教授

でいらつしやるし、法学の権威でもあるし、めつたに言わぬことですが、きょうはあえて稲葉先生に先生という名称を用いて質問させていただきます。

稲葉先生は、現在の日本國憲法に対する御認識におきまして、ある意味の憲法学者としての定見を持つておられることを私はよく知つております。それで、あえて稲葉先生のお話を導き出すというふうな意図でなくて、本當に日本國の憲法の制定の由来等を考へて、この憲法の掲げている自由主義、平和主義、基本的人権の尊重、こうした基本原則が新しい國づくりに貢献をしてきておることも私よく知つております。

そこで、法と道徳との關係でお尋ねしたいのでございますが、罪刑法定主義、憲法の三十一条これは大臣もちよつと御自身でタッチしておられる大事な事件に關係する規定ですね。「何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」これは罪刑法定主義の考え方が流れている規定と思われませんか。どうでございますか。

○稲葉國務大臣 ざつぱり罪刑法定主義を規定したものであると思つておる。

○受田委員 そうしますと、この規定が、ある行為を犯罪と見る、そしてそれを犯した者に刑罰を科するというときに、あらかじめ法律をもって罪刑を定めなければならぬという要件を持つておるものかどうかです。

○稲葉國務大臣 鈴木審議官に答弁させます。

○鈴木説明員 罪刑法定主義の要請の中で一番大切であるというふうには私どもが理解いたしております。それは、犯罪となる行為につきましては、その行為が行われる前に、あらかじめ、こういう行為は犯罪になるということを法律でもつて明らかにしておくということが罪刑法定主義の最も重要な要請である、このように理解いたしております。

○受田委員 そうしますと、一定の行為を犯罪とするというとき、それが正義の要請にこたえないければならないものであることが前提になるかどうか

かです。

○鈴木説明員 この犯罪とされます行為のうち大部分の行為は、およそ人間の社会においてそういう行為をしてはならない、それは道徳的にも悪であり、またそれが他人の生命、身体、財産その他の利益を害するといふ意味でも反社会的な行為である、こういう行為に対してこの刑罰という制裁が科せられるのが通常でございます。

ただ、刑罰法規の中には、そのほかに、もともと悪い行為ではないけれども、そういう行為を規律いたしませんといふような弊害が出てくるというところから犯罪の対象になるような行為もあるわけでございます、たとえば自動車の左側通行ということ、左側を自動車で運転するということは必ずしも道徳的にそうでなければいかぬということではございませんけれども、やはり交通秩序を維持するためには左側なら左側、右側なら右側を通らなければいけない、こういうことで定められた刑罰法規もあるわけでございますが、大部分の刑罰法規は、先ほど申しましたように、道徳に基礎を置いて、道徳に反する行為、かつ他の人々に迷惑をかける行為、こういうものを処罰することには正義の要求である、こういうことで犯罪にされるものでございます。

○受田委員 同時に、憲法上の規定に掲げてある諸自由を尊重するといふ背景がなければならぬ。いかがですか。

○鈴木説明員 まさに御指摘のとおりでございます。

○受田委員 稲葉先生、いま法律論争を審議官とやつたわけでございます。この憲法第三十一条は、犯人のマグナカルタというか、あるいは善良な国民のマグナカルタという形、この点がただされなければならぬ。これは三十一条から三つと五、六条まで続く問題でございますが、そこで今度のロッキード事件、このロッキード事件にこの三十一条の精神を用いることになる、非常に厳しい制約を受ける、つまり犯人の捜査に当たって、そうお考えではございませんか。

○稲葉國務大臣 なかなかむずかしい御質問でございます。ロッキード事件についていろいろ容疑者があり、それが刑事訴訟法という法律手続で起訴をし、それが確定判決を受けて刑罰を科せられるという道順を踏むについて、憲法三十一条の掲げる要件に嚴格に当てはめるように捜査するのはむずかしい、そのとおりだと思います。そうだろうと思います。

○受田委員 そこで、この間の国会で、最後に民主党がすでに自民党との間で約束をし、さらにそれが結局同工異曲で五党の申し合わせになったあの大事な一項、政治的道義的な責任において処理の必要が起つたときの精神に及ぶわけでございます。つまり、三十一条の精神をもつて罪刑法定主義を唱えんとするならば、一々それに当てはめていくことになる、その自由を奪う、生命の危険があるとかいうようなところなかなか捜査の厳しい制約を受ける。しかし、政治的道義的な問題として、この問題を、捜査の過程においてもこれをたださなければならぬという場合がある。法務大臣はこれに大変抵抗されたのでございすが、しかし国会の意思は、五党の最後の申し合わせによりまして、捜査の過程で、いわゆる公益優先というような問題、正義の立場というような問題等を含めた政治的道義的な問題として、捜査の過程においても高官の名を發表することがあるといふ意味に理解してよろしいかどうかでございます。

○稲葉國務大臣 憲法第三十一条は、刑罰を科す場合の手続は法定手続によらなければいかぬ。すなわち、刑事責任を問う場合の規定でございます。政治的責任、道義的責任を追及する場合の手続は法定されていなければならないという規定ではないわけですね。そうして、法務省、検察庁の法秩序維持の任務は、刑事責任を追及するのが分限といふか限界といふか、そういうことでございます。

「木野委員長代理退席、竹中委員長代理着席」

犯罪になるかならないか、罪刑法定主義によってちゃんと構成要件を定めた刑法典に当てはまるか、刑法典に規定する犯罪になるかどうか、そういう点については私どもの分限でございますけれども、そういう規定に当てはまらないものについて、それは刑罰にはならないけれども、社会的な、また廉直を要求される国家公務員や、それから品位を保つべき議員に対しては、それ以上の道義的な政治的な責任があるわけですから、あの民主党と自民党の協定の中にも、また議長裁定の中にも、国会は、ロッキード事件について道義的責任を追及する場として、こういう文句があるのは、それが非常に正しい分析の仕方だと思っております。

○受田委員 先ほどちょっと質問が出たようですがけれども、私の質問しようとするところと当たるか当たらないかでございますが、この捜査の過程におきまして、法務大臣には検察官に対して指揮権の発動をなし得る権利があるわけですね。法務大臣の一般的な指揮監督権というのは、これは一般行政と同じでございますが、特に検事総長に対する特定の事件の取り調べ処分についての指揮権の発動、これは法務大臣はやらぬといふ御意見を国会で開陳されておるが、そのとおりでございますか。

○稲葉國務大臣 消極的なやめろといふ指揮権も、こういうふうにはやれといふ指揮権も、積極的、消極的の両面の指揮権は、この際、検事総長の意思に反していたすようなことはよろしくない、やるべきじゃない、こういうふうには思っております。

○受田委員 現在の検察当局の捜査状況というものは信頼するに足るといふ前提でございますか。

○稲葉國務大臣 信頼するに足るといふ前提でございます。

私は、この事件は非常に難事件でございます。非常に重大な責任が法務大臣にある。しかし、直接捜査に当たる者は検察庁でありますから、そのトップにある検事総長を信頼し、まあ神

よ仏よと言いが、神よ閻魔よ検事総長よという気持ちで見守つておるといふわけでございます。○受田委員 稲葉先生の――あえて先生と申さしていただく稲葉先生の崇高なる使命感、信念に敬意を表します。と同時に、検察当局は、この法務大臣に信頼されておるといふことにおいて、最も大きな責任を感じてやってもいい。バイブル詩編百二十五に、「エホバよ、主に信頼される者は動かされることなく、とこしえなるシオンの山のごとくである。」法務大臣、好きな詩ですね、どうでしょう。

○稲葉國務大臣 まことに感動をいたします。○受田委員 稲葉先生がこの問題に深い信頼感を持って、神に誓つて間違いない道を歩もうとしておられること、私、それを信頼いたします。そして、この問題の処理に消極的にも積極的にも指揮権を発動しないということであるだけに、検察当局は、この日本の国民的規模で期待されている醜悪なる事件の結末を正義のやいばでつけてもらうことを要求申し上げておきます。

次に、憲法第三十六条、公務員は残虐なる刑罰を一切やらないといふことでございます。これは正確には、憲法の三十六条の規定に、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」といふこと。そうすると、大臣も特別職公務員、それから刑を執行する刑務所の死刑執行官も公務員、その公務員が、死刑というものは最も残虐なる刑罰ですね、その死刑を行うということ。とにかく法務大臣は死刑を執行せよといふサインをされる。

ちょっとお聞きしますが、大臣、一年有半にわたる法務大臣在任中に、死刑の執行をサインで命ぜられたことがあるかないかです。

○稲葉國務大臣 死刑の執行を署名したかという点につきましては、法務省の従来の慣例上、したとか、一件もないとか、何件やりましたとか、そういうことを世間に発表しないという慣例があり、世間からもまた国会からも、従来そういうふうには容認されておるところなのでございます。

で、この際その御質問にお答えをいたしますことは、従来の慣例を破りますので御想像願いたい、こう思っております。

○受田委員 法務省は、過去一年間に死刑の執行をやった数が何人あるか、これは発表できると思うのです。それも発表できないのか。死刑執行者は全部発表をしないというところが法務省にあるとするならば、これはまた大変な問題があるのです。裁判所において死刑の判決を受けた受刑者は何人おられるか、これはわかるはずですね。裁判の秘密じゃないはずで、こういうことは、ちょっと発表してほしい。

○鈴木説明員 先ほど大臣から申されました趣旨、すなわち、どの時点でどの程度の死刑の執行が行われたかということにつきましては、従来からの慣例で発表するのを控えていたというわけでございますが、ただ、死刑の執行が一体どの程度行われているのか、あるいは死刑の言い渡しなどの程度行われているのかということにつきましては、特に秘匿すべき問題でもございませぬので、従来私どもの方からは、大体五年間ぐらいの間どの程度の死刑の執行が行われてきたかということ、いろいろの機会に申し上げてきておりますが、最近の五年間でございまして、死刑の執行人員は五十七名でございまして、平均いたしまして一年に十名ぐらゐということになっております。それで、裁判所で言い渡されます死刑の判決につきましては、これは統計等も公表されております。毎年公表されておるわけでございますが、昭和四十五年から四十九年までを見ますと、四十五年には十四人、四十六年には六人、四十七年には八人、四十八年には四人、四十九年には二人、こういうことでございます。

もう先生御承知だと思えますけれども、日本における死刑の言い渡し数、あるいはこれに応じて死刑の数も同じでございますが、戦後次第に減少してきておりました。戦後非常に多かつた時期には年平均二十名、三十名という執行あるいは言い渡しもあつたわけでございますが、最近では、ただ

いま申しましたように、平均いたしますと年に十人ぐらゐの執行、それから判決の言い渡しも、先ほど申しましたように、ここ数年一けたというふうなことになるので、執行についてもこれに同じく減つていくのではないかと、うように思っております。

○受田委員 審議官、死刑の執行で、その執行の仕方は残虐なる方法を用いておられるか、安楽なる方法を用いておられるか、御答弁を願いたい。

○鈴木説明員 現在、この死刑の執行は、刑法に「絞首シテ之ヲ執行ス」ということになっておりまして、先生も御存じだと思いますが、首になわをかけた上、その床を外すということによりまして執行することになっております。

それで、この絞首という方法が残虐であるかどうかという点については、見方もいろいろあるうかと思われましても、たとえば、絞首のほかに行われておりますガス殺あるいは電気殺というような方法を用いておる国もあるわけでございます。これらの中でどれが一番安楽な方法であるのかというのは、なかなか決めにくい面もあるうかと思つて、少なくとも、たとえばガス殺等を見たという人の報告等によりますと、大変苦しんで、まあ引きつったような顔をして死んでいくというのに対して、絞首という方法では、これは瞬間的に、それから死亡する前に、意識を失うというふうなこともございまして、これは見方にもよりますけれども、少なくともほかの死刑の執行方法に比べて残虐であるということは言えないように思っております。

なお、最高裁判所も、この絞首という方法による死刑の執行は残虐な刑罰ではないというように判断しておるわけでございます。

○受田委員 首を絞めてつり下げるのが残虐な行為でない、そういう解釈が成り立ちますかね。これは残虐なんですよ。そうして生命を断つので、首をなわで縛つてぶら下げて殺すのが残虐な刑罰でないという最高裁の判決は、いつ下つたわけですか。その文句を讀んでいただきます。

○鈴木説明員 ただいま正確な最高裁判所判決の日付を覚えておりませんが、昭和三十年代に下された判決でございます。

○受田委員 ここまで詭弁を弄する判決があるとするならば、首を絞めてぶら下げて殺して残虐でないなどという説明は私にはいただけません。これは公務員の拷問または残虐なる刑罰を禁止している憲法の精神にも反するわけですね。そういう考え方でその絞首台に上らせて、そうして首を絞めてぶら下げてたんと落として、何分かの後に死を待つて処理をするという行為は、終戦の直後に行われた残虐なる戦争犯罪人処刑で、われわれはいやというほど体験したので、

私は、憲法三十六条の精神を——法務大臣は、この憲法三十六条は別として、憲法をある程度改正をしたいという御希望を持っておられるわけなんです。それで、その御答弁を願いたい。

○稲葉國務大臣 私は、日本国憲法の主権在民、民主主義の原則であるとか平和主義であるとか、最も近代的な憲法の中核をなす国民の基本的権利、自由の擁護、人権尊重という原則は堅持しつつ、なおかつその実効性、実際の効能が上がるように、漸進的に改正すべき点もたくさんある、こういうふうな思っております。ただ、改正するまで現行憲法を擁護し、これを尊重すべきことは当然でございます。そういう点については去年の憲法問題のときに多少皆さんにも申し上げたわけでありました。

ただ、死刑の存廃につきましては、刑法上最も重要な問題の一つとして論議があり、法務省の先輩である、刑事政策の大家と言われる正木亮さんなどは廃止論者だ。その弟子である、私どもの同級生にたくさん廃止論者があります。たとえば向江璋悦法學博士。ことに向江君などは憲法第三十六条を根拠として、残虐な刑に当たるから、憲法違反になるから、死刑を廃止すべきだ。ただ三十六条の厳密なる解釈として、拷問及び残虐なる刑罰を科してはならないということが、直ちに死刑

はこれを廃止すると書いたのと同じことになるかという、これは憲法学者間にむしろ消極論が多いんです。御承知のとおりです。西ドイツ共和国基本法百二条のごとく、死刑はこれを廃止す、こういうような明文があれば、これは死刑廃止論者にとっては一番明確なんです。事実三十六条の残虐なる刑に当たるから廃止すべきものだ、という廃止論をも含め、あらゆる角度から慎重にこれは検討しておるところでございます。

ただ、いまなお凶悪な犯罪が後を絶たず、国民の大多数も、死刑に凶悪犯罪抑制の特別な効果がある、一般的な警戒心を国民に与えて、残虐な、それこそ凶悪な犯罪を防止する効果があると思つておられるというふうな世論調査では思われます。すなわち、死刑の廃止に賛成する者が約二割というところを見ますと、そういうこともありますので、鋭意目下検討中ではありますけれども、いま直ちに受田先生おっしゃるような、三十六条の残虐なる刑に当たるから死刑は廃止するが、いいというふうな結びつき、そういうふうな決断する、そういう段階ではないように思つておられます。

客観的にそういう状態でありまして、踏まえ、おまえ自身はどうかこうかということ、この際ひとつ私は答弁を控えていただきます。

○受田委員 稲葉先生に憲法改正はどういうところを改正したらよいかと聞こうと思つたんですが、残虐なることになると危険もありません、それはお尋ねしません。

私がいま結びつけたというわけではないんですけれども、この残虐なる刑罰というものは、これはやはり生命を失う段階において、その人の安楽に死にたいという基本的権利もあるわけなんです。それを抑えるわけですから、その意味では、死刑にすることと死刑の執行の仕方が残虐であること、要素が二つあるのです。だから、刑罰として死刑というものは残虐な刑罰ですよ。何といつても、残虐ですよ、殺し方としては、間違いないです。だから、大臣も殺せとサインすることは、

残虐な刑罰であつて、本当は憲法違反の命令を下すわけだと思ふ。これは見方がある。ボン基本法の百二条に言うように、すかつて死刑の廃止が書いてあれば、これは明確でございますが、憲法第三十六条を日本国は遵守しなければならぬという意味から言えば、公務員は拷問とかあるいは残虐な刑罰というのをやっちゃならぬということにやはり当たりますよ。命令を下す方も執行する方も、残虐な刑罰をやつておる。この文章を素直に読むときはそれに当たる。しかし、それとはまた別に、死刑というものは廃止する方向に行く。高度の文化国家になった以上は、別途道義的な世界で、私がさつき申し上げたように法律と道徳、道徳の世界をもつと高めて、こういう罪を犯さないようなよい環境をつくつて、自然に社会人がその中から極悪の刑の執行を受けるような人生まないように育てる道義世界をつくることです。そこから自然に、手厳しく法律で決めても守れないものが道徳の世界で美しく築かれていく。大臣、そういう高度の文化国家らしい日本を、平和国家を築くために、死刑というものについては角度を変えて、高度の文化国家らしい国づくりをすることに、死刑が当然廃止されるような情勢を政治的につくつていかなければならない。イソップ物語の、風と太陽とが旅人のマントをどつちが脱がすかと争うた。風が強くまづ吹きつけた。マントをはぎ取ろうとした。ところが強く吹けば吹くほどマントを体につけた。一方で太陽がにっこり笑つて、ぼかぼかと暖かい光を送つたら、旅人はマントを脱いで手に下げて悠々と歩き始める。どつちが勝つたかということですね。法律、罪刑法定主義は結構、されど同時に、道義の世界を高く築いて、法の網をくぐつて犯すような人をつくらぬ社会をつくる。法務大臣の任務はそこにある。罪を防ぐ、予防する、犯罪を犯さないようにするというところに法務省にも責任があると思ふのです。そうじゃないですか。

○稲葉國務大臣 それは大いにありますことは、私は申し上げるまでもないと思ひます。それから、犯罪を予防することもあれですが、やはり社会秩序を守るためには、犯罪を犯した者を法的手続に従つて処罰することは、この三十一条等に認めていられるわけですね。そうして、どうでしょう。一般的にいかなる刑罰でも、刑罰を受けるその人にとつては、それは残虐なんじゃないでしようか。

ただ死刑などになりますと、執行の仕方いかんによつては、昔の少しづつ鼻をそいだり耳をそいだり、その次は手もやり、そういう死刑の執行の仕方は、文字どおりそれは残虐だ。だから、死刑の存廢論に關して、死刑そのものが一般的に言つて残虐なんだということになれば、刑罰全般が、やはり刑罰を受ける個人にとつては残虐ということになるかと思ひます。そういうことのないように教育や文化の程度を高めて、悪いことをしな社会の建設は理想でございますけれども、浜の真砂は尽きるとも世に盗人の種は尽きまじといつたようなことがあつて、なかなかそこいかにぬから仕方なくこういう刑法、しかし、それも公務員のでためてやつちやいかぬから罪刑法定で、あらかじめどういふものが罰になるか、そのものについてはいくらい量刑が行われるのだということを知らしめておくということが、現在行われる精いっぱい文化的な制度であるというふうに思わざるを得ませんのですよ。

○受田委員 はい、わかりました。いま、相当な震度の地震が来たわけですから、法か道徳かで道徳を説きよると、こういう警告が出るわけですね。だから、ちよつど私の質問のときでなくて大臣の答弁のときにあつたから、やはり死刑を廃止せよという天の声じゃないか。

そこで、常に人間を大事にするという意味で、いつも感じるのですが、私の知っている人たちが刑務所に入る、そうすると、非常に勤務がよくて改悛の情が顯著であるというので仮出獄の恩典に浴する。ところが刑法の二十八条には、懲役または禁錮に処せられた者が改悛の情が顯著であれば刑期の三分の一を経過した後は仮出獄がで

る。私はあの出獄の獄という字が非常にいやなんです。あれは地獄の獄ですから、監獄法のこんな……。いまの刑法になつて「仮出獄」——仮出獄というの、これはいやだね、この言葉は。ほんのちよつとした出来心で間違ひを起して刑務所へ入つた。しかし、改悛の情が顯著で本當に生まれ変わつても、いま現に山口刑務所に入つて本當に善良な人がおるのです。刑期の三分の一は過ぎている。仮出獄の要件が、まだそれができていないのです。本當に改悛の情が顯著で、だれが見てもわかる、もう刑務所の所長も言うておつた、模範的な人だと言つておる人が、それがやはり何か刑期の三分の一を超えても、本當は二分の一とかなんとなつておるような内規があるのですか。法律にうたつておれば三分の一でさつと出していいじゃないですか。もう社会に出て、改悛の情が顯著で、本當にだれが見てもりつぱな社会人になつてくれる人です。それを刑期の三分の一を超えたら当然法律の適用を受けると思つておるが、実際はやはり二分の一以上だといふ説をおる、聞いたのです。これはそういう行政審査機關とかどうか。法律で決められた規定を早く実行して、これこそ道義社会をつくるのも大事なことです。審議官。

○鈴木説明員 この仮出獄、現在では仮釈放と呼んでおりますが、仮出獄の問題につきましては、法務省の保護局の方で担当いたしておりますので、私のお答えはあつたは正確な面もあるかと思ひますので、また調べた上で正確に御返答申し上げます。また調べた上で正確に御返答申し上げます。刑法におきましては三分の一たつたら仮釈放ができるということを書いておるわけでございます。別に二分の一たつたければ仮釈放ができないというようないつたなけりょうに理解しております。

ただし、仮釈放につきましては、三分の一がたつてばすぐ仮釈放ということではございませんで、三分の一あるいはもつとたつた場合に、いま世の中へ出した方がこの人は改善するの一番適しておるかどうかということをお考え、かつ、出てから一仕事につき得るのかどうか、あるいは出ることにした居住先があるのかどうか、あるいは出ることにして被害者等の方から大変不満が出るおそれはないであろうかというようないつたなことを考慮して行つておるわけでございます。三分の一が経過しただけでは、三分の一では足りなくて二分の一とかいふような基準を設けておるということはないはずでございます。

○受田委員 はい、それは、事実上は三分の一でござつと出すことはほとんどないです。そういうところに、もう改悛の情顯著で家族も受け入れ態勢ができておる。その人というのは、いま私が申し上げておる人は、農協の金を使い込んで、それはもう弁済を全部終つたんだが、使ひ込んでおるそのこと自身に誤りがあつた。それはもうだれが見てもやむを得ぬやうな窮乏に追い込まれて使つたわけですが、私もお手伝いしようと思つておるのに、それができてない。まことに厳しいところがあるということですね。

もう一つ、保釈制度。つまり検事が起訴した、そして裁判の結論が出るまでのその途中の保釈制度。これもせっかく刑事訴訟法に規定があるにかかわらず、その保釈されるのには金がなければいけない。金がよければあれば、相当な重い犯罪を犯した者でも、もうちゃんと金を積んで保釈される、金のない者は保釈されない。兄弟姉妹までの間の人協力して救う道があるにかかわらず、金がなければ救えないという、保釈にも金の世界だといふ、これは私はいやですね。ちよつとした大物になると何百万円、何千万円と積んで保釈されるおるのです。法務大臣、不愉快な話でしよう。金で保釈というの、これはいかぬ。この制度には問題があると思ふのです。相当の大物で犯罪を犯した者は大量の金を積んで保釈しておる。新聞などでちよつとこれを読むときに、

さんに申し上げましたら、そういう点はあるので
すと言います。それじゃひとつそれを直して、
財団法人だから、経理がきちつとよくいつて
ない状態では、私、幾らやっても大蔵省がうんと
言うわけはないじゃないですか、今度の理事長は
山本忠義君、これが理事長になってあいつに來
たから、ひとついい会に——いい財団なんだし、
それから人権擁護上、これこそは、先ほど言った
ように金のために権利の擁護ができないで泣き寝
入りになるなんていうものは文化国家の名に恥じ
るじゃないか、そういうことをよく言ひまして、
今度はしっかりやれと言っているから、やってき
たら大蔵省へ大いばりて要求したい、こういうこ
とをついでに申し上げておきます。

○受田委員 局長、その待遇の実情をひとつ。

○村岡政府委員 人権擁護委員の人数は、現在全
国で一万四百人が予算定員でございます。これは
ただいま御審議になっておられます来年度予算に
おきましては百人増の一万五千人ということにな
っております。人権擁護委員に對しましては人
権擁護委員法第八条に規定がありまして、「給与を
支給しない」「予算の範囲内で、職務を行うため
に要する費用の弁償を受けることができる」とつ
まり給与、報酬、手当のたぐいは一切支給しない、
ただ実際にかかった費用の弁償をするというたて
まえになっております。これはあくまでも民間の
ボランティア活動にまつという思想がここにあら
われているものだと思いますが、そういうことも
ございまして、確かに金銭的な処遇という面では
非常に劣っておりますことは事実でございます。

その実費弁償としてどういう予算が計上されて
おるかとお申しますと、これは予算の算定の便宜上
一人当たり幾らという計算がございしますが、これ
が五十年年度予算では一人当たり九千円平均でござ
いしましたが、これはただいまの予算案では一万円
に増額になっております。先ほどの定員増と単価
の増というところで若干の改善は見ておるとい
うことでございます。

○受田委員 きょうはせつかくの機会でございます

するから、私が特に平素から問題視している少年
問題にちょっと触れます。

法務省では、すでに法制審議会等から刑法の改
正法案の提案をされており、また少年の法律につ
きましても、その関係の審議会から意見も聞いて
おられることとすし、法務省と裁判所、あるいは
弁護士会の会等というのと相談しておられると思
うのですが、私、最近の子供たちの成長ぶり、大
体十八歳になれば一応大人の世界に入ってくる
と思うのです。それは大臣も御存じのように、高等
学校を出ると、初級公務員試験に合格してすぐ公
務員になれる、警察官も十八歳でなれる、自衛官の
ごときは、少年自衛官はもつと若くしてなれる、公
務員も警察官も十八歳でみな就任するのです。こ
もかかわらず民法第三条は、満二十歳をもって成
年とするとなつてゐる。そして成年に達しない者
のやつた法律行為は一人前でないのございませ
んから取り消しをすることができるといふ規定があ
るわけですね。これは民法の三条の方を改正して、
ソ連のように満十八歳をもって成年とする、こ
うしておけば少年法の災いもなくなるし、そして
十八歳から二十歳の間を特別の規定を設けて、成
年に達したとは言いながらも、二十歳まではある
特別の規定を設けるといふようなことをやること
にして、それを救う、こういうふうによればいい
し、国内の行政法規を見ると、援護法関係、児童
保護関係、そのほかの労働その他の諸関係法規を
見ると、十八歳以上には成人としての扱いがして
あるのです。手当が出るのは十八歳未満であつ
て、援護法でも十八歳未満に手当が出て、それ以
上は手当が出ない、恩給法だけが二十歳になつて
いるだけで、あとは全部十八歳で諸手当がとま
つてゐるのです。一人前と見ている。行政法の対象
となる各種の法規を見ると、もう十八歳で大人に
なつてゐる。銭も出なくなつてゐる。そうなれ
ば、少年法問題も、民法の三条も、成年年齢は二十
歳でなくて十八歳とする。天皇、皇太子、皇太孫
は十八歳で成年です。もうちゃんとそうなつてお
る。それからソ連その他新しい傾向がみな生まれ

ておる。また、最近はどうん成長が早まつて、
十八歳で一応身体の方も生物的に成長をしてお
る。精神的なものも少しあるが、それは少年法で
二年間教育をすることでもいい。こういうこと
で民法の三条を改正する方が手取り早いので
ないか。これは民事局長の御答弁を願ひたい。
それから、少年法についてはいまだどういふ改正
意図が試みられ、従来裁判所は反発しておつた
が、しかし、最近裁判所の方でも話がどうやらつ
いたという話で、むしろ弁護士の方がまだ抵抗を
していらつしやるという話のようでありまして、
これらはどういふことになつておるのか。少年法
のあり方というものを御説明願ひたい。

○香川政府委員 民法三条の満二十歳をもって成
年とするという規定の二十歳を十八歳に引き下げ
たらどうかという御質問でございますが、確かに
現在十八歳になりますと、いろいろの意味で一人
前の扱いがされるということ、それと併せて
思いますけれども、民法の考え方は、やはりその
国の国民の法律生活と申しますか、当然権利があ
れば、それに伴つて責任が生ずるわけございま
すので、そういう国民生活における法律関係の
複雑さというふうなものも当然勘案しながら、む
しろ未成年者保護という観点も十分配慮しながら
現在二十歳になつておるわけでございます。した
が、法律行為の中には軽微なものもございま
すけれども、いろいろの場合を想定いたしますと
と、私どもといたしましては、現在直ちに二十歳
を十八歳に引き下げるといふのは、まだ相当慎重
に検討しなければならぬのではないかと、いふ
に考へておるわけでございます。

○受田委員 ちょっとそのお答へに反論したいの
ですが、二十歳に達しないでも、結婚すると成年
の扱いを受けるわけですね、そういうこと。それ
からいまま私が指摘しました初級職公務員、警察
官。いまあなたのお話によると、これは二十歳に
達せぬから、まだ未熟な公務員だから指導を加え
なければいけぬのだとか、単なる単純なる仕事な
らいが、複雑なものとは判別する能力がないのだ

ということになると、この辺で執務している警察
官でも、おれはまだ半人前としか見ないかという
ことになりませう。十八で公務員になった警察
官、一般公務員、いま法務省にも初級で十八歳で
公務員として採用したのがおるはずですよ。そう
いふものをおまえら二十歳に達するまでは民法の規
定によつて一人前には見れないのだよ、こうおつ
しやいますか。

○香川政府委員 民法が二十歳で成年とするとい
うことになつておることから、すべての関係にお
いて二十歳未満を未成年扱いにするというわけでは
ないわけでございます。民法の限りの二十歳を
もつて成年とするという意味は、いわゆる人の一
人前としての法律行為能力を二十歳というふう
にしてゐるわけでございます。たとえば不動産を
売るとか、いろいろ商取引をやるというふうな場合
の法律行為能力を、十八では十分それに伴う責任
までよい切るだけの法律行為能力はあるだろう
かという観点から民法は考へるわけでございます。
したがつて、民法が二十歳を成年にしておる
からといつて、すべての法律分野におきまして
成年は二十歳でなければならぬといふ扱いをする
というわけではないわけでございます。これは
現在十八歳でゐる、たとえば自動車免許を
与えるとかいふふうなこともございませうし、公務
員としても十八歳になれば採用できることにな
つておりますが、民法の分野における、つまり法律
行為能力を持つと同時にそれに伴う責任を負わせ
るものとして、現在、十八歳が適当かどうか、二
十歳を下げる必要があるかどうかという観点から
考へるわけでございます。

さういふ意味から申しまして、直ちに十八歳に
していいと言ひにはなほ慎重な検討を要するの
はないかといふふうにお考へておるわけございま
す。

○村上説明員 御質問のございました少年法の改
正作業につきましては、昭和四十五年の六月、少
年法改正要綱を法制審議会に諮問いたしました、

以後、法制審議会の少年法部会におきまして審議が行われてきたのでございますが、この要綱の根本とする事項に關しまして、賛成あるいは反対の意見が激しく対立したまま推移いたしました。最終結論を得るまでには相当の長年月を要するような情勢にありましたために、昨五十年に入りまして審議方針の再検討が行われまして、その結果、諮問に係る要綱の是非に關する結論はしばらくおきまして、さしあたり早急に改正すべき事項として大多数の御意見のまとまるところを中間報告の形で法制審議会総会に報告することに決定いたしました。この方針に基づきまして、部長から中間報告に盛り込むべき事項に關する試案が提示されました。当面この試案を検討の対象として中間報告の内容を決定すべく審議が行われている状況でございます。

立法に携わっておりますわれわれといたしましては、この中間報告が行われまして、これを受けて法制審議会から答申がなされましたときには、その趣旨を十分に尊重いたしました。できる限り速やかに改正の実現を図りたいと考えておるわけでございます。

○受田委員 現行少年法では、十八歳から二十歳の間の少年に対して死刑の刑罰を与えることができる規定がありましたね。

○村上説明員 犯罪を行いましたときが十八歳未満の少年に対しましては死刑の言い渡しはできない、かようになつておりますが、それ以外の少年に対しましては死刑の言い渡しは可能でございます。

○受田委員 つまり十八歳を超えて二十歳までは死刑を執行することができる、死刑を言い渡すことができる、そこに一つの問題があるわけなんです。私たちとしては、女子とかあるいは少年の二十歳未満とか、これはたとえ民法の成年年齢が十八歳になつても、そうした経過措置はとつていかなければならぬと思つたのです。二十歳までの分を特別配慮をする。だから、未成年者の待遇ということにおいて少年法あるいは民法というものが大体

一貫できるよ様に、これは民法で十八歳にしたつて決して不都合は起るわけじゃない。つまり、二十歳までの経過的な手続を別に設ければいいわけですからね。そうすると、一般的には、社会では一般の法律が大抵十八歳で少年期が終わつておるのです。民法と恩給法だけが二十歳が残つておるわけなんです。成年年齢の基準を十八としておつたとしていい時期である。そして二十歳までは死刑を宣告しないという制度など設けるべきである。女子も、か弱い女性を、中には悪らつた者もおるが、大体女子は弱いもんですから、やはり死刑は女子は少し緩和するとかいうことで、何かひとつ残虐刑の緩和を図るべきだ、かように思つております。

それからもう一つ、少年院というこの言葉も、院という言葉を使うと何やら類推させる危険があるから、いま全国の少年院の中に何々学園などと称して上品な言葉を使つておるところがあるから、少年院ということにしないで、たとえば山口県で言うならば、平生にある新光少年院などは平生学園とかいうふうにしてやれば、対外的にもいい印象を与えるから、少年院、少年という名称はひとつ考へるべきじゃないか。中にはもう変えたところがあるのです。いかがでしょう。

○村上説明員 少年院の問題は矯正局の御所管でございますので、私の方ではちょっと答弁しかねるわけでございますが、先生の御趣旨は十分に私も理解できるところでございます。

○受田委員 担当局でないの何ですが、それじや最後に、せつかくいい機会でございますので、ちょっとこの間の白鳥警部殺害事件についてお尋ねしたいのです。最後にもう一つ、入国管理問題があるのです。

白鳥警部殺害事件、北海道の道警の警備部は、昭和二十七年の白鳥警部殺害事件の直後に中国へなどの密出国をして、ほとぼりのさめた最近に至つてひそかに帰国した同事件の容疑者を書類送検したという新聞報道を見たのです。このことがもし事実とすれば、同事件が持つあの陰惨な記録

は、いまもって継続中であるということを示すものですね。国民としても重大な関心を寄せざるを得ない問題であります。そこで具体的な事実経過と現在の捜査状況について御説明を願いたい。

○石山説明員 ただいま先生お話ししの白鳥事件と申しますのは、昭和二十七年の一月二十一日夜に、当時札幌市警察署の警備課長をいたしておりました白鳥一雄警部が自転車で帰宅の途中、背後から何者かに拳銃で撃たれて殺されたという事件でございます。この件につきましては、共犯者といたしまして、当時の日共札幌委員長でありました村上治なる者が犯人であるということになりまして、一審、二審、三審と公判審理が進みまして、三十八年に有罪裁判が確定いたしました。それに対しまして共犯者の一部の者が当時中国に逃亡しておつたということがわかりましたので、最近それに関しまして共犯者の数名を目下札幌地検において捜査中であるという状況でございます。

その捜査の状況を簡単に申し上げますと、大体新聞報道等に出ております主犯と申しますか、現在の捜査の中心になつておる者を事例的に申し上げますと、植野という者がおりまして、この人につきましては現在三つの被疑事実、すなわち昭和二十六年の十二月中ごろから二十七年の二月初めごろまでの間に、先ほど申し上げました当時の村上委員長らと共謀して米國製の拳銃一丁を不法に所持しておつたという事実。二番目といたしまして、二十七年の一月月上旬ごろから中旬ごろまでの間に、同じく村上委員長らと共謀いたしました、人の財産、身体を害する目的で爆発物三個を所持しておつたという爆発物取締罰則違反の被疑事実。三番目に、昭和三十年ごろに中国に密出国をしたという事実。以上の三点につきまして、現在札幌地検が、ただいま申しましたように捜査中であるという経過でございます。

○受田委員 海外逃亡の期間を時効停止するといふ態度でおるわけですか。

○石山説明員 先生御案内のとおり、刑事訴訟法によりまして、犯人が国外に逃げ隠れている間は

公訴の時効は進行しないという規定がございますので、昭和三十年ごろ出国をいたしました昭和五十年ごろ帰国したという間は、時効が進行しないという解釈をとつております。

○受田委員 その密出国と密入国との明確な時効がはつきりしておるのですか。

○石山説明員 ただいままでの捜査の経過で簡単に申し上げますと、まだ全部捜査終了したわけではございませんので、ごく概要的に申し上げます。大体昭和三十年前後に出国いたしましたので、昭和五十年ごろに帰つてきたということでございますが、帰国の時期は一応五十年の五月初めごろといふふうにお考へております。密出国の時期は余り正確ではございません。

○受田委員 入国管理局は、そうしたいまの事件に關する密出国また帰国というふうなものをつかんでおるのですか。

○竹村説明員 現在刑事手続によつて調査中でございますから、そういった点が問題になりますけれども、われわれ自身が現実には扱つておるのは外国人でございます。これは日本人でございますから、日本人自体の出入国管理令違反につきましては刑罰法令によつて処置する、こういうことになりまして。

○受田委員 この事件に対してもうちよつとだけ、一口で答えていただきたいと思つたのですが、当時の日本共産党札幌軍事委員会というのはいかゞどういふような性格を持つておつたものか、それが白鳥警部殺害事件と何のかかわりがあったのかという点をちょっとお答え願いたい。

○石山説明員 日本共産党軍事委員会と申しますのは、私どもがただいままでの資料で承知しておりますところによりますと、昭和二十年の十月ごろに日本共産党の第五回全国協議会、略称五全協という大会がございました際に、革命間近という見地から武装方針が指示されました。それに基づきまして各地に軍事組織がつけられたという事実がございます。それに即応して設けられま

した委員会の中核的な機関であるというふうな理解いたしております。

○受田委員 これは国民が一つの疑惑を持つて居るわけですから、あいまいな処理の仕方ではなくして、きちっとした処理をして国民の疑惑を一掃してほしいと要望しておきます。

最後に、今回の法律改正案を見ますと、訟務局をつくるために入国管理局の次長さんのポストをなくするという提案です。ここに行政機構のいじり方には、はなはだ理解に苦しむ点があるので、入国管理局の仕事は、先般も入管白書が出されて、政府に対する直言、裁判批判などを行って大変注目されておるわけです。こういう一般国民に關係がないように見えて実は非常に重大な問題をやらんだ役所がある。歴代の局長は外交官の大使経験者である。また次長も指定職として検事出身の優秀な人が歴代続いておるといふ特別のポストです。それをもぎ取って局長のポストへ充てるという、いかにも機械的な感じがするわけでございます。この行政のいじり方について、また入国管理局の従来の次長制、この厄介な出入国管理を担当して長い間出入国管理法をつくらうとして居るような行きがかりのあるものを、指定職の次長までもぎ取って訟務局をつくるというような行き方にいささか疑義を感じる。訟務局の仕事が大変ふえたという事はわかる。しからば何かほかによい方法はなかつたかということでございます。

○稲葉國務大臣 国を被告とするあるいは原告とする、そういう訴訟がたくさんになり、複雑になり、官房の一部では、他の行政省庁との訴訟進行に關する協議などにも、格が一ツ下なものですから不便があるというようなこともございます。まあ人員も次第に充実することを前提として、とにかく部を局に復活したいというところが、四十三年以来の事件の趨勢にかんがみて近年強く要望されてきたわけです。私も就任してもっともだと思ひまして、何とかしなければいかぬ、就任早々ではありましたが、相当強い決意を持って大蔵当局、行政管理庁当局に談判をいたしま

したが、ついに五十年年度予算編成のときにはうまいいきませんで、来年は最優先的に考えるということで、五十一年度予算編成のときにこれができた。そのときに、御承知のように予算の最終段階におきましては大臣折衝、大蔵大臣と私の折衝では決裂、承服できない、大蔵大臣も認めるわけにいかない、こういうことになりましたものですか、党三役と政府の折衝ということになりました。去年等のいきさつもあるから、それから事情もよくわかつて居るからこれは認めようということになった。そして行政管理庁長官もそれに承服することに最終的にはなつたわけです。なるにについてはスクラップ・アンド・ビルドということをして、そんなばかなことを言つたつて、法務省になんかスクラップするところなんかないよと私は言つた。まあそういうわけ、ひとつこれは法務省事務当局と行政管理庁の事務当局で詰めることにして、ここはまあ、局は設置するといふんだから法務大臣も余りがんこなことを言わないで、そういう事務折衝に任じたらどうですか、こう言われた。事務折衝でうまくやってくれるかなと思つて期待して事務折衝を行つておつたところが、まさか竹村君のところに行くとは思わなかつたもので、えらいことになつたなと思つたわけなんです。しかし、もう折衝もそうなつて、予算の最終段階ですし、これをやらなければ閣議が開かれま

せんし、そういう状況でまことにぎんぎんにたえません、申しわけないと思つております。そういう事情だけを申し上げて、こんなことは答弁になりませぬけれども、先生御指摘の点をもつともだと思へばこそ、こういうことを泣き事みたいにおし上げて、はなはだ見苦しいことですから、私も御御断願したいと思つて居る。

○受田委員 稲葉先生にしては大変お弱い御発言が、いさあつたわけでございますが、ただ一つ私に疑点が出たのです。財政的にはこの次長のポストを外して局長にすることによって、どれだけ予算がふえるわけですか。予算折衝で大変苦勞されたということですが、どれだけ予算がふえたかと

いうことでございます。事務当局で結構です。○藤島政府委員 お答えいたしますが、人件費の關係は、両方とも、官房の訟務部長が指定職でありましたのが局長で、同じように指定職になり、入管の次長は指定職でございまして、その指定職がなくなつたということで、人件費的にはほとんど關係がないわけでございます。

○稲葉國務大臣 それで、予算がふえるわけじゃないんじやないか、そしてこの訟務事務が格が上がり、士気が上がつて一生懸命にやれば、負けてしよつちゅう金を取られるのが防げるじやないか、こういうことも言いました。国の予算の支出を減らせ、しかも局にすることによって予算をよこせというわけじゃないんだから、こんなのがどうして大蔵大臣認められないのだ。こういうのが私の理屈なんですけれども、まあしかし、結果がこういうふうなことになるので、非常に事志と違つたような、だまされたと言わぬけれども、そういうようなことになつておるわけですから、これまた法務大臣であるとなしにかかわらず、政治家である以上は、こういう欠陥を粘り強くひとつ今度ほもとへ戻す、そういう充実するところへ努力したいと思つて居るのがいまの心境でございます。

○受田委員 私また、財政的に大変苦勞されたとおっしゃるから、ずいぶん予算でもよけい取つたかと思つたら、財政的には何もプラスになつてはおりぬということ。そうすると、財政的貢獻はゼロ。ただポストを異動したというだけ。指定職と指定職です。入国管理局は従来次長が充て検でいらつしやる。したがって検事の俸給をもらうから、局長よりも月給が高い人が——竹村さんどうなつておられますか。これは局長が大分先輩だから、この場合は局長の方が高いですか。どうですか、いま、あなたの方が高い。影井さんの方が高いのです。ところが、充て換をもつてする職種でございますから、次長の方が高いことがある。どっちも指定職である。大物が二つそろつておるわけである。

そういう意味で、法務省には非常にいろいろな種類の職種があつて、大使経験者もいらつしやるば、検事出身、また判事の人が検事にかつてこられる人もある。だから私、十数年前に官房長ができるるとき、いま各省は全部官房長ができたが、最後に文部省と法務省しか官房長を置かぬところはなないんだが、法務省は官房長を置かぬところの雑多な職種をまとめる役が要るんじやないかと言つたら、いや要りません、法務省には官房長がない方がいのですよという答弁だったので、大変な役所だつたのですよ。私が質問したからよく覚えて居る。そうしたら、いまになつてみるとやはり官房長があつた方がいいということになつておる。そんなふうな法務省というのは非常にいい役所なんです。そういう調子で長い歴史を持つておる。一番最後に法務省が官房長をもちつたからやろうと言つても要らぬと言つた。行管の方は残つておる方がいいから、官房長などというのは遊離したポストだから、ちゃんとしたポストに局長がおる方がいい。官房長などは、大臣が幾らでもやれば事務次官がびしつと調整できるという役所だつたのです。

だからいま大臣も、竹村君のところによもやとばつちりがいこうとは思わなかつたという御答弁がございました。私も、竹村さんも影井さんもよく存じ上げておる。あなたの高級部下はそれぞれりっぱな人が勢ぞろいしておられる。これは私が確認しますよ。確認しますが、あなたとしては、それは竹村さんだつて次のポストは幾らでも前途洋々ですから、別に大臣が心配されなくとも、あなたがそのポストについては十分力を入れてあげていけばいいわけですが、何か将棋のこまをちよこちよこ動かすような行政機構の改革が行われている。人数の一番少ない役所と言へば、村岡さんのおらぬ役所です。人権擁護という問題が非常に大事な憲法上の問題でなければ、そうすれば人

たいのだということを申し上げたんですが、同じような御質問でございますので、ごもつともでございますまして、重々その点を気をつけつつ、今後の訴訟進行に当たりたいと思っております。

きよりは受田先生から大変貴重な御意見をいろいろ拝聴しました。私、勉強になりました。飯も食わされなかった不利益よりも、あなたのお話を聞いたことがはるかに公益に合致しておりますことを申し上げ、どうぞひとつ御健康に御留意をお願いいたします。

○受田委員 どうもありがとうございます。御苦勞さんでした。

○木野委員長代理 次回は、来る十七日月曜日、午後一時理事会、一時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時十分散会

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六百十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「四万三千三百八十八人」を「四万二千九百九十九人」に、「四万四千五百七十五人」を「四万五千二百五十一人」に、「二十六万六千四百六十六人」を「二十六万七千五百三十四人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十九条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十九条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第二十一条関係)」に、「小牧市」を「三沢市」に改

める。

附則

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は昭和五十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

理由

自衛隊の任務の遂行の円滑を図るため、自衛官の定数を改めるとともに、第三航空団司令部の所在地を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五第二項中「一百万円」を「一百万二千二百円」に改める。
附則第七項から第九項までを次のように改める。

7 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定に基づき、育児休業の許可を受けた職員には、育児休業の期間(同法第五条第四項の規定により育児休業の許可の効力が停止されている期間を除く)中、育児休業給を支給する。

8 育児休業給の月額、俸給の月額に、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三十八号)第百条第二項(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の適用を受ける職員にあつては、同法第百十四条

第二項)の規定に基づき定められた割合を乗じて得た額を合計した額とする。

9 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条第一項の教職調整額を支給される職員に係る前項の規定の適用については、同項の俸給には当該教職調整額が含まれるものとする。

10 前三項に規定するもののほか、育児休業給の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

11 職員に育児休業給が支給される間、第五条第一項中「及び義務教育等教員特別手当及び育児休業給」とする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第二条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員には、一般職の国家公務員の例により、育児休業給を支給する。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の二を次のように改める。
第六条の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四条に定めるもののほか、条例で、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員に対し、育児休業給を支給することができる。

2 第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する育児休業給について準用する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第一條中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の五第二項の改正規定並びに附則第二項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の五第二項の規定は、昭和五十一年三月一日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十一年三月一日以後の分として支給を受けた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
4 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
4 当分の間、第一条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当、育児休業給」とする。

理由

一般職の職員の給与に関する法律及び学校教育水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)の規定に基づく人事院の国会及び内閣に対する昭和五十一年三月十一日付け勧告並びに義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の規定に基づく人事院の国会及び内

閣に対する同日付け勅告にかんがみ、義務教育等
教員特別手当を増額するとともに、当分の間、義
務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設等の
看護婦等の職員に対し、育児休業給を支給する等
の必要がある。これが、この法律案を提出する理
由である。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三
号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の六局」を「次の七局」

に、「保護局」を「保護局」に改め、同条第二項中
「及び訟務部」を削る。

第四条第三項及び第四項を削る。

第五条第一項第二十二号及び第二十三号並びに
同条第三項を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 訟務局においては、次の事務をつかさど
る。

一 民事に関する争訟に関する事項

二 行政に関する争訟に関する事項

第十一条の三中「第九条まで及び前二条」を
「前条まで」に改める。

第十三条の二第一項中「第五条第一項第二十二
号及び第二十三号」を削り、「並びに」を「第十条
及び」に改める。

附則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行す
る。

理由

訟務行政の円滑な運営を図るため大臣官房訟務
部を訟務局とする等の必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

